

大阪市社会福祉研究

第 48 号 2025. 12

[巻頭言]

福祉同心 向井順子 (1)

[論文及び実践報告]

「グリ下」から考察する若者支援の現在地 柴田大樹 (3)

社会的養護を経験した子どもの自立後の生活における困難と養育者の取り組み
—施設養護と家庭養護の関係者へのインタビュー調査から— 小島孝雄 (15)

関西の都市における介護の近代化
—大阪と和歌山・田辺との比較— 樋原裕二 (27)

見守られる関係からつながり合う関係へ
—東淀川区ライフケーション事業における登録者交流の取り組み— 高橋加容 (41)

大阪市西淀川区における会議参加者インタビュー調査を通じた包括的な
相談支援体制の実態 大里祥 (55)
末長秀教／北川好美

医療型障がい児入所施設における垂直避難訓練報告
大島の分類に基づく避難時間の傾向と避難計画への示唆 堀田祥司 (69)

地域・福祉／介護事業所協働による住民移動支援活動
「スマイル号」運行の試み（経過と課題、展望） 西川雅也 (83)
山下保一／和田勲子／山本淳子／南佑実
山岩畔勇人／浦敏修／松井久一

Szondi の心理学理論に基づく心理的発達の理解と児童福祉実践への示唆
—心の動きの4つのレベルの観点に基づく男児の検査結果の分析から— 三浦史進 (95)

面接場面における家族療法のコラボレイティヴアプローチの実践と学び
～社会構成主義を基に治療的会話（対話）の過程による気づきと変化～ 中村和子 (109)

[資料]

募集要領・編集委員会設置要項・投稿規定・執筆要領 (119)
同心会社会福祉研究奨励賞選考一覧 (125)
同心会について (131)

大阪市社会福祉研修・情報センター

〔運営主体：社会福祉法人 大阪市社会福祉協議会〕

卷頭言

福祉同心

大阪市福祉局長 向井順子

「私のことを覚えていますか？」

昭和63年、大阪市役所に福祉職員として採用され、最初に配属された民生局中央児童相談所に赴任した日、西野児童相談所所長からこう尋ねられたことを、今でも鮮明に覚えています。「採用面接試験の時にお会いしましたよ」と優しい口調で言葉をかけてくださいり、所長は、その後も虐待事案や非行少年の対応に奔走する私たち福祉職員を、穏やかな笑顔で常に見守ってくださいました。

『大阪市社会福祉研究』は同心会の機関誌です。同心会とは、巻末にも説明があるとおり、大阪市の社会福祉関係者の自己啓発や研究を支援する組織です。同心会の名称の由来は三つあり、中でも「社会福祉を探求し、実践する者全てが心を同じくしてミッション（使命）をもって課題に取り組んでいこう」という“福祉同心”から命名されたという説明が同心会の設立趣旨を最もよく表しています。

令和7年に創刊45年を迎える『大阪市社会福祉研究』は、昭和55年4月に第1号が発刊されて以来、大阪市役所や社会福祉協議会、社会福祉法人やNPOなどの福祉に携わる多くの方々の研究発表や実践報告の場となっていました。応募論文のテーマの変遷は、大阪市の福祉の変遷をそのまま映し出しており、「社会福祉学」が時代とともに変わる人々の暮らしを見据える学問であることを実感します。

さて、大阪市福祉局も昭和、平成、令和と時代を重ねる中で、福祉事業の在り方が大きく変わり、今まで新たな局面を迎えています。

大正元年8月に財団法人弘済会として発足した弘済院が、115年の歴史に幕を下ろす予定で、その機能を継承・発展する大阪健康長寿医科学センターの令和9年度開設準備が進んでいます。もともと弘済会は、授産、育児、救療、養老、保育事業など、すべての年齢層の困難に応える施設としてスタートしました。60周年の記念誌冒頭、当時の大島市長が「いまや、社会福祉施設は、単に入所している少数の人たちだけのものではなく、それに幾倍、几十倍する在宅の人たちにも開放され、また働きかけるものでなければならない」と語っています。現在の弘済院附属病院は大阪市北部の認知症疾患医療センターとして、

その役割を果たしています。

令和7年版高齢社会白書によれば、令和22年には65歳以上の認知症および軽度認知障害（MCI）の高齢者が、それぞれ584.2万人（有病率14.9%）、612.8万人（有病率15.6%）に達すると推計されています。介護を担うのは主に同居家族であり、老老介護も年々増加しています。また、2014（平成26）年の研究では、認知症に伴う医療費や介護費、介護離職など社会的コスト総額は、2060年（令和42年）には24兆2,630億円になると途方もない数字が示され、私たちにのしかかってきています。

大阪市で認知症の方への支援策を考えるにあたり、私たちは二つの重要な点を押さえておく必要があります。一つ目は「認知症への正しい理解」です。今なお誤解が多くあります、国が「共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号）」でめざすのは「認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らせる社会の実現」です。認知症になってからも、一人一人ができること、やりたいことがあります、希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという「新しい認知症観」にギアチェンジし、認知症施策を認知症の方の観点から進めていくことが大切です。

二つ目は「認知症は長期的なケアを要する」という理解です。新しい薬の登場や認知症のリスクの解明により、進行を遅らせることは可能となりつつあります。そのため、認知症の方が地域で安心して長期的に暮らせるような土壌をつくることが重要です。認知症領域の専門職のみならず、家族や地域を含めた人材育成がより一層求められており、全力で取り組む覚悟です。

新たにスタートする大阪健康長寿医科学センターは、弘済院のレガシーを受け継ぐとともに、認知症の超早期発見・予防・治療をめざす先端研究開発の西の拠点となります。診断・治療・研究・介護・人材育成・教育の諸機能を融合し、地域へ成果を還元するとともに、東の拠点である量子科学技術研究開発機構（QST）と連携し、日本全国へ研究と実践の成果を発信していきます。大阪市や大阪公立大学、社会福祉法人等による連携、さらに大阪市がトップランナーとして取り組んできた市民後見人制度や民生委員制度といった地域の支え合いの仕組みにより、更なる底上げが図られるものと期待しています。

西野所長との出会いから約40年。巻頭言執筆にあたり、同心会設立に尽力された桜木民生局長と西野所長（当時：調査課長）の歩みを知り、福祉専門職への温かいまなざしの源にもふれることができました。西野所長、今の大阪市は、当時思い描かれていた福祉の姿に近づけているでしょうか。

福祉同心。福祉局職員全員が心を同じくし、大阪市民の安心安全な暮らしのために尽力してまいりますので、どうぞ見守ってください。

〔研究論文〕

「グリ下」から考察する若者支援の現在地

柴 田 大 樹

サマリー

本稿では、前半で「グリ下」の発生から現在に至る経過を、メディアや世論といった社会情勢の影響を交えつつ整理した上で、「グリ下会議」等により大阪市と民間支援団体との官民連携体制は一定構築されているものの、公的な支援の実施が十分とはいえない検討していく必要があることを示した。後半では、若者支援の現状と課題について政策法務の観点も交えながら、大阪市では子ども・若者育成支援推進法の取組が不十分であること、子ども若者シェルターは重要な仕組である一方で法的権限の不足が明らかであること、住所不安定の若者支援は「居住地」「現在地」となる自治体が所管せざるを得ないこと、居場所づくりに関する法制度体系が未整理で自治体での活用に課題があること等を明らかにした。まとめとして、都市部の若者支援においてミクロ・メゾ・マクロレベルそれぞれの取組の連動が重要であると結論付けています。

キーワード

居場所、住所不安定、シェルター、子ども・若者育成支援、児童福祉法

目次

- 1 グリ下の現状
 - 1 - 1 「グリ下」の経緯
 - 1 - 2 「グリ下」に関連する公的施策
 - 1 - 3 「グリ下」での民間ベースの支援
 - 1 - 4 「グリ下」における個別支援の状況
 - 1 - 4 - ① 住所不安定
 - 1 - 4 - ② 被虐待

1 - 4 - ③ 知的障がい・精神障がい・発達障がい等

1 - 4 - ④ 医療

1 - 4 - ⑤ 就労

2 若者支援の課題

2 - 1 子ども・若者育成支援推進法の構造的課題

2 - 2 こども若者シェルターの法的権限に関する課題

2 - 3 関係各法における住所地・居住地と所管自治体の課題

2 - 4 「居場所づくり」における制度重複と経費の課題

3 まとめ

1 「グリ下」の現状

1 - 1 「グリ下」の経緯

コロナ禍の行動制限により人の往来が激減していた2021年夏頃、戎橋周辺において若者が数十人単位の規模で集団を形成する事象が発生し始めた。集団による飲酒・喫煙・オーバードーズ（医薬品の過剰摂取）等の行動が問題視されるようになり、その中心がグリコの看板下に位置する事からSNS等で「グリ下」と呼ばれるようになり、マスメディアも主要各社がその状況を取り上げるようになり「グリ下」の呼称を用いた事から、東京の「トーキョー（新宿東宝ビルの横）」等と並び、2022年には大都市における特徴的かつ共通性の高い事象として認知されるようになった。集まる若者達の中には被虐待や家族関係といった生育環境に課題を抱える者も多く、問題行動があるとはいへ平成以前によく見られたような「非行グルー

「」とは一線を画する、パワーレス状態にある者の割合が高い傾向にあるのが特徴である。このような中で犯罪に巻き込まれる事案も多く発生しており、性犯罪や金銭搾取といった被害者側と窃盗や暴行といった加害者側の両面、さらには先述の飲酒・喫煙・オーバードーズ等をはじめとした問題行動等、触法行為が多面的な要因で発生し若者の安全を脅かす状況は現在も継続している。

新型コロナが5類感染症に移行し、インバウンドを中心に観光客数が回復しにぎわいを取り戻した2023年以降は、戎橋下や周辺での数十人規模の集団による問題行動は減少したものの、少人数での集まりや近隣エリアでの集まり、SNS等によるオンラインでの繋がりは当然に継続しており、直接戎橋周辺にたむろする事を指すだけではない「グリ下界隈」という居場所を求めてやってきた若者のコミュニティを示す概念的表現に発展している。

本稿執筆時点の直近では、2025年3月に大阪市建設局が設置した万能塀に若者への排除という意図が見えると複数メディアが否定的に報道しており、市長は記者会見において若者の安全を確保するための策であること、ネガティブなニュアンスでのメッカにさせないことをその意図として再三発信している⁽¹⁾が、当事者からは「居場所を潰すのをやめてほしい」「急に排除しにきた」「壁を作っても状況が変わらない限り場所や形を変えて残り続ける」「塀設置にお金を使うなら若者支援に使ってほしい」といった、決してポジティブに捉えているとはいえない声が多い⁽²⁾。

メディアによる発信については、「グリ下」が取り上げられるようになった初期は、課題を抱えた若者にスポットを当てた紹介や支援者の関わり等による更生という単純な構造の記事が多く見られたが、認定NPO法人D×Pによるものをはじめとする支援活動や発信等の影響か、徐々にその背景や社会的要因にまで踏み込んだものが主流となってきた⁽³⁾。しかしながら、「グリ下」関連のウェブ記事へのコメントは「グリ下」に集ま

る若者に対する批判的意見が高い割合を占めており⁽⁴⁾、この論調を世論全体のマジョリティと捉えるのは危険かつ不適切ではあるものの、社会全体における認識という意味合いではまだまだ課題が多い状態であるといえる。

1-2 「グリ下」に関連する公的施策

執筆時点における大阪市の取組で特筆すべきものとしては、まず「グリ下会議」の開催が挙げられる。2023年7月に大阪府知事と大阪市長が「グリ下」の視察を行い、南警察署・道頓堀商店会と意見交換を行った際に、知事から府市及び関係者による実務者レベルでの対策会議の実施が示されたことによるもので、同年8月に第1回が開催されたのを皮切りに、2025年7月時点で8回開催されている。「グリ下会議」では、D×P・一般社団法人ひとりぼっちにさせへんプロジェクトといった支援団体や、道頓堀商店会・戎橋筋商店街振興組合といった地元商店街が構成員に名を連ねており、若者支援の福祉的アプローチのみではなくまちづくりや地域の安全・安心といった幅広い視点から議論されているのがその特徴であるといえる⁽⁵⁾。東京でも同様に都が「『ト一横』等における青少年・若者の被害等の防止に係る情報連絡会」を2023年10月から開催しているが、行政機関以外の民間人の出席は令和5年度第2回の支援団体3法人、令和6年度第1回の学識者（オブザーバー）に留まっている⁽⁶⁾。同様の課題を抱える福岡県では市・県・警察・支援団体の連携強化を目指し2025年夏に協議会を開始する予定とされており⁽⁷⁾、愛知県では一部の民間支援団体による活動に留まっており行政による協議体等の実施予定は本稿執筆時点では確認できず⁽⁸⁾、多様な関係者の参画による議論という点では大阪に一日の長があるといえる。一方で、東京都による「きみまも@歌舞伎町」⁽⁹⁾や名古屋市による「#栄でチルする?」⁽¹⁰⁾のような、局地的地域事情への対策を目的とした居場所事業は大阪には存在していない。ただ、実施していない点を直ちに問題視

すべきではなく、詳細を1-3に記載しているD×Pの自主事業「ナイトユースセンター」との住み分け・役割分担の整理を要することや、対応すべき課題が複合的であり想定される所管が福祉局・こども青少年局・市民局・中央区役所と多岐にわたること、またグリ下会議における議論で示された、若者の多くが持っている大人への不信感や行政への拒否感への対応策に関する検討の不足等、単に予算計上し実施すれば解決・改善するという性質のものではないと認識している。

次に、若者の居場所を議論するにあたって不可欠な論点の一つである、住所不安定者へのシェルター機能であるが、18歳以上の若者に関しては大阪市では生活困窮者自立支援法に基づく居住支援事業（旧一時生活支援事業）を活用している。元々はホームレス施策として社会福祉法人大阪自彌館が受託し西成区で運営していた三徳生活ケアセンターにおいて、2024年12月から浪速区でサテライト個室5室の運用を開始した。D×Pと大阪市福祉局が共同実施したアンケート結果において宿泊ニーズの高さが明らかとなったこと⁽¹¹⁾に端を発しており（アンケート結果の当該部分については図1-1・図1-2を参照）、これまでホームレス自立支援法を根拠とした、あるいはそれ以前からの事業をルーツとした相部屋主体の実施であった大阪市の居住支援事業が、若年層を中心とする個室ニーズを反映した実施手法による体制拡充を図った意義は大きいと捉えている。2025年6月に開催された第8回グリ下会議では、個室シェルターの利用実績が出始めているとの報告が

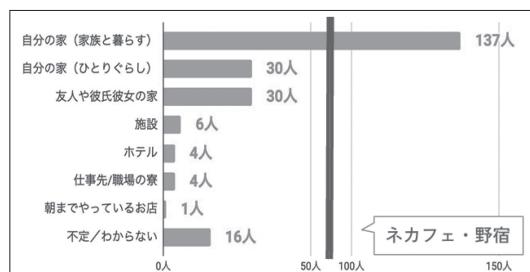


図1-1 直近1か月、おもにどこで寝泊まりしていましたか？

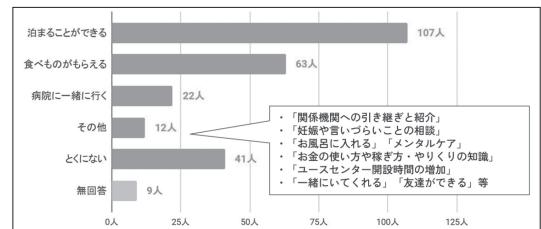


図1-2 あなたが「こんなサポートがあったらいいな！」と思うものはありますか？

出典：D×P（2024）⁽¹³⁾

なされている⁽¹²⁾。

18歳未満の未成年についてであるが、家出等による住所不安定層がグリ下界隈に滞留している状況は一定把握されているものの、現状としては補導からの身柄付通告をはじめとしたこども相談センター（児童相談所）による対応がメインとなっており、「グリ下」という特定の地域課題に対する施策事業は特段実施されていない。未成年の住所不安定者の対応に関する課題については2-2で詳細を述べる。

1-3 「グリ下」での民間ベースの支援

前項では公的なグリ下関連施策について述べたので、本項では民間団体の自主活動による支援について示す。まずは現時点で最も継続的かつ大規模な支援活動を実施しているD×Pであるが、「グリ下」での直接支援は「フリーカフェ」が最初の取組である。D×Pは2022年6月に中央区役所を訪問し事業の趣旨や内容に関する説明を行い、中央区役所から行政機関や地域団体への調整についての後方支援を受けることとなり、その結果同年8月には「フリーカフェ」開始と極めてスピーディに進んだ。しかしながら道頓堀河辺を活用したスペースであるとんぼりリバーウォークにテントを立てるスタイルの活動では、気候天候に左右される実施状況や個別相談でのプライバシー確保といった課題があり、2023年夏には近隣の店舗テナント物件を利用した「ナイトユースセンター」へ活動をスライドされた⁽¹⁴⁾。場所は非公開ながら口コミを中心に毎回50人前後の利用が

あり、食事や生活用品の提供を受けたり動画撮影・音楽・ゲーム等をして過ごしたり、週2回の開催ではあるが若者達の大切な居場所となってい
る⁽¹⁵⁾。特徴的なのはD×Pが設定している利用ルールは飲酒・喫煙・オーバードーズの禁止等の最低限のみで、細かな利用法は利用者とスタッフが意見を出し合って決められている点である。例え
ばユースセンター内部が土足禁止となっている
のは、清掃の手間の軽減やよりリラックスできる
空間にといった意図で、利用者からの提案により
開始後ほどなく決まったルールだそうである。また、利用にあたって公的身分証明による本人確認
は特段行っておらず、自己申告によるニックネー
ムで利用可能となっている。行政が事業として開
設する居場所では仕様段階で一定不可避である利
用ルールの設定が、利用者を交えた意見交換によ
り日々アップデートされているのは、若者達に
とってより過ごしやすい居場所にするという点だ
けでなく、大人に意思表示した結果何かが変わ
るという経験が乏しい若者達の自己肯定感醸成とい
う意味でも大きな価値があり、特筆すべきポイント
であると筆者は捉えている。

ひとりぼっちにさせへんプロジェクトは、元々個人レベルで取り組まれていた「グリ下」における支援活動が法人化されたもので、D×Pと異なり組織的支援や大規模の活動というスタイルではなく、SNS等で繋がった若者を個別に対応するという手法を中心の活動となっていた。また、個別の支援のみならず活動の波及も目指されており、府下自治体や東京・福岡の団体等とも協定を締結し若者支援における連携強化を図られている。2024年頃には一時活動がやや停滞していたと思しき時期も見受けられるが、代表者の交代により現在はメタバース（インターネット上の仮想空間）による若者の居場所づくりに向けて取組が進められている⁽¹⁶⁾。

また、D×Pやひとりぼっちにさせへんプロジェクトの活動から「グリ下」に集まる若者が商店街や地域のイベントに参加する機会が生じ、

「グリ下」に対するネガティブなイメージが払拭しきれたわけではないものの少しづつ現状の浸透や理解の促進が生まれ、応援する立場を示す地域団体も増加傾向にあるようで、多様な主体による協働に発展しつつあるのはプラス材料であるといえる。

他にも「グリ下」で夜回りや声かけ等の活動を
している個人・組織の話を時折耳にする機会はあるものの、残念ながら詳細や実態の把握には至
っていない。規模が違う為単純に比較すべきもので
はないが東京と比べ民間支援団体が少なく、高い
自己資金調達力を持つD×Pでもニーズに対する
サービス提供にかかる負担が厳しい状況にあり⁽¹⁷⁾、
民間自主活動における普遍的課題である安定的財
源の確保にあたり、どのような手法による公的資
金の投入が可能か、活動への支障や制約が生じて
しまっては意味がないため、慎重に検討を進める
必要があると認識している。

1-4 「グリ下」における個別支援の状況

本項では「グリ下」の若者に対する個別支援で
代表的なものをいくつか簡単にお示しする。ここ
で取り上げる内容はいずれも現場における事例の
積み上げにより既に一般化した事象であり、特定
の個人に繋がる内容ではないものとして記載して
いる。

1-4-① 住所不安定

家出等により実家に帰宅できない事例。知人宅
やホテル等を転々としているパターンが多く、
ホームレス自立支援法の定義からは外れるが広義
のホームレス状態にある若者は多い。行政として
は18歳以上の若者であれば先述の三徳生活ケア
センターサテライトの利用に繋げていきたいとこ
ろではあるが、本人の意向や行政支援の拒否等に
より認定NPO法人Homedoor等の民間シェル
ターを利用する事例や、住所不安定状態を継続す
る事例も多数存在する。また、三徳生活ケアセン
ターサテライトの利用に至っても、個室とはいえ

飲酒・喫煙の禁止や門限といった施設の基本ルールが適用される中で、それらのルール遵守に課題がある事例も生じている。安定的な居所の確保に向けた居住支援も非常に重要な支援の一つであり、中央区では現在地での相談という扱いで住所不安定の若者を自立相談支援機関で対応し、協力関係にある複数の居住支援法人と連携した住居の確保に努めており、必要に応じて契約した物件所在地での生活保護申請支援等も行っている。18歳未満に関してはこども相談センターによる一時保護あるいは施設措置が基本となる中で、支援者の関わりや説得により入所を自己決定する中高生年代のこどもも僅かながら存在するが、支援困難な状況は続いている。

1-4-② 被虐待

児童虐待アセスメントを適用した場合重度あるいは最重度と判断される可能性が高い身体的虐待や性的虐待が疑われる事例、障害基礎年金やアルバイト賃金の搾取といった経済的虐待に位置付けられる事例、人格否定等の心理的虐待にあたる事例等、直近で生じている場合もあれば幼少期から継続されている場合もあり、その内容・期間・背景は多岐にわたっている。本人が既に18歳を過ぎていたり保護者と実質的に縁が切れている状態であったり等で、通告通報を行なうこども相談センターや区役所による児童虐待もしくは障がい者虐待の判断に至る事例は皆無ではあるものの、その生育歴が心理面や社会経験等様々な場面で彼らに大きく影響を与えていた事は間違いない、個別支援に携わる際には留意すべき点として認識しておく必要がある。

1-4-③ 知的障がい・精神障がい・発達障がい等

障がいに起因する生きづらさや居場所の無さが「グリ下」へやってくる契機となっている若者も少なくない。またそういった背景の若者は適切な障がい児支援を受けていなかった場合も多

く、障がい受容できていない、障がい受容が不適切である（自分には価値がない・罪を犯しても処罰されない等）、あるいはそもそも障がいの認識が無いといった事例も多く見られる。この点に関しても被虐待と同様に個別性や障がいの程度・内容等を適切に把握した上で、障がい者手帳や障がい福祉サービスをはじめとした各種手続支援等を行っていく必要があり、住所不安定事例のアセスメント過程で複合的課題の一つとして表出してくる場合が多い。

1-4-④ 医療

現時点では行政による受診支援に繋がっている事例は多くはないが、D×Pによる支援では妊娠や性病に関する産婦人科の同行受診支援や精神科の受診調整等が、高いニーズとして存在している。無保険の若者も多く、医療機関の厚意や無料低額診療制度の活用が中心となっている実態には、制度上非常に難しい問題ではあるが何らかの改善を図る必要性が認められる。

1-4-⑤ 就労

「グリ下会議」の発足当初は知事による発信もあり重要なファクターの一つであったが、前段階の支援を要する若者が圧倒的多数である事が程なく明らかとなり、現時点では政策的な重要度はやや下がっているものの、個別支援レベルでは就労意欲と稼働能力のある若者に自立相談支援機関で就労支援を実施している事例や、地元商店街等により住居付雇用で受け入れられた事例等が存在する。

2 若者支援の課題

2-1 子ども・若者育成支援推進法の構造的課題

子ども・若者育成支援推進法は2009年に成立し、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組について、基本理念や国

及び地方公共団体の責務等を定めており、全 34 条からなるその体系と内容は基本法的なものとなっている。ところが、大阪市では本法制度を直接事務分担に含む所管課がこども青少年局事務分担からは確認できず⁽¹⁸⁾、所管課が定められていないあるいは事務分担に記載するレベルの業務ではないという位置付けになっていると考えられる。こども青少年局企画課が所管する「大阪市こども計画」には、その根拠法の一つとして子ども基本法と並んで子ども・若者育成支援推進法（9 条 2 項に基づく子ども・若者計画）の記載があり、現状と課題において「大阪市こども・若者育成支援に関する若者意識調査（15～39 歳）」を取り上げられたり、基本方向に子ども・若者育成支援推進法の目的とリンクするような「次代の大坂を担う若者の支援」が複数項目で登場したりしてはいるものの、計画における各論レベルでの事業は子ども・子育て支援法を中心となっており、子ども・若者育成支援推進法に基づき実施されている事業は重点施策の中では確認できなかった⁽¹⁹⁾。本法が純然たる基本法であれば大きな問題となる論点ではないが、13 条に基づく子ども・若者総合相談センターや 19 条に基づく子ども・若者支援地域協議会等、個別法の性格を帯びている規定も存在しており、市町村の努力義務となっているこれらの取組を大阪市は現状実施していない。2025 年度に政令指定都市で未実施なのは、県がカバーしている神奈川県 3 市・神戸市・岡山市を除くとさいたま市・浜松市と大阪市ののみとなっており⁽²⁰⁾、実施に向けた検討の必要性が認められるのではないかと考える。ただ、これらの機能は一次相談と連絡調整にすぎず強い直接支援機能が求められているものではなく、名称の近似性をもってこども相談センター及び要保護児童対策地域協議会により一体的実施できるかというと、その役割や性格はかなり異なるものであり、既存の児童福祉・子育て支援施策をはじめとした各種関係施策とどのような関係性と役割分担・連携体制を整備するかについては、関係する複数局と区役

所による丁寧な議論による体制構築が不可欠であると思われる。

2-2 こども若者シェルターの法的権限に関する課題

こども若者シェルター・相談支援事業は、「虐待等の様々な事情により家庭等に居場所がない、都市部の繁華街等に集まる犯罪等に巻き込まれたり危険な環境で過ごしていたりするような 10 代からおおむね 20 代までのこども・若者」で、「一定数存在する、一時保護施設等における集団生活や生活上のルールに馴染めない者や、年齢等の事情により一時保護等の対象とならない者の安全確保」を事業の対象と目的としており⁽²¹⁾、図 2 で示したように宿泊できる居場所と就労・就学・法律等の各種相談を実施する事業となっている。この点だけを捉えるならば前半で示した都市部に共通する課題に対し非常に有効な事業であるといえるもので、東京都は 2 か所、福岡県は 1 か所の実施を想定し、それぞれ約 8,000 万円・約 5,000 万円を 2025 年度当初予算に計上している⁽²²⁾。また、予算資料等による確認はできなかったものの、受託法人側の情報として名古屋市が調査業務を 2025 年度から実施しているようであり⁽²³⁾、本稿執筆時点では取組未実施の大坂が他の大都市と比較して遅れを取っている感は否めず、大阪市と大阪府のどちらが主体となって実施するのかあるいは共管で実施するのか、早急な議論と対応を要する状況に置かれている。

こども若者シェルター実施にあたっての最大の問題はその根拠と法的権限にある。児童福祉法 27 条 1 項各号に基づく措置や 33 条に基づく一時保護は 18 歳未満に適用されるものであるため、これまで年齢要件で児童福祉法に基づく対応の対象外であった者を、こども若者シェルターが新たに対象としたのは一つの前進ではあると捉える事も可能ではあるが、実際のところ 18 歳以上の者に関しては、1-2 で示したような既存の住所不安定者向けの施策での対応が一定可能である。ま

こどもまんなか
こども家庭庁 **こども若者シェルター・相談支援事業** 拡充

支援局 虐待防止対策課

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度概算要求額 293億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

- 親からの虐待等に苦しむ10代～20代のこども・若者は、一時保護や施設入所等を望まない（あるいは年齢により対象とならない）場合もある一方で、
 - ・ 親が荒れて暴力をふるったり、親がしばらく帰らず食事等もままたらないときに、夜間も含めて一時的に避難できる安心安全な居場所がほしい
 - ・ 親のネグレクトにより本来親から受けられるはずの支援を受けられないため、自立に向けた就学・就労の準備をしたいなど、家庭内での虐待の状況等に応じた様々なニーズを抱えており、こうしたこども若者を支えるためには、一時保護や施設入所等に代わる新たな居場所・支援スキームが必要となっている。
- こうしたこども若者視点からの新たなニーズへの対応として、家庭等に居場所がないこども・若者がそのニーズにあわせて必要な支援を受けられ、宿泊もできる安全な居場所（こども若者シェルター）を確保する。

事業の概要

親からの虐待等に苦しみ、家庭等に居場所がない10代～20代のこども・若者がそのニーズにあわせて必要な支援を受けられ、宿泊もできる安全な居場所（こども若者シェルター）に補助を行う。※①及び②の基本相談は必須、その他は加算対応

①宿泊又は夜間帯の利用が可能な居場所の提供

こども・若者に対し、宿泊又は夜間帯（自治体の条例で深夜徘徊とされる時間に至る前の時間帯（23時頃まで）を想定）の利用が可能な居場所（数日～2ヶ月程度）を提供する。

②基本相談、心理カウンセリング、就労・就学支援、弁護士によるサポートの提供

①を利用するこども・若者に対し、基本相談（現在の悩みや今後の生活に関する全般的な相談対応）、心理カウンセリング、就労・就学支援、弁護士によるサポートの提供等を実施。

実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市
 【補助率】国：1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2
 【補助基準額】1か所当たり 基本分：17,579千円、加算分：23,087千円

140

図2 こども若者シェルター・相談支援事業
 出典：こども家庭庁（2025b）⁽²⁴⁾

た、未成年が本人の意思により入所する施設という位置付けであれば、義務教育終了後の者を対象とした児童福祉法33条の6に基づく児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）があり、児童相談所設置自治体には援助義務がある事を考慮すると、新たに設けられた本制度がどの層をメインターゲットにしているのかが判然としないと言わざるを得ない。さらには、権限を有する根拠法を持たない制度であるため、児童福祉法各条に根拠を持つ措置等の制度による入所と異なり、基本的に未成年であれば民法5条・120条等による親権や民法820条等による監護権の影響を受けた状態での入所となる。国のガイドラインにおいても、「（筆者注：本人により）親権者等の同意なく締結された利用契約であっても、親権者等が取り消さない限りは有効」「未成年のこどもを本事業のシェルターに入所させることは、その利用形態等によっては、法的トラブルになる可能性もあるこ

とに留意」といった、地方自治体が実施主体となるにはあまりにもリスクマネジメントが緩い記載が認められる。他にも「こどもが親権者への連絡を拒否している場合は理解を得られるよう努めつつ、法的トラブル回避の観点から児童相談所への連絡が望ましい」「こどもが児童相談所への連絡・通告等を拒否している場合は、可能な限り速やかに通告できるよう丁寧に説明し理解を得るよう努める」等具体的な対策が担保されていないばかりか、「利用契約の当事者となることができる年齢未満のこどもについては、児童相談所等への通告又は連絡による一時保護委託を含めて、行政機関と連携のうえ、利用を開始することが必要」とあり、最終的には一時保護委託の決定を待つという、既存施策と異なる点が特段見受けられない建付けになってしまっている⁽²⁵⁾。これらの課題を改善・解消し本制度を有効活用するには、児童福祉法の改正等により法的根拠に基づく権限とリス

ク管理をブラッシュアップすることが不可欠ではないかと考える。

先述の東京都や福岡県においてこれらの課題が解消された上で事業開始に至っているとは考え難く、本稿執筆時点でも直営か委託か補助金方式かを判別できる情報公開すら確認できなかったため、走りながら制度設計と体制構築を行うというスタンスの予算要求でまだシェルター運営は開始されていないと捉えるのが妥当かと思われる。

一方で子どもの権利を保護するという観点では、「持込制限をする所持品の範囲は、子ども・若者の安全や福祉の確保の観点から必要最小限」と示しスマートフォンは自由利用可能が望ましいとしたり、安全面に配慮した在籍校への通学が示されたりと、既存施策から前進した部分も見られ⁽²⁶⁾、補助金の加算項目として「心理カウンセリング」「就労・就学支援」「弁護士によるサポート」等、これまで全く実施されていなかったわけではないものの十分ではなかった内容が設定されている⁽²⁷⁾等、児童の安全確保が最優先されるのは言うまでもなく当然ではあるが、権利制限が過剰とならない運営や多分野の支援メニューが本制度に留まらず児童福祉法に基づく入所施設全体へ波及することを期待したい。

2-3 関係各法における住所地・居住地と所管自治体の課題

「グリ下」に関わる18歳以上に対する支援では、「断らない相談支援」の理念を反映したものが対象者の定義が非常に抽象的で住所や居所の要件は設定されていない、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関「くらしサポート中央」による支援が中核となっており、1-2及び1-4-①で述べた居住支援の対応も含め、基本的には不安定ながらも中央区に居所がある・中央区での相談を希望しているという位置付けの現在地対応として扱っているのが実情であり、「グリ下」の若者からに限らず住所不定者の相談が多い繁華街特有の地域特性も相まって、受託者である公益

社団法人大阪社会福祉士会の負担は大きいものとなっている。また、障がい福祉関係の各制度においても3障がいの障がい者手帳をはじめそのほとんどが住所を要件としない居住地主義となっており、結果的に現在地で対応せざるを得ない状況が続いている⁽²⁸⁾。この状況には集約的に実施できているというポジティブな一面もあるが、対応できるだけの一定程度高度なスキルや件数に見合った体制が求められるものもあり、自治事務ながら全国レベルの社会的要因により特定の自治体に負荷が集中している現状、特に政令指定都市の一行政区に集中している状況が適切かどうかは、もっと大局的な観点で議論する余地があると考える。

子どもに対しては逆に児童の保護者が居住する自治体が原則所管となるが故に、総合的な支援策や事業の構築が極めて難しいという状況に置かれている。児童福祉法では市町村レベルでの家庭児童相談や要保護児童対策等に広域支援は想定されておらず、中央区に居住している児童以外へ「グリ下に来ている子ども」として中央区役所がアプローチすることは難しい。中央子ども相談センターにても所管外に居住する児童は速やかに移送するのが基本となっており、「グリ下で保護された子ども」として何らかの特殊な対応ができるものではない。2-1に示した子ども・若者育成支援推進法では市町村の取組範囲がその区域内と定められており、そもそも事業実施における個別の対象者にかかる定義が求められている制度ではない。また、2-2では子ども若者シェルターの権限の部分を主に述べたが、所管自治体と所要経費については「子ども・若者が居住地自治体以外において本事業のシェルターを利用することが想定されるが、(中略)その利用に要した経費について、地方自治体間の協議により一定額の負担を居住地自治体に求めることができることとするなど、本事業について、地方自治体間での財政負担の均衡を図ることも考えられる」とされている⁽²⁹⁾。しかしながら、ルールの明確化や子ども家庭庁の

介在なしに自治体間協議で財政負担の調整を行うのは現実的手法とはいえず、現状では結局ニーズや社会課題により実施することとなる大都市の負担になるであろうと容易に推察される。

2-4 「居場所づくり」における制度重複と経費の課題

宿泊を伴うシェルター機能ではない日中の居場所づくりもまた、こども若者支援にあたり非常に重要な施策の一つでこども家庭庁も推進しているところであり、広報周知に努め指針を作成している⁽³⁰⁾。しかしながらその指針で示されている地方公共団体の推進体制には、地域の実情に応じた連携体制や福祉と教育の連携体制、こども計画への位置付け等が示されているのみで、具体的な法制度の提示はない⁽³¹⁾。そこで、義務教育後から概ね30代程度までの年代を対象とした、こども・若者の居場所を事業化する際に根拠となり得る主要な制度を表1に示した。

名称や趣旨が類似した制度や課題の本質にそぐわない短期間の時限措置等、地方自治体が取り組むにあたり所管や予算といった基本的な入口部分で余計な議論を生む事が想定される実態が一見して明らかである。また、表1は国の制度のみをまとめたものであり、大阪府であれば管内市町村を対象に実施している「大阪府新子育て支援交付金」等、広域自治体による基礎自治体への補助等も存

在する⁽³³⁾。ただ、これらのいずれもやはり管内に居住するこども・若者への支援が想定されたものであり、都市部における管外から集うことでも・若者も含めた支援を視野に入れた制度設計にはなっていない。1-2で取り上げた「きみまも@歌舞伎町」は東京都の一般財源単費事業であり、財政基盤の大きい自治体であれば交付金等に縛られない実施手法も選択肢となり得る事例であると同時に、個別の法制度等を根拠とし特定財源を充当する事業実施体制とするのが困難である実態が浮き彫りになっているともいえる。

3 まとめ

本研究は、「グリ下」という大阪が抱える地域課題に対する実践から、こども若者支援において大阪市が抱える課題及び都市部が抱える共通課題を整理することを目的に取り組んだものである。結果として、既存施策の活用や拡充による支援体制の構築が一定進んではいるものの、特殊な地域課題という観点での施策は決して十分とはいえないという現状が明らかとなった。ただ、この点をもって大阪市の取組が不足していると結論付けるのは性急かつ不正確であり、「2 若者支援の課題」で示したように関係法制度の規定や権限がネックとなったり、そもそも都市部における今日的課題が想定されていない制度設計であったり、といった根本的な部分が影響しているのは確実で

表1 主なこども・若者の「居場所」制度

制度名称	根拠法等	実施主体	補助率 上限額
児童育成支援拠点事業	こども子育て支援法 59条	市町村	国・都道府県各1/3 開所日数により異なる
地域こどもの生活支援強化事業 (食事や体験の提供を行う事業)	なし (こども未来戦略に基づく取組)	都道府県 市町村	2/3 3,070千円
こどもの居場所づくり支援体制強化事業 (NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援モデル事業)	なし (こどもの居場所づくりに関する指針に基づく2024~2026年の時限的取組)	都道府県 市町村 民間団体	10/10 5,000千円
子どもの学習・生活支援事業	生活困窮者自立支援法 3条	福祉事務所 設置自治体	1/2 人口により異なる

出典：こども家庭庁（2025f）⁽³²⁾を元に筆者作成

ある。これらの解決・改善に向けては、現在福祉局や中央区役所で継続的に取り組んでいるミクロレベルでの個別支援の充実・強化と並行して、こども若者シェルターをはじめとした新たな取組に関する、大阪市内部や府市による事業実施所管の整理や事業連携体制の構築といったメゾンレベルの対応、法改正や財源確保を視野に入れた国や社会への働きかけ等によるマクロレベルの対応それぞれの有機的な連動が、「グリ下」が抱える諸問題への取組、さらには都市部・繁華街における若者の課題への取組において不可欠な要素であると考える。

(しばた だいき：中央区役所保健福祉課長代理)

注・引用文献

- (1) 大阪市政策企画室（2025a）「令和7年4月17日市長記者会見全文」(<https://www.city.osaka.lg.jp/seisakukikakushitsu/page/0000652086.html> 2025年6月1日)、大阪市政策企画室（2025b）「令和7年4月30日市長記者会見全文」(<https://www.city.osaka.lg.jp/seisakukikakushitsu/page/0000652874.html> 2025年9月18日)。毎日放送から万能堀の設置意図について厳しく追及されている。
- (2) D×P（2025a）「【グリ下に堀設置】47人の若者に本音を聞いたので公開します。」(https://www.youtube.com/watch?v=_MOxqLh9xC0 2025年7月3日)。
- (3) 関西テレビ（2022）「『グリ下』に集まる若者たち 違法行為や性被害など危険な一方…『ここが居場所』と複雑な思いも」(<https://www.ktv.jp/news/feature/20220106-2/> 2025年6月13日)、東洋経済オンライン（2023）「大阪ミナミ「グリ下」若者支援で直面した深刻事情 家族や性被害の相談を受け、居場所も作る」(<https://toyokeizai.net/articles/-/696212> 2025年6月13日)、読売テレビ（2023）「大阪ミナミの通称『グリ下』 若者が求める“居場所”とは… 困った時に頼る事ができる、自分らしくいられる場所は作れるのか」(<https://www.ytv.co.jp/ten/corner/gekitsui/u0xdh3pe40g61725.html> 2025年6月13日)。
- (4) YAHOO ニュース（2025a）「『僕たちを排除しようとする意図が丸見え』グリ下から“排除”され彷徨う若者 万博開幕前に座りこみ防止の『堀』設置 新しいたまり場の出現も」(<https://news.yahoo.co.jp/articles/d2fcb264dd8db3dbf5690c4d1745adbcafaedb079> 2025年6月13日)、YAHOO ニュース（2025b）「“グリ下”堀設置で若者の長時間滞在減少も…一部は別の場所に移動し滞留『居場所を奪うだけ奪って何も与えてくれない』若者の声も」(<https://news.yahoo.co.jp/articles/efeed45df8022bf6203bd1c1723a79bab2359c8e> 2025年6月13日)。
- (5) 大阪市中央区役所（2025a）「第1回グリ下会議（「グリ下応援団」第1回会議）を開催しました」(<https://www.city.osaka.lg.jp/chuo/page/0000644260.html> 2025年9月18日) 資料1・資料2-2、大阪市中央区役所（2025b）「第8回グリ下会議を開催しました」(<https://www.city.osaka.lg.jp/chuo/page/0000615245.html> 2025年9月18日) 資料1・資料2。
- (6) 東京都都民安全総合対策本部（2025a）「『ト一横』等における青少年・若者の被害等の防止に係る情報連絡会」(https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/tomin_anzen/chian/kabukicho-shomondai/joho 2025年9月18日)。
- (7) NHK（2025）「福岡 天神の“警固界隈”関係機関が協議会設置し対応検討へ」(<https://www3.nhk.or.jp/fukuoka-news/20250519/5010028211.html> 2025年6月18日)。
- (8) 名古屋市内の「ドン・キホーテ横（ドン横）」

- が有名であったが、再開発を理由に2022年に閉鎖された。現在若者の集まりは周辺に散開し小規模なものとなっている。
- (9) 東京都都民安全総合対策本部 (2025b) 「- 君を守りたい - きみまも@歌舞伎町」 (<https://www.kimimamosoudan.metro.tokyo.lg.jp/> 2025年6月14日)。東京都都民安全課が(社福)やまて福祉会に委託し令和5年4月に開設した、青少年・若者を対象とする総合相談窓口。火曜日から土曜日の15時から21時まで、居場所や食事の提供、専門職による相談等を実施している。
- (10) 名古屋市子ども青少年局 (2025) 「子ども・若者が気軽に立ち寄れるフリースペース「#栄でチルする?」を開設します」 (<https://www.city.nagoya.jp/kodomoseishonen/page/0000164745.html> 2025年6月18日)。名古屋市青少年家庭課が(一社)愛知PFS協会に委託し、概ね月2日程度フリースペースを開設している。
- (11) 大阪市福祉局 (2024) 「グリ下に集まる若者を対象としたアンケート調査等の結果について」 (https://www.city.osaka.lg.jp/chuo/cmsfiles/contents/0000648/648194/1-2_gurishitashien.pdf 2025年9月27日)。
- (12) 大阪市中央区役所 (2025b) 資料2、p.5。
- (13) D×P (2024) 「大阪難波にある夜のユースセンターを利用する子ども若者の調査(大阪市・認定NPO法人D×Pの連携による共同調査) 200人の若者の声を集めました」 p.7、p.24。
- (14) D×P (2025b) 「ミナミのフリーカフェ事業」 (<https://www.dreampossibility.com/whatwedo/project/freecafe/> 2025年9月18日)。
- (15) D×P (2025c) 「ユースセンター」 (<https://www.dreampossibility.com/whatwedo/project/youthcenter/> 2025年6月29日)。
- (16) 大阪市中央区役所 (2025b) 資料6。
- (17) D×P (2025d) 「D×P ANNUAL REPORT 2024-25」 p.10。2024年度の経常増減額は約8,500万円のマイナスとなっている。
- (18) 大阪市こども青少年局 (2025a) 「こども青少年局の事務分担」 (<https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000077269.html> 2025年7月5日)。
- (19) 大阪市こども青少年局 (2025b) 「大阪市こども計画 令和7年度～令和11年度」 p.2、p.7、p.23～27、p.44、p.84～109。
- (20) こども家庭庁 (2025a) 「子ども・若者総合相談センター所在地一覧 令和7年4月1日」 (https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/235d0217-bb92-4d07-838f-74897643b3a0/daace3c2/20250827_policies_youth_kyougikaisoudancecenter_14.pdf 2025年9月18日)。
- (21) こども家庭庁 (2025c) 「こども若者シェルター・相談支援事業に関するガイドライン」 p.1。
- (22) 東京都都民安全総合対策本部 (2025c) 「『ト一横』等における青少年・若者の被害等の防止に係る情報連絡会 第4回議事要旨」 (<https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/seikatubunka/2025-03-31-100003-704> 2025年7月6日)、福岡県総務部 (2025) 「令和7年度当初予算の編成概要」 (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/attachment/256820.pdf> 2025年7月6日)。
- (23) 全国こども福祉センター (2025) 「法人概要」 (<https://www.kodomoo.net/summary> 2025年7月6日)。
- (24) こども家庭庁 (2025b) 「令和7年度予算概算要求の概要(事業別の資料集)」 (https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/88749a20-e454-4a5b-9da8-3a32e1788a23/71b23f1a/20250326_policies_budget_67.pdf 2025年7月6日) p.140。

- (25) こども家庭庁 (2025c) p.4 ~ 7。 係る自治体事務マニュアル（第15版）]。
- (26) こども家庭庁 (2025c) p.8 ~ 10。厚生労働省 (2015) やこども家庭庁 (2025d) にはここまで踏み込んだ記載はない。
- (27) こども家庭庁 (2025b) p.140。
- (28) 地方自治法や住民基本台帳法に基づく「住所を有する者」という規定は住民登録によるものであるが、福祉関係法の多くでみられる「居住する者」という規定は現に生活の本拠がある実態により判断される。居住地特例等の制度は本論の趣旨から外れるため今回は言及しない。
- (29) こども家庭庁 (2025c) p.18 ~ 19。
- (30) こども家庭庁 (2025e) 「子どもの居場所づくり」(<https://www.cfa.go.jp/policies/ibasho> 2025年7月13日)。
- (31) こども家庭庁 (2023) 「子どもの居場所づくりに関する指針」(https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/816b811a-0bb4-4d2a-a3b4-783445c6cca3/9dade72e/20231201_policies_ibasho_09.pdf 2025年7月13日)。
- (32) こども家庭庁 (2025f) 「国及び地方公共団体による『子どもの居場所づくり』を支援する施策調べについて 国が実施する『子どもの居場所づくり』への支援施策一覧 こども家庭庁・内閣府・厚生労働省・文部科学省」(<https://www.cfa.go.jp/policies/ibasho/shien#05> 2025年9月18日)。
- (33) こども家庭庁 (2025f) 「地方公共団体が実施する『子どもの居場所づくり』への支援施策一覧 大阪府」。

参考文献

- 厚生労働省 (2015) 「自立援助ホーム運営指針」
平成27年4月17日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。
- こども家庭庁 (2025d) 「一時保護ガイドライン」。
- 厚生労働省 (2025) 「生活困窮者自立支援制度に

〔研究論文〕

社会的養護を経験した子どもの自立後の生活における 困難と養育者の取り組み —施設養護と家庭養護の関係者へのインタビュー調査から—

小 島 孝 雄

サマリー

現在わが国では、諸外国に倣って、家庭養護が推進されている。里親やファミリー・ホームでの子どもの養育には、施設には難しい役割が期待されているが、多くの課題も生じている。

本研究では、社会的養護に関わっている大人や、社会的養護を経験した子どもへのインタビューを行い、よりリアルな実情や課題、それらに対して行われたケアやその効果を調査した。子どもの失敗を失敗として捉えない、長期的で前向きな見守り方は、家庭養護ならではの視点だが、対応が困難な子どもへの関わりに必要な専門性や、他機関・他職種との連携は施設が持つ大切な資源であることが示された。また、これらのお互いの養育形態のメリットを取り入れることは不可能ではなく、養育者がお互いの視点を持つことの重要性を明らかにした。

キーワード

社会的養護 児童養護施設 里親 ファミリー・ホーム 自立支援 アフター・ケア

目次**1 研究の背景**

- 1-1 日本や諸外国の社会的養護をめぐる施策の変動
- 1-2 児童養護施設における子どもの養育と自立支援
- 1-3 里親やファミリー・ホームにおける子どもの養育

1-4 本研究の位置づけ**2 研究方法**

- 2-1 調査方法
- 2-2 分析方法
- 2-3 倫理的配慮

3 インタビュー結果

- 3-1 児童養護施設の取り組みと課題
- 3-2 里親・ファミリー・ホームの取り組みと課題

4 考察と結論

- 4-1 施設養護と家庭養護の比較
- 4-2 今後の課題

1 研究の背景**1-1 日本や諸外国の社会的養護をめぐる施策の変動**

戦後の日本の社会的養護は、その多くを、児童養護施設をはじめとする児童福祉施設が担ってきた。一方、諸外国では、以前から施設養護ではなく、里親等の家庭養護が中心となっていた。家庭養護であれば、施設養護とは違い、子どもたちは里親の家庭で生活をすることで、いわばその家庭の子どもとして、特定の大人と関わり続けることができる。児童の権利に関する条約（1989）や、それに基づく「児童の代替的養護に関する指針」（2009）では、家庭養護の優先性を示しており、日本は度々家庭養護を推進するよう勧告を受けていた。

これを受けて、国は2011年の「社会的養護の課題と将来像」を皮切りに、施設の地域小規模

化、高機能化、ファミリーホームの強化、里親委託の推進や里親支援の充実がはっきりと掲げられた施策を発表してきた。

施設養護から家庭養護へのシフトチェンジとともに、社会的養護が必要な子どもたちを養育するための専門性もより求められるようになった。厚生労働省が発表した、児童養護施設入所児童等調査（2020）の概要によると、「児童の心身の状況」に問題がある子どもの割合は⁽¹⁾、すべての養育形態において、5年前の調査に比べて高くなっている。また、「虐待経験あり」の割合も、ファミリーホーム以外は上昇している。そのため、家庭養護であっても、高い専門性が必要であることがわかる。

このように、日本の社会的養護は欧米諸国のやり方を踏襲しているが、それだけでは、現在生じている課題を克服することは難しいと考える。というのも、19世紀末にリッチモンドが、既に家庭養護の難しさや施設養護の必要性を明らかにしている。また、現在でもイギリスのBBCでは、社会的養護が必要な子どもが里親宅を転々とするフォスターケア・ドリフトを防ぐために、より良い施設の充実を求める声が紹介されている。

そもそも日本と諸外国では、子どもが置かれている状況にも大きな違いがある。増沢（2014）は、アメリカにおける虐待件数や虐待致死件数の多さを明らかにしている。海外における里親養育の実情や課題については、黒川（2018）がまとめている。

黒川によると、海外では里親委託率は高いが、その多くを親族里親が占めている。一方、日本では、全里親登録数のうち、親族里親は4%にも満たない⁽²⁾。また、里親に委託された子どもは、フォスターケア・ドリフトを経験する割合が日本とは比較にならないほど多い。入所している子どもへのケアだけでなく、退所して自立した子どもの状況も、日本と欧米諸国では大きく異なっている。社会的養護から離れてからホームレスになる、少年犯罪に関わる、高校を中退する、失業す

る、早期に親になる等を経験する子どもも少なくない。

1-2 児童養護施設における子どもの養育と自立支援

前節の後半では、欧米各国の社会的養護を経験した子どもたちが、自立してからも支援を必要としている現状について述べた。質や量は異なるが、日本でも同様である。

日本では、社会的養護下の子どもたちの進学についての研究が盛んに行われてきた。そのため、比較的早期から、措置費の増額や、多くの支援事業や奨学金の充実がなされてきた。その結果、金銭面についてのみで考えると、近年では児童養護施設に入所していることが、少なくとも高校進学の妨げの原因としては小さくなっている。NPO法人ブリッジフォースマイル（2020）によると、全国の児童養護出身者の、高校卒業後の進学率が上昇していると明らかにされている。しかし、中退率は依然として高く、そこには金銭面以外の原因があるとされている。

措置費の増額や支援事業の充実は、進学支援に留まらず、就職の支度金や資格取得等にも行き届いてきた。しかし、東京都が2020年に行った調査では、就労が安定していない状況にある退所児には多いことがわかっている。

不安定な生活は、他者への不適切な依存や、性産業への従事に陥らせてしまうことがある。厚生労働省が2018年に開いた「第3回 困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」の中で、高橋は、社会的養護経験者が性産業で働くを得ない様々な理由や、その危険性を述べている。

以上のように、社会的養護経験者は、施設等を退所した後の生活において、困難にぶつかることが少なくないことが複数の調査でわかっている。こうした困難にぶつかった際に、家族を頼ることが難しく、必要な支援や辛い時に安らぎを得られる居場所が無く、またそうした偏見を持たれるこ

とが、社会全体からの物質的にも精神的にも排除されてしまうことになるという問題もあった。

このような困難を解決するための、施設退所後の生活や、施設・里親・ファミリーホームからの支援については、厚生労働省の調査（2020）で明らかにされている。この調査では、退所に際しての支援は、施設の方が里親やファミリーホームよりも良いが、退所後の連絡頻度については、逆に、施設よりも里親やファミリーホームの方が良いという結果になっている。これは、施設によるリーピングケア⁽³⁾の効果と、里親・ファミリーホームの、支援の継続性の高さという、以前から言っていた傾向が顕著に表れているといえる。

1-3 里親やファミリーホームにおける子どもの養育

既に述べたように、わが国は、社会的養護が必要な子どもたちをより家庭に近い環境で育てるために、施設養育よりも、里親やファミリーホームで養育するように舵を切った。しかし、里親やファミリーホームでの子どもの養育にも、依然として課題が多い。

厚生労働省（2021）によると、2020年度の被措置児童等虐待の発生件数は、児童養護施設が67件、里親・ファミリーホームが20件である。2022年度の児童養護施設に措置されている児童数が約20,000人、里親・ファミリーホームに措置されている児童数が約2,500人であることを考えると、里親・ファミリーホームの方が、対子どもあたりの発生率が高く、養育上の課題があることも明らかである。

里親による養育が不調に陥ってしまうケースや傾向については、川松ら（2017）が紹介している。

全国里親会によると、2012年の時点で既に、250人の子どもが里親家庭から、施設や別の里親家庭に措置変更されており、その変更先は139人が施設、111人が別の里親家庭となっている。2019年にはその数字はさらに増加し、里親家庭

から措置変更された454名の子どものうち、196名の子どもが施設に措置変更されている。これは、日本でも既にフォスターケア・ドリフトが起こっていることを示している。

姜ら（2021）は、里親家庭における経済的負担に注目している。そこでは、「里子の就学状況と里親の収入状況には相関関係が見られる」とあるが、子どもの年齢が低い場合（里子を預かって期間が短い場合）は里親の年齢も低いことや、里親が共働きし辛いことも考えられる。逆に、各種学校進学の子どもを育てている里親については、子どもの委託期間が長期化することで、比較的高齢になっていることも考えられる。これは、里母の年齢層についての調査からもわかる（伊藤2018）。また、「子どもの就学状況と里親の経済的負担感にも相関関係が見られる」とされているが、子どもの年齢が高いほど、委託期間も長期化しており、その分経済的負担感も累積していることが想像できる。里親が長期に渡って委託を受けることの負担の大きさは、経験を積んだ専門性が高い里親の下での、子どもの養育を維持することの難しさにも繋がっているともいえる。

増山（2020）は、施設現場職員へのインタビューから、「施設職員から見た里親委託の課題」を明らかにしている。「脱施設化を図り里親委託率を向上させること」について回答がまとめられているが、その中では、子どもや実親が抱える問題や、里親の養育能力の懸念から、施設養育の専門性や機能の有効活用を期待する声が目立っている。

子どもの養育の難しさについては、千賀ら（2019）が、障害等のある子どもの里親養育に関する研究の中で、里親不調の原因を調査している。この調査や後述するインタビュー調査では、社会的養育が必要な子どもたちが里親家庭に求めるものについても論じているが、里親の感じている難しさや、子どもが感じているニーズ、国が期待している里親の役割等には、まだまだ乖離があることがわかる。

1-4 本研究の位置付け

前項で示したように、多くの調査や研究から、ただ里親委託率を上昇させるだけではなく、里親やファミリー・ホームにおける養育の質の向上が求められていることが明らかにされている。本研究は、これを、養育者、被養育者の両方の視点から比較するものである。とりわけ、施設養護と家庭養護に、特に自立のための支援にどのような特徴があるかに焦点を当て、社会的養護経験者が自立後に直面する課題を克服するにはどうすれば良いかを整理する。そのうえで、施設養護・家庭養護双方の、今後の支援の在り方を検討する。

本研究では、調査の対象を、大阪市内の社会的養護の養育者及び被養育者としている。大阪市には歴史の深い施設が多く、制度が成立する以前から地域小規模化の取り組みをしている施設もある。また、施設以外にも、国の政策とは別の、さらに国が支援体制を整備するよりも早くから独自の支援を行っている、家庭養護促進協会やアフターケア事業部等が存在する⁽⁴⁾。

大阪市の取り組みとしても、私立高校の無償化や、「大阪市習いごと・塾代助成事業」が行われており、他の地方自治体よりも進路選択の幅を広げることを可能にする事業が行われている。このような観点から、大阪市の社会的養育における進路選択の現状と課題を明らかにすることは、他の地方自治体と比較してもより洗練された課題が明らかになると考えられる。

2 研究方法

2-1 調査方法

本研究の目的を達成するため、施設養護の養育者・被養育者、里親およびファミリー・ホームの養育者・被養育者に対して、半構造化面接によるインタビュー調査を行った。

調査協力者は、二段階で集めた。第一段階は、筆者が仕事上の関係で知り合った施設職員や施設出身者へ依頼するという、縁故法である。第二段階は、縁故法により依頼を受けて頂いた施設職員

に、施設出身者や、里親やファミリー・ホームの職員を紹介して頂き、さらにそれぞれの里親家庭やファミリー・ホームの出身者を紹介して頂くという、スノーボールサンプリング法である。

インタビューは計14名に対して行った。その内訳は、施設職員3名、施設出身者5名、里親・ファミリー・ホーム職員3名、里親・ファミリー・ホーム出身者3名である。

施設職員は、様々な施設形態での勤務経験や子どもの退所・アフターケアに関わった経験がある。施設出身者は、学歴や職歴も多岐に渡っており、里親と施設の両方を経験している協力者も2名いる。里親・ファミリー・ホームの職員も、子どもの養育経験が長期間に及んでおり、うち2名のファミリー・ホーム職員は、里親の経験もある。里親・ファミリー・ホームの出身者は、調査協力者である里親・ファミリー・ホームの職員の下で、それぞれ生活していた。施設出身者と同様、学歴や職歴も様々である。

対象者それぞれの特徴を、次頁の表1から表4にまとめている。なお、年齢は、インタビュー当時の状況である。

2-2 分析方法

インタビューの分析は、まず「文字起こし」を行い、統いて、これを、先行研究を参考にした「キーワードごとの整理」を行い、最後に、整理したインタビューの「調査協力者ごとの比較」を行った。なお、執筆に際しては、インタビュー後の会話で知り得た情報についても、本人の承諾を得て採用している。

「キーワードごとの整理」では、本研究を執筆する上で、重要と考えるものを5つ選んだ。これまでに紹介した多くの調査や先行研究は、「学歴(進学率、中退率)」、「就労(転職、無職)」、「住居(転居、退寮、ホームレス)」、「性問題(早期結婚、早期妊娠、離婚、子育て)」、「居場所(相談、孤独、社会的孤立)」を大きな課題として挙げている。本研究でも、これをキーワードとして

【表1 施設養護職員の概要】

名前	性別	経験年数	養育形態	備考
A	男性	12年	大舎制⇒小舎制（ユニット）	
B	男性	12年	中舎制⇒地域小規模	
C	男性	16年	大舎制⇒小舎制（ユニット）	現在、里親支援機関に異動

【表2 施設出身者の概要】

名前	性別	年齢	養育形態	学歴	職歴	備考
a	女性	23歳	小舎制	大卒	就労中	
b	男性	24歳	小舎制	高卒	就労中	1年で退寮
c	男性	24歳	小舎制	高卒	6年で退職	退職後、大学進学を目指す
d	女性	20歳	里親⇒小舎制	高卒	半年で退職	施設退所後、半年で妊娠
e	男性	19歳	施設・里親	現役大学生		

【表3 里親・ファミリーホーム職員の概要】

名前	性別	養育形態・経験年数	備考
D	夫婦	里親 23年	
E	夫婦	里親 19年⇒ファミリーホーム 12年	
F	女性	里親 5年⇒ファミリーホーム 9年	

【表4 里親・ファミリーホーム出身者の概要】

名前	性別	年齢	養育形態	学歴	職歴	備考
f	女性	17歳	ファミリーホーム	現役高校生		短大に進学希望
g	女性	24歳	里親	大卒	アルバイト⇒正規雇用	
h	男性	20歳	ファミリーホーム	高卒	就職後、2ヶ月で退職	高校卒業後の1年半は、ファミリーホームに残る

採用した。

整理されたインタビュー内容の、「調査協力者ごとの比較」では、施設養護と家庭養護の、養育者と被養育者が、それぞれの経験をどのように感じているかを比較した。

これらの作業を行った上で、施設養護と家庭養護の取り組みにおいて、社会的養護経験者が自立後に直面する課題を解決するために必要なもののが何であるか、その養育形態ごとのメリットとデメリットを考察した。

なお、本研究では、すべての調査協力者の語りを検討した上で、本研究の目的に沿ったものを取

りあげている。

2-3 倫理的配慮

インタビューを実施するにあたり、①インタビュー内容の秘密を守ること、②個人が特定できないよう名前や地名を伏せること、③録音したデータを5年間厳重に保管すること、④質問によっては回答を拒否し、それによって不利益は被らないことや、公表を希望しない場合に配慮すること、⑤研究の成果を、印刷物を提供するなどの方法で報告することについて、事前に説明し、了解を得ること、という手続きを経た。その際には

口頭だけではなく、書面を用いて説明している。説明に同意を得た場合には、参加同意書に署名を得た上、その参加同意書は厳重に保管している。②の仮名について、本論文では社会的養護の養育者については、アルファベットの大文字で、Aさん、Bさん…、社会的養護の経験者については、小文字でaさん、bさん…、と表記している。

3 インタビュー結果

3-1 児童養護施設の取り組みと課題

児童養護施設職員のAさんが入職当初に配属された男子グループは、生活が落ち着いておらず、日々様々な対応に追われていた。そのため、早期での学習支援ができずに、受験期を迎える時に十分な学力を持たせることができなかった。一方で、女子グループは比較的、生活が安定していたため、中には高校を卒業後に進学を選択する子どももいたが、子どもたちがそれぞれ様々な進路を希望するのではなく、偏りがあったという。その原因について、「なかなか、いろいろな仕事を見せる機会が無いのかなっていうのは正直思っている。(中略) じゃあ、どれだけ施設にいる大人が、「世の中っていっぱい仕事があるんやで」というのをうまく提供できたりとか、そういう選択肢があるんだよって言うところを示せたんかなっていうのは、正直僕も自分では自信無いところであったり」と語っている。

Bさんは、勤務する施設の課題として、施設の枠組みの強さを挙げていた。平林ら(2021)は、「施設の年長児が、他の子どもの進学モデルの役割を果たす」と述べているが、Bさんが勤務する施設では、逆に「進学しないモデル」の存在が、施設の文化を作り上げてしまっていると考えられる。「進路選択」については、子どもにプログラムや資源を提供することだけでなく、それらを活用する手段や力を身に着けさせることが大切だとわかる。

性教育についても、必要性がわかっていながら、効果的に実施することの難しさが表れてい

た。Aさんは、「ユニット制を採用したことで、男性職員が女子に性教育をする際に危険性やリスク（何もしていなくても、何かされた、言われたという場合等）や、職員と子どもの関係性によって、同じ性教育を行っても伝わり方が違う」と語っていた。Cさんは、「施設内でいくら性教育を行ったとしても、知識以外の部分を満たさなければ退所した子どもの早期出産は避けられない」と語っている。

また、支援制度の充実などから、今まで課題だったことが解決されると同時に、新たな問題も生じていることもわかった。その例として、Cさんは、「進路について子どもの希望が実現しやすくなったことで、履修登録などの手続きができるような子どもでも進学できてしまうがために、進学・退所後に問題を抱えることになる」という新たな問題を挙げている。

インターから、何か問題が発生した時には、他の深刻な問題が連鎖して発生する可能性が高いこともわかった。「住居」については、職員・退所者の両方が、「安定した住居の確保のために、就職先の条件に寮があること」を挙げている。しかし、Aさんもcさんも、転職・離職に退寮が伴うことを語っている。また、dさんの語りからは、特に女性の場合は、早期妊娠や早期出産が、退職という「就労」の問題にも繋がり得ることが、現実問題としてあることもわかった。

さらに、今まで課題とされてきたものとは逆の課題、例えば「転職回数の多さ」等の問題について、逆に「転職をしたくてもできない」出身者がいることもわかった。上述の離職に伴う退寮の問題もそうだが、様々な事情で転職・離職のリスクを取ることができない施設出身者も多い。

今回、インターに協力してくれた退所者は、当然現在でも施設や施設職員と少なからず良い関係を築いている。dさんは施設について、「とにかくなんかずっと施設早く出たいと思ってたからさ。けど、マジでほんまに良いところだなって思うな、今は」と語っている。今でも担当

以外の施設職員と連絡を取っているとのことで、本人のSNSをフォローしている職員は、投稿に反応してくれる。また、施設在籍当時はあまり仲が良くなかったグループの年長児とは、今でも連絡を取っており、話を聞いてもらっているとのことだった。中学生活が楽しくなかったと語っていたり、退所後の早期退職・早期妊娠で、担当職員と関係が悪化したりしたが、施設で良かったと思うことについて尋ねると、「人が多いこと。子どもも、どっちも（中略）一番なんか相談に乗ってもらったりするのって、やっぱり施設におった人たちやん」と語っており、施設の課題である複数の職員での交代勤務や、集団生活が、dさんにとってはメリットとなっている。

以上のように、施設出身者は退所後に多くの困難を抱えがちなことから、施設職員は多くのプログラムや対応を行ってきた。しかし、それでも依然として残る問題や、新たに生じる問題、今まで考えられてきたものとは逆の問題が多くある。それらの問題に対する取り組みや考え方も、インタビューに表れている。Bさんはインターで、転職や離職をした出身者に対して、それを「自己実現」と捉え、前向きに見守る姿勢を取ることを大切にしている。Cさんも、インターの実施など、施設内で独自のプログラムに取り組んできたが、それよりも子どもの選択をいかに前向きに捉えることが大切かを語っている。さらに、たとえ施設を退所した直後に子どもを作ってしまったとしても、それを職員が受け入れることで、以降の交流や支援をより良いものにできると語っていた。

施設出身者の退所後の生活に影響を与える大きな要因として、家族の存在があることもわかった。子どもたちは様々なケースを抱えて施設に入所するが、施設を退所して自立をした後も、彼らが家族とどう関わるかが大切であることが、インターを通して明らかになった。例えば、bさんは、母のネグレクトが原因で施設に入所することになったが、そのことについて、「施設に入所

していなければ、母親の影響を受けて、もっとグレていたと思う」と語っている。さらに、交流があった祖父母の死去により、施設に入所している妹の外泊先を確保するために、退寮することになった。eさんは施設について語るときに、「普通の家だったら」と繰り返し発言している。しかし、eさん自身、自ら希望して里親と養子縁組をしたり、その養子縁組を解消して施設に戻ってきたりしている。また、施設に戻り、様々な支援を受けたからこそ、「普通の家」と同様に大学進学を実現することができている。そういった子どもの様子を、Cさんは自分が関わった子どもについて、「家に憧れを抱きながら、不満を抱えて施設での生活を続けるのではなく、一度施設を退所して、実際に家に帰って失敗をして、自分は施設から自立しないといけないと自覚できたのは良い経験だったと思えるケースがあった」と語っている。

3-2 里親・ファミリーホームの取り組みと課題

今回のインターでは、家庭養護は、親族や近隣住民など、血縁・地縁に基づく人的資源が充実しており、彼らの協力を受けながら子どもの養育を行っているという語りが多かった。そのことを前向きに捉えている語りが多かったが、Fさんは、「専門的な支援や、専門職との連携の必要性を感じていながら、同時にそれらが実現できていない」という趣旨の語りをしているが、同様のことを実感している語りが多いことも印象的だった。「ウチらにスキルが無いからもあるんだろうけど」、「施設だったらスキルがあって会議があって、色々な人たちが伝達して、関わる人も違うじゃないですか。だから、この人とだったらやつていいけるわってみたいなところもあるけど、関わるのが私だけだから、主人も関わりますけど」、「何とかってならないお子さんもいるんじゃないかなって思うんですけど。そういう時の支援っていうので、施設だったら手があるんだろうなっていうのはすごく感じながら」など、施設の連携や

専門性、逆に家庭養護の血縁に基づいた体制について、繰り返し語っている。これは、「ファミリー・ホームを立ち上げた当初勤務していた、施設での勤務の経験がある補助員に多くのことを教わった」、という語りにも表れていた。

専門性が足りないという考えは、「学歴」や「就労」などの進路選択にも大きく表れていた。gさんは、金銭的な理由で大学院への進学を諦めることになったが、Dさんはgさんを養育していた当時、「gのための奨学金や支援などについての情報が無かった」と語っている。これは、姜ら(2021)の、高年齢の子どもを養育する里親家庭の金銭面での負担や、千賀(2019)の知的に課題がある子どもの里親家庭での養育の難しさに関する研究における指摘に通ずるものがある。それに加え、今回の家庭養護当事者へのインタビューでは、金銭面や発達面において、進学支援についての情報や利用が不十分であることが課題になっていた。

Eさんは、「知的や発達に問題を抱える子どもへの進学支援の方法がわからなく情報が欲しい」と語っている。ただ、Dさんは自身の経験から、「専門職や他の里親やファミリー・ホームとの連携を段々と築くことができるようになり、他の里親に対して周知も行っている」とのことであった。そのような連携が、一層機能されることが求められていることがわかった。

その一方で、「就労」については、gさんもhさんも、転職や非正規雇用での就労を経験しているが、彼女らの養育者であるDさんもEさんも、それらを課題として捉えていなかった。その点については、前述したような先行研究とは、考え方が異なっていた。

「性問題」に関しても、養育者は特に意識せずに関わっていることが特徴的だった。今回インタビューを行った里親・ファミリー・ホーム職員はどちらも、積極的に性教育を行っていなかった。Fさんは、性教育を「子どもが求めていない」「子どもは情報を入手しているので、言われなくても

わかっている」「もし必要であれば、里親研修で自身らが観たビデオを觀せようと思っている」と語っていた。Eさんも子どもがネットを通じて遠方に彼氏を作っていることについて、「(彼氏は)地方の大学の大学生で、一年年上で、教師になる方だったと思います。(出会いは) ネットです。今の子はネットで出会うからね。すごいなあと思いますけど。仕事し始めたらね、出会い系もありますしね」と語っており、ネットの利用や不特定多数の人との交流を大きなポイントとして考えていました。

「住居」について、gさんは里親宅を離れて祖母宅に戻ってから大学に通ったが、1年で一人暮らしをすることとなり、その後多くの困難にぶつかりことになった。これは実家族の存在が、社会的養護から自立した後も、子どもの「住居」に影響を与えていたといえる。一方、Fさんはfさんに、措置解除後もファミリー・ホームで生活することを提案しており、fさんもそれを希望している。これは、自らの住居を施設の資源として活用できる家庭養護だからこそ実現可能なものである⁽⁵⁾。Eさんは、自らの住居を施設の資源として活用しているからこそできる、措置解除後の柔軟な対応である。制度の枠を越えた子どもへの支援は、改めて家庭養護のメリットであることがわかった。

「居場所」について、Dさんは夫婦や関係する大人たちの間で、子どもへの関わり方において役割分担を決めていた。そうすることで、誰かが子どもとの関係が悪化してしまった場合でも、里親家庭が子どもの居場所として機能していたと考えられる。また、里親家庭から自立した後に、多くの課題を抱えたが、gさんの生活を評価している。このような働きかけから、Dさんは退所した子どもたちの居場所として機能しているといえる。しかし、Eさんのファミリー・ホームでは、夫婦間での子どもとの関わり方に差が生じていることが、子どもへの対応に難しさを生じさせてしまっているような語りもあった。また、hさんは、「中学生の頃から、親に会えないことや、思

春期・反抗期に入ったこと、周囲と違うことが気になって、家の居心地は悪くなつた」と語っている。反抗期は高校2年生で終わったが、居心地の悪さから就職を機にファミリー・ホームを出て、離職したタイミングで一旦戻るも、次の仕事が決まる前に、ファミリー・ホームを出る決断を自らした。これらのこととは、家庭養護において、関わる人間の少なさが、マイナスの影響を子どもの養育に与える例として表れている。

4 考察と結論

4-1 施設養護と家庭養護の比較

最後に、これまで養育形態ごとに整理したものと比較することにより、これから社会的養護に必要な取り組みを分析する。

今回の調査では、制度や支援が充実したとしても、それを利用した進学を通してより良い自己実現を可能にするためには、子どもたちの進路に対する価値観を多様化するような支援が求められることがわかった。

また、知的や発達的に課題を抱える子どもであっても、高校入学時点や高校卒業後の進路選択の幅が広がったからこそ、さらに支援が必要になったこともわかった。

家庭養護関係者へのインタビューでは、施設養護と同様に進路に偏りはあったが、それを問題視しているような語りは聞かれなかった。これには、子どもの進路選択やその後の進路変更を、課題と捉えずに長期的に見守る視点があるからと推察できる。それは、施設職員がインタビューの中で、これから持つべき大切な視点であると考えていることからもわかる。

この視点は進路だけでなく、就労における転職や離職においても同様である。施設出身者のインタビューからは、転職や離職をすることではなく、「転職や離職ができないこと」も社会的養護経験者が抱える困難であることがわかった。里親・ファミリー・ホーム職員は子どもの転職や離職を否定的には捉えておらず、応援・支援する姿勢

が語りからも表れていた。施設は子どものために転職や離職ができるように支援し、応援することが必要であるといえる。

「住居」については、家庭養護は自宅を施設にしている強みが明らかになった。しかし、今回のインタビューでは、施設養護・家庭養護ともに、実家庭の存在が転居に影響を与えていた。これは住居に関するのみならず、他のキーワードでも同様であり、一つの問題が他の問題を引き起こして連鎖が生じることは既述の通りである。社会的養護経験者は自身の問題だけでなく、家族の問題も含めて抱えていることが大きいにありえるので、子どもの家族も含めた支援が、自立した子どもの退所後の安定した生活のために必要である。

インタビューにおいて、筆者が最も大きな意識の差を感じたのは、子どもに対して実施する性教育である。施設職員は、その必要性を認識しているが、有効な性教育を実施できていなかった。里親・ファミリー・ホーム職員は、その必要性を認識さえしておらず、そのため実施もしていなかった。これは、施設であれば早期結婚や妊娠出産、あるいはさらには前段階の性被害を施設全体で共有し、警戒するが、ファミリー・ホームは単体の施設であるからこそ、警鐘が鳴らされることが無いことがデメリットと考えられる。

早期妊娠・早期出産を問題視しながらも、結果として子どもにとっては大きな問題になっていないという例からも、また、別の対応例を見ても、施設職員が「性問題」を子どもにとって課題として捉えないようにする対応として、子どもが課題を抱えていても、養育者が問題視せずに支援を続けるという視点が求められる。

最後に、社会的養護を経験した子どもたちが、施設や里親家庭、ファミリー・ホームをどのように感じているのかについてであるが、施設養護当事者へのインタビューでは、個人レベルでの関係が居場所として機能することがわかった。しかし同時に、個人レベルでの関係が重要であるからこそ、小規模化する施設における職員と子どもの関

わりのリスクの大きさもわかった。同様に、家庭養護当事者へのインタビューでは、大人同士がどのように連携しているかが子どもの養育に与える影響の大きさがわかった。大人対子どもだけでなく大人同士でも、小集団だからこそその難しさが伺えた。

インタビューを重要なキーワードに基づいて分析してきたが、すべてのキーワードへの対応として共通するものに、「子どもの現状を受け入れ、前向きに、かつ長期的に支援する姿勢が、様々な取り組みをより効果的なものにできる」という考え方があることがわかった。前述のように、一つの問題が他の問題も引き起こしうるという事実があるように、その逆の、一つの問題を問題ではなく子どもの自己決定として受け入れることで、他の問題の解決にも繋がりうることがわかった。

先行研究でも述べられてきた様々な問題点を、インタビューの結果を元に分析したが、これらの問題には、施設養護であっても家庭養護であっても、実家族の存在が大きく影響を与えることもわかった。例えばこれまで実親がいないことが子どもの進路選択の幅を狭めていると言われてきたが、実親の存在が逆に、子どもの進路選択の幅を狭める要因になることが少なくないこともわかった。住居についても、実家族の支援を受けて選択の幅が広がるだけではなく、実家族のために選択の幅を狭めなければならないこともわかった。これは、早期に家庭復帰を目指す方針における課題であると考えられる。

また、家庭支援専門相談員ら、子どもの家族の問題にアプローチできる職員がいる施設養護は、その強みを活かし、家族に関する問題に取り組むことで、子どもの進路選択の幅も広げられると考えられる。一方で、今回の調査では、資源や情報の利用ができずに、進学に課題を抱えている家庭養護の子どもたちの存在が明らかとなった。里親やファミリーホームは、児童相談所をはじめとする専門機関や支援機関との連携を密にし、子どもの希望や選択肢を狭めないような努力が求められ

る。

4-2 今後の課題

本論文では、施設も里親・ファミリーホームも、経験が豊富な養育者にインタビューを行うことができた。一方で、被養育者は年齢層が低くなってしまった。社会的養護経験者の退所後の問題には、若いうちは顕在化していない問題もありうる。逆に、当該時点では問題だと思っていたことが、後に解決できる、あるいは問題ではなかつたと判断できることもありうる。これらの問題や、その対応方法が、今回の調査では明らかにできなかった。

また、家庭環境と心身の健康状態という、2つの視点についても分析の余地がある。今回の調査では、実家族へのアプローチや、子どもの実家族への認識への介入が、進路選択や自立後の生活に大きな影響を与えることがわかったが、インタビューの段階ではその視点が不十分であった。また、社会的養護下での生活や、自立後の困難を抱えながらの生活において、心身の健康状態がどのような状況だったか、その背景や、その時の養育者の関わりについての分析はできていない。これら2点も含めた考察は、今後の研究の課題したい。

これまで示してきたように、施設の小規模化や支援の制度の充実化が図られたとしても、それですべてが解決するわけではない。今回のインタビューでは、現場には特に、子どもの進路についての価値観の多様化や、子どもへの効果的な性教育について変わらず対応が難しいものがあることがわかった。

(こじま たかお：社会福祉法人 聖家族の家
児童養護施設 聖家族の家)

注

- (1) 2020年度版と2015年度版のデータを比較しているが、2015のデータに関しては、ファ

- ミリーホームは「小規模住居型児童養育事業」という名称で集計されている。
- (2) 諸外国と日本とでは、そもそも親族里親の定義が異なっている。日本では親族里親を「3親等以内の、扶養義務のある親族」と限定しており、祖父母に関しては、生活が困窮していることを条件として、親族里親になることを認めている。
 - (3) リービングケアとは、子どもの退所に向けて施設が行うケアのことを指す。
 - (4) 家庭養護促進協会は、保護者による養育が難しくなったこどもたちに、里親・養親家庭を探す活動を続けている民間の児童福祉団体。アフターケア事業部は、社会福祉法人大阪児童福祉事業協会として1964年に設立。相談事業を中心として開設された。
 - (5) 実現は可能であるが、制度としてではなく、一個人同士の関係性によって成り立つものである。どのファミリーホームでもどの子どもに対してもできるかという普遍性や、いつまでもできるかという永続性については、疑問の余地は残る。

参考文献

- ブリッジフォースマイル（2022・2023）『全国児童養護施設 退所者トラッキング調査』
- こども家庭庁（2019・2022）『社会的養育の推進に向けて』
- 厚生労働省（2011）『社会的養護の課題と将来像』
- 厚生労働省（2015）『児童養護施設入所児童等調査の概要』
- 厚生労働省（2017）『新しい社会的養育ビジョン』
- 厚生労働省（2018）『第3回 困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会』
- 厚生労働省（2020）『児童養護施設入所児童等調査の概要』
- 厚生労働省（2020）『福祉行政報告例』
- 厚生労働省（2021）『被措置児童等虐待への各都道府県市等の対応状況について』
- 大阪府（2020）「子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく都道府県計画（第二次阪府子どもの貧困対策計画）」『大阪府子ども総合計画（後期事業計画）』
- 平林工志・岡田昌毅（2021）「児童養護施設利用者の心理的自立に至るプロセスと指導員による支援の関連性についての探索的研究」『キャリア・カウンセリング研究』23（1）
- 伊藤嘉余子（2018）「里親家庭における養育実態と支援ニーズに関する調査研究事業」
- Burns, Judith (2020) 「Children in care 'failed' while some providers 'make millions'」 <https://www.bbc.com/news/education-54876148>
- 姜民護・野口啓示・高橋順一・伊藤嘉余子（2021）「里親家庭における経済的負担の現状：全国家計調査からの検証において」『評論・社会科学』139
- 宮島清・林浩康・米沢普子（2017）「地方自治体が家庭養護推進にどう取り組むか」『子どものための里親委託・養子縁組の支援 = Foster care and Adoption for Children』明石書店
- 浅井春夫・黒田邦夫（2018）「諸外国における里親制度の実態から考える」編著、『〈施設養護か里親制度か〉の対立軸を超えて「新しい社会的養育ビジョン」とこれからの社会的養護を展望する』明石書店
- Mary. Ellen. Richmond (1899) 『Friendly Visiting among the Poor - A Handbook for Charity Workers -』（門永朋子・鵜浦直子・高地優里訳（2017）『貧しい人々への友愛訪問—現代ソーシャルワークの原点—』中央法規）
- 増山貴子（2020）「児童養護における施設の重要性と里親委託の課題－施設現場職員へのアンケート・インタビュー調査から－」『宇都宮大学国際学部研究論集』50
- 増沢高（2014）「アメリカ・イギリス・北欧における児童虐待対応について」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/seisaku-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_

- Shakaihoshoutantou/0000060829_6.pdf)
- 三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング (2021)
『令和 2 年度子ども・子育て支援推進調査研究
事業 児童養護施設等への入所措置や里親委託
等が解除された者の実態把握に関する全国調
査』
- 日本財団 (2017) 『子が 15 歳以上の養子縁組家庭
の生活実態調査報告書』
- 千賀則史・伊藤嘉余子・野口啓示 (2019) 「障害
等のある子どもの里親養育プロセスに関する質
的研究」『子ども家庭社会学』19
- 東京都保健福祉局 (2017・2022) 『東京都におけ
る児童養護施設等退所者の実態調査』
- 山口季音 (2021) 『児童養護施設の生活環境のダ
イナミクス：家庭で暮らせない子どもの育ちと
職員の実践』 学文社
- 全国里親会 (2014) 「月刊里親だより」 58

〔研究論文〕

関西の都市における介護の近代化 —大阪と和歌山・田辺との比較—

樋 原 裕 二

サマリー

大阪対象の社会福祉の歴史研究では、近代初期のあり方はあまり解明されていない。また介護施設については未解明なことが多い。現代大阪の介護の担い手不足を鑑みると介護施設の歴史がより一層解明される必要がある。さらに関西他都市との比較によって大阪の特徴がより鮮明に見えてくる。このような課題を念頭に本稿では、和歌山県における近代初期介護施設のあり方を明らかにして、大阪の類似施設との比較検討を行った。

最初に田辺における近代最初の介護施設「貧院」について、「田辺藩史」等の記述をまとめた。その際に同時期に設置された「乞食教育所」や「貧病院」のあり方も参考にしてみたことで、きちんと給与をもらって働く介護の担い手が、初めて田辺でも誕生したことを確認できた。また「教育所」について、和歌山で設置された類似名称の施設を参考にしつつ比較することで、「貧院」設置の持つ意義がみえてきた。江戸時代的な非人が担っていた介護は、およそ、その名に値しないものだったといわざるを得ず、だからこそ田辺の「貧院」設立は和歌山県における介護の歴史にとって画期的だったといえる。

また大阪の類似名称の「大貧院」と比較してみた。要介護者の入所もあった点で両者は共通するものの、「貧院」よりも「大貧院」のほうが授産施設としての性格が強かった。また小林授産場に経営が引き継がれる等、施設の変遷が大きいものの廃絶されること無しに他の施設になっていく点も、田辺と大きく異なる。ある公的な社会事業が廃止になってしまって他の事業へと改編されたり、それ

を受け継ぐことができるような民間の社会事業の「基底層」が分厚く存在していたことが、大阪の社会福祉の歴史の特徴だといえよう。

キーワード

介護 大阪 和歌山 田辺 貧院

目次

- 1 はじめに
 - 1 - 1 超高齢社会における介護と大阪
 - 1 - 2 近代都市の社会福祉史研究と大阪
 - 1 - 3 社会福祉の歴史研究における和歌山県
- 2 江戸時代の田辺
 - 2 - 1 介護の担い手
 - 2 - 2 田辺の幕末・維新期の流れ
- 3 近代の田辺における入所施設の設置
 - 3 - 1 貧院
 - 3 - 2 乞食教育所
 - 3 - 3 田辺病院
- 4 他地域の類似施設との比較
 - 4 - 1 和歌山における「教育所」との比較
 - 4 - 2 大阪の大貧院との比較
- 5 おわりに

1 はじめに

1 - 1 超高齢社会における介護と大阪

超高齢社会の到来により、介護の担い手が不足していることは改めていうまでもない。各地で様々な対策が取られているところであり、大阪市においても令和6年度から始まった第9期介護保

険事業計画が本年度で折り返し地点を迎えることになる。とくにこの計画の中で大阪市の高齢者人口の特徴として、2002年から2020年までの単独世帯の伸びは約1.5倍であり、2020年の単独世帯の割合45.0%は「全国平均や他都市に比べて非常に高くなっています」と評価されている一方で⁽¹⁾、高齢者実態調査によると「全体の約4分の1の施設では人材確保に苦慮している状況がうかがえます」とされる⁽²⁾。

ひとり暮らし高齢者が多い、つまり要介護状態になった場合に介護してくれる家族がない（当然在宅生活を継続できなくなり施設入所の可能性が高くなる）場合が多いにも関わらず、介護施設が人材不足であるという大阪市の介護の現状を考えると、介護施設のあり方についても改めて検討していく必要がある。そしてそのような介護のあり方がどのような道を歩んで今日の姿に至ったのか、歴史的な観点からの研究も必要であろう。

1-2 近代都市の社会福祉史研究と大阪

近年の大坂を対象とした社会福祉の歴史研究では、樋上恵美子の乳児死亡対策⁽³⁾、飯田直樹の方面委員研究と博物館での特別展⁽⁴⁾、博愛社史研究会による博愛社の研究⁽⁵⁾など、まとめた成果が相次いで公表されており、近代大阪の社会福祉の解明が分かりやすい形で進んできたことは大きな成果であるが、明治後期以降が対象となることが多く、その「草創期」である幕末・維新期や明治初期のあり方の解明は進展していない。

この時期の社会福祉の特徴について、従来の議論では次のように説明されている。「明治維新は政治の機構を大きく変える。そのなかで地域社会における庶民の生活も、従来の状況を残しながら徐々に変化はじめた。そのなかで従来の仕組みをのこしながら、あるいは新しい潮流のなかで、日本でもようやく救済のための収容施設が設立されはじめめる。その多くは窮民収容施設であったが、親を失った子どもたちの育児施設も拡がっていく。この窮民施設は、その後高齢者用の養老施

設と孤児の育児施設とに分化していく。」⁽⁶⁾

つまりこの時期は江戸時代以来の封建的な面と近代化による西洋的な面とが交じり合っている時期であり、後の養老院のような専門施設はまだない時期でもあるため、その解明が進みにくいのであろうが、この時期のあり方を明らかにしておかねばその後の専門施設の誕生の意義を把握しにくいのではないか。

またとくに大阪については『大阪の社会福祉を拓いた人たち』によると、明治維新期の米価高騰の影響に加えて農村部からの困窮者の流入、スラムの形成などが起こっていたという⁽⁷⁾。そして「こうした状況に対して、大阪の場合非常に強く機能していたのは、一つは、町内における、江戸時代から続いた町方による貧困者の救済である。(中略)もう一つは、大阪では早くから慈善事業が形成されていったこと」であり、「大阪の初期の救済行政や救貧制度は、早く生まれ、そして行政の取り組みの未発展の中で重要な役割を果たしていった。」⁽⁸⁾と評価されている。

このように国の動きに先駆けて取り組みがみられた大阪においても、養老院等の介護施設については未解明なことが多い。上述のように現代大阪の社会福祉を取り巻く現状を鑑みると、とくに介護施設の歴史がより一層解明される必要がある。

さらに現在まで継続している施設が多く史料が豊富に残されているため、「大阪だけ」で研究が進展してしまっていることもいかがなものだろうか。例えば地理的に近い関西の他都市との比較がなされることで、大阪のあり方の特徴がより鮮明に見えてくる面もあると考えるが、しかし大阪以外の関西の諸都市における福祉施設の歴史研究はあまり進んでいないのが現状である。

ただ介護に関しては、神戸・大阪・京都の養老院を比較しその特徴の共通点と異なる点とを明らかにした岡本多喜子の研究がある⁽⁹⁾。ここで明らかにできたことは関西という近接した地域内の大都市における類似施設の比較検討によるものだが、養老院が対象であるため明治中期以降の議論

となっている。それでは関西のより中小の都市における介護施設のあり方を明らかにしたうえで比較し、かつ養老院という本格的な高齢者介護に特化した施設が登場する以前の経緯を明らかにすることで、先行研究が指摘している「宗教が関わってはいるが前面にはでてこない」という特徴をもつ施設が3大都市に登場した意義もみえてくるのではないだろうか。

このような先行研究の課題を念頭に、本稿では和歌山県におけるとくに近代初期の社会福祉、その中でも介護施設のあり方を明らかにして、大阪の類似施設との比較検討を行う⁽¹⁰⁾。

1-3 社会福祉の歴史研究における和歌山県

社会福祉の歴史研究において、和歌山県下を対象とした先行研究はほぼ皆無に等しい。また和歌山地方史研究会等の郷土史研究においても、社会福祉に関する議論がなされた形跡もない。

一方歴史学では前近代の議論のなかに参考となる先行研究もある。それが藤本清二郎の『城下町世界の生活史 没落と再生の視点から』である。ここでは和歌山城下の非人が作成した「御用之控帳」等を使用して、精神障がい者が非人村や「溜」(収容施設)に収容されたことが明らかにされた。藤本は「都市の共同体（町）は経済的困難や、秩序が維持できないと云う理由で、住民の扶養、相互扶助を放棄する場合があった。その場合は共同体外の機関、すなわち吹上非人村がその機能を果たした」と評価している⁽¹¹⁾。

また以前筆者も、江戸時代の田辺における認知症高齢者の徘徊事例について議論したことがある⁽¹²⁾。しかし江戸時代の紀州における福祉的なあり方は、藤本や筆者の明らかにしたようなものだったとして、それでは近代和歌山県のあり方はどのようなものだったのだろうか。

以上の課題を念頭に、本稿では江戸時代的な介護のあり方が近代へ移行するなかでどう変化していったかという点を、和歌山県のなかでもとくに江戸時代や近代の史料が豊富な田辺を対象にみて

いきたい。

なお前節の大坂のように、この時期の和歌山県内における社会福祉の動向について本来であれば説明すべきところではあるが、上述のように和歌山県においてはそのような基礎的な史実自体がほとんど明らかになっていない。ただし上述の藤本による別稿「幕末・明治初期における行倒死人と「片付」—紀伊国（北部）の場合一」によると、この時期の紀北地域では行倒人が沿道の住民に救済されていたということなので⁽¹³⁾、幕末・維新时期の混乱の影響で困窮し故郷を追われ行倒れる者が紀北地域でも紀南地域でも多数いたことが推測される。とくに和歌山県は元来あまり米を生産しておらず県外からの輸入に頼る面が強かったとされており⁽¹⁴⁾、米価高騰の影響による困窮は深刻だったものと推測される。

2 江戸時代の田辺

2-1 介護の担い手

以前筆者は『紀州田辺町大帳』の記事から、江戸時代の田辺における介護の事例を発掘し報告したことがある⁽¹⁵⁾。そこからは地域（近隣住民による手伝い、介抱人雇用費用の負担）、宿泊施設（養生宿・報謝宿）、仏教関係者（寺院、在宅信者宅）など、様々な介護の担い手を確認できた。

また同じ江戸時代の田辺の周辺農村の記録『御用溜』にも介護の担い手に関する記述がある。例えば1851年に「少々病気」である旅人が湊村にある「善根宿」で養生し、回復するも出立直後に病死してしまうという事例のように⁽¹⁶⁾、宿泊施設がそれである。また1861年に「難渋者」で「世話仕候類」がいない湊村の病人を「小屋掛」していたが病死てしまい、「銭六匁」「銭四匁」の費用を（非人からの要望に基づき？）大庄屋を通じて代官所へ請求したように⁽¹⁷⁾、田辺の切戸にあった非人小屋にも要介護者が入っていた。

このように寺院と宿泊施設以外には非人小屋しか介護を担う入所施設がなかった江戸時代のあり方は、近代化に伴いどう変化したのだろうか。

2-2 田辺の幕末・維新期の流れ

田辺における最初の介護施設の誕生をみていく前提として、幕末・維新期の田辺の歴史を押さえおきたい。元々紀州徳川家の領地の一部だったが、慶応4(1868)年1月田辺藩として独立した。その後明治2(1869)年6月に版籍奉還が行われ、江戸時代の領主である安藤氏が引き続き知藩事を務めるようになった。介護や福祉に関する動きでいうと、同年10月には町奉行所・代官所を廃止して民政局が設置された(明治3年10月に綏民局へ改編されることになる)。そして明治4(1871)年7月に廢藩置県が行われて田辺藩が田辺県へとなる。同年8月に賤民解放令が出される。しかし同年11月に和歌山県へ吸収合併されてしまうことになる⁽¹⁸⁾。

このように慶応4年以降、田辺の行政は田辺藩・県として独自の施策を展開させていくこうしていたが、結局和歌山県の一部となるのである。

3 近代の田辺における入所施設の設置

3-1 貧院

田辺における近代最初の介護施設として設置された「貧院」について、「田辺藩史」の「政治・赈恤」明治3年3月条をもとに、自治体史の記述も参考にしつつみていきたい⁽¹⁹⁾。

まずその設置・運営に要する財源についてだが、『田辺市史』によると「この貧院の資金は、管内の富裕な農民・商人の資力に依存するという。約五〇〇〇俵を基礎に、年々その利子をもって貧民約三〇〇人を養おうとするものであった。当時の知藩事安藤直裕からも私的に米五〇俵が寄付された。」⁽²⁰⁾ という。公立施設だが、設置費用は民間から拠出されており、知藩事もあくまで一私人として寄付したことである。

次に設置場所について、「窮民を救護する施設として貧院を田辺の西ノ谷村、朝来(現上富田町)、南部の芝村(現南部町)に置いた。」と、複数箇所に設置された⁽²¹⁾。また『田辺同和史』によると「開設された村々には、いずれも近世の皮

田部落が存在していたが、貧院と部落との関係は不明である。」とあり⁽²²⁾、江戸時代の被差別部落と無関係に設置された訳ではなかったことが推測される。

また、設立の目的について、『田辺市史』には「貧窮の者をすべて扶助するのではなく、怠惰で貧窮している者は対象外であるとしている。(中略) 力が弱くそのため仕事をすることができない者は救助の対象となるが、(中略) 能力があるのに怠惰な者は対象外であり、処罰の対象となるとしている。」とある⁽²³⁾。要するに「働くうと思えば働く者」以外を入所させるためだった。

その具体的な救済対象については、「貧院掲示条目」によると、「身よりのない六〇歳以上の者で、飢餓になりそうな老人か、一二歳以下で、不憫な小児が集められ、養育することになった。子供が多く、養育の困難な者は、人柄等を審査して、申告に相違なければ、小児のうち七歳から一二歳まで扶助養育する。水害や火災の被害を受け、居宅をなくし困っている者は、願い出れば扶助する。凶作などで、貧民が多く、村中で相互扶助しかねる場合は、村長から名前を取り調べ、申し出があれば扶助する。管内の窮民だけでなく、当地を通行した場合、昼食を施したり、あるいは日暮れで難渋するなら一宿を許可するというものであった。」⁽²⁴⁾ 田辺住民だけでなく、熊野詣での巡礼者等の旅人も対象だったことに注意したい。ただしその者に対して「村中」による「救合」が行われていることが前提ともされている。

次に救済対象者について「貧院諸務条目」によると、「田地を所有していた百姓が、天災・病氣にかかり、衰微して田租納入に困り、田畠を売却しなければならなくなってきた者」(秋救)、「小作を行ない、余暇に日雇いなどをしている者で、米価が高騰したため困窮に陥った者、あるいは浦方が不漁で失業している者」(救貧)、「貧民廃疾の者で、養育を受けるべき手だてを失った者」(貧院入住) という区分があった⁽²⁵⁾。基本的に院外(在宅)救済だったが、「廃疾」(病人・障がい

者等の要介護者)の場合、入所での救済もあったことが分かる。

そこで働く職員についても「田辺藩史」には記述があり、頭取(諸務委任)、行司(米の預かり)、小頭(行司より米受け取り)がいたという。「日々米運輸等ハ貧院入住之者之内召使」うとあり、「入院之内人撰為取扱」わせる(日々の米の運搬等は入所者の中から選んだ者に任せること)である。このことから入所している要介護者の介護も、実際には入所者のうち比較的元気な者に任せていたと思われる。

この「貧院」の設置期間についてだが、明治3年3月から明治4年11月、つまり田辺県廃止までの約1年半という短期間だった。

3-2 乞食教育所

要介護者が入所することになっていた「貧院」とは多少異なるが、同時期に設置された「乞食教育所」についても、「田辺藩史」の「政治・賑恤」明治4年3月4日条にもとづいてみてみたい。

「貧院諸務条目」によると「貧院」の設置で「管内之貧人救合ヲ蒙ル者ハ悉ク此院之扱ニアラサルハナシ」(他者の共助に助けられている県内困窮者で貧院の救済対象になっていない者はいない)とされた。ところがここに収録されている「布達」によると「近年不時節打続乞食等門口にたたずみ道路に寝ね醜態見ルニ忍ひす候」(近年不作続のため困窮者が乞食となって家々の門前にたたずんだり、道路に寝転がっている)という状況になってしまっていたという。実際には貧院による救済が機能していなかった可能性がある。

この事態を受けて田辺県は明治4年3月、乞食取締り令を発令した。『田辺同和史』にその内容が要約されており、①「有籍の乞食は本籍に返し、無籍の乞食は高山寺裏手に小屋=「卑人小屋」(一番から三番)をつくり収容する。」、②「収容した者には、相応の稼ぎをさせるが、仕事のできない老人や子供は、物もらいにまわらせる。」、③「その際「卑人何番部屋 当番」との札

印をもたせて、壱番から参番の収容されている「部屋々々より」朝夕三人づつ割り当てられた市中をまわらせる。」というものだった⁽²⁶⁾。

のことから「貧院」より「乞食教育所」のほうが授産施設に近いといえようが、②のように就労不可な者の入所も認めていることから、ある程度の要介護者も含まれていたと思われる。

「乞食教育所」の設置場所について、「田辺藩の布令に基づく「卑人」の小屋は、高山寺裏手につくられた。その地にはすでに「従前一己の小屋を営み、河原者と唱え候者」の小屋があり、その周辺部に増設されたのである。」⁽²⁷⁾と説明されている。そして「ただし「従前一己の小屋を営み、河原者と唱え候者は」、乞食をしてはならない」という規制のため、「勧進場そのものももちろん否定されたのである。」⁽²⁸⁾と、「乞食教育所」が設置されたことで江戸時代以来の非人組織は否定されることになった⁽²⁹⁾。

ところで「卑人小屋割」には、「尤人別右部屋々へ組込置候老幼或ハ廢疾ノ者」のなかで「我方差支之節」(自身のことが自力でできない場合?)は、「其部屋ノ貰イモノを以配分可致候」(同じ部屋の元気な者が物乞いでもらってきた物を配分せよ)という規定がある。「老幼或ハ廢疾ノ者」の中には要介護者も含まれていたであろうが、この規定からは彼らの介護も同じ部屋の入所者(実質的には非人)が行っていたと思われる。

3-3 田辺病院

『和歌山県田辺町誌』には、田辺では「豊年講」という民間資金を用いて「明治四年十一月、大字上屋敷町の綏民局跡に田辺病院を開設した、之を貧病院ともいふ。」という記述がある(なお綏民局は貧院の管轄部署である)⁽³⁰⁾。この「田辺病院(貧病院)」について、「貧院」の理解にも関わるために押さえておきたい。

「医院は生徒を集めて医書の講読、治術の研究をも行ひ、田辺領内貧窮患者を収容救助したが、収容患者大抵三四十人に上つた、医方は初め漢洋折

衷で、後ち洋方を主とした。」とあることから⁽³¹⁾、この病院は貧困層の治療・入院も想定していた。設置期間については「此の病院は田辺県廃止の後も存続し、同五年十月、大字中屋敷町祇園通り南角に移転し、家屋狭隘のため入院患者を謝絶し、診療を受けに来るものゝみを診察療治したが（以下略）」とあり⁽³²⁾、つまり廃止された「貧院」と入れ替わるように設置されたが入院機能は事実上1年間で終了したことになる。「貧院」に代わる要介護者の「受け皿」としての機能はあまりなかったと思われる。

しかし「貧院」廃止と同時期の設置ということは、実質はともかくその代替施設として設置しようという意図はあったのだろうか。「田辺藩史」の「政治・賑恤」明治4年11月条にある「御主意」の「布達」によると、「種痘」（予防接種）は「当院」か「貧院」で行うものとされている。このことは、当初は「貧院」と「田辺病院」は並列して事業展開することを想定していたことを意味しており、「貧院」廃止の代わりに病院を設置したのではなかったことになる。

さらに興味深いことに、「田辺藩史」の「政治・賑恤」明治4年11月条にある「院中規則」の第8条には「介抱人ハ貧院入住ノ者ヨリ為扱候事」（介抱人は「貧院」入所者に勤めさせる）とあり、「但介抱人へ賃金ノ儀ハ相當ノ衣類ヲ遣シ候筈」とされる。介抱人とは看護師のような役割を果たす者と思われるが、「賃金」（貨幣ではなくその金額相当の衣類）をもらっていたのである。このことは、要介護状態の「貧院」入所者を介護していた元気な入所者が、「田辺病院」でも雇用され看護を担当していたことを推測させる。

このように「田辺病院」における「介抱人」の誕生は、切戸非人小屋や乞食教育所で江戸時代まで行われてきた非人による介護と異なり、給与をもらって仕事として介護を行う専門職的な存在が、田辺において初めて誕生したことを意味している。だがそれもわずか1年で潰えたのである。

4 他地域の類似施設との比較

4-1 和歌山における「教育所」との比較

以上のような田辺の介護に関する諸施設について、和歌山県・大阪府内の同時期の類似施設と比較することで、その特徴をより深く理解したい。

まず田辺藩と分離後の和歌山藩についてだが、明治3年5月に「乞食非人取締り布達」が公布された。「有籍之非人乞食」へ「鑑札」を発行するので、「鑑札」を持たない者の物乞いを禁止するというものである。また「教育所」という施設を設けるので、「難渋之上為差身寄モ無之者」はそこで救助するとされた⁽³³⁾。田辺の教育所設置のほうが若干早いのだが、田辺の動きが和歌山に影響したのだろうか。

これについて上述の藤本は、「非人改め、非人・乞食の管理方式は鑑札と余所者の人返しという、一八世紀半ば頃に確立された方式が踏襲され、維新期・明治初期まで続いてきたことを読みとることができよう。非人・乞食問題は明治維新期においても再生産され、袖乞い=物乞い、乞食活動は身分の公認と結合した形で、体制的に容認され続けた。未だ否定されなかった。」⁽³⁴⁾と論じている。ただし教育所の実態は不明であるともされているため、大正3(1914)年刊行物の復刻版である『和歌山縣誌 第一卷』の説明を参照したい。

明治2年に元寺町にあった「旧馬部屋」に教育所が設置されたのだが、入所者を町役人の世話で養子縁組などで退所させ、残った「孤独廢疾者五十余名」が養育されていた。そして明治6(1873)年7月に閉鎖され、和歌山商会所が運営を引き継ぎ、入所者は靴製造業に従事した。そしてそれも明治9年に解散となつた⁽³⁵⁾といふ。

つまり上述の「乞食非人取締り布達」交付の前年より「教育所」は存在していたということ、また靴製造業ということは、何らかの被差別民が實際には入所者（「廢疾者」ということは要介護者も含むはずである）の世話をしていたということだろう。そして行政施設としては明治6年に終了したということから、上述の田辺の「教育所」も

明治 6 年ごろに閉鎖されたのではないだろうか。

ところでこの和歌山の「教育所」の性格を理解するために、隠れキリストンの歴史研究である三俣俊二の『和歌山・名古屋に流された浦上キリストン』を参照したい。慶応 4 (1868) 年から明治 2 年にかけて浦上地方の隠れキリストンが摘発されることがあった。いわば日本における最後の隠れキリストン弾圧事件である。そして明治 3 年 6 月、捕らえられた隠れキリストンのうち 190 名が和歌山藩へ預けられたのである。

そしてこのうち労働可能な者は開墾等の強制労働へ従事させられ、労役に堪えられない高齢者・子供・病人は「教育所」(実際には馬小屋、太田に所在) へ収容された⁽³⁶⁾。これについては「当時馬小屋の付近に大勢の乞食が徘徊していたので、役人らはこれを捉えて信徒の賄方を命じた」とされる⁽³⁷⁾。上述の元寺町の「教育所」とは設置場所が異なり全く同一の施設ではないかもしれないが、同系列の施設だったことは確かだろう。

また三俣は、収容された隠れキリストンには、ろくに水・食料も衣類も与えられず、「馬小屋でのわずか六ヶ月間に八十名を越える死者を出し、多いときには一日に五人の幼子を含む死者が、一杯の水さえ与えられず、「ミズ、ミズ」と言ながら死んでいったあの馬小屋が、『巡視概略』では「教育所」と報告されているのである。」と厳しく評価している⁽³⁸⁾。あくまで処罰としての処遇である隠れキリストンと、一般の生活困窮者への処遇とを同列には論じられないが、同一施設にせよ同系列施設にせよ、いずれにせよ和歌山の「教育所」なるものにて非人によって行われた「教育」が、その名に値しないものであったことは十分推測可能である。

意図的に殺害したのではないにせよ、少なくとも「死んでも構わない」くらいには思って「介護」を行うことが、江戸時代以来非人にとっては「当たり前」だったのだろう。だからこそ非人ではなく、入所者のうち比較的元気な者が「有給職員」として介護を行った田辺の「貧院」の取り組

みは画期的だった。しかしそれが短期間で消滅してしまった(そしてそれを継承する動きが生じなかつた)ことは、自分たちの取り組みがいかに画期的なものだったか、その歴史的価値への理解が田辺の人々に乏しかつたことを意味していよう。

4-2 大阪の大貧院との比較

次に田辺の「貧院」と名称が酷似している、大阪で同時期に設置された「大貧院」について、ジョン・ポーターの論文「明治初期大阪における貧民の救済と統制」を参考にみてみたい⁽³⁹⁾。

明治元年 11 月に設置された大阪府救恤所が翌年 11 月に閉鎖され、明治 3 年 5 月に再開されたものの明治 4 年 4 月に再度閉鎖され、同年 6 月にその跡地に大阪大貧院が設置されたのである。「救恤所と違い、大貧院は従来と同様の貧民救済を行うとともに労働能力のある貧民の救済にも焦点を当てて、防貧的な事業も実施した。」という⁽⁴⁰⁾。またその財源は官費と民間からの寄付金で賄うことになっており、単なる救貧施設ではなく「大阪府の貧民取締対策・淫売防止対策の一環としての役割も果たした」とポーターは評価している⁽⁴¹⁾。

授産事業の内容については道普請や紡績・裁縫、養豚所などが行われていたとされ⁽⁴²⁾、「施設の収容者を低賃金労働力として民間業者へ供給する方策を探った。(中略) 大貧院は民間業者に安い労働力を供給する一方、都市の経済的諸関係から疎外された貧民をそこへ統合させて、安定した生活基盤を与えることを目指したのである」と評価している⁽⁴³⁾。

どちらかというとポーターは授産施設としての面に注目しているのだが、『大阪の部落史 史料編』に収録されている「大阪府 御布令 明治四・四~七」⁽⁴⁴⁾の規定をみてみると、70 歳以上の者で「介抱之子孫」がいない者については「貧民之内心掛宜もの」の中から介護者を選んで「同居して心付させ」(大貧院内の同じ居室に住まわせて介護させ) るという記述もあることから、介

護施設としての面もあったことは確かだろう。

このように田辺の「貧院」と大阪の「大貧院」とは、施設の名称が類似しており設置費用を官民共同出資で賄っている点も共通しているが、授産事業を行っている点で大きく異なる。ところが明治5年1月にこの施設は「授産場」と「救助場」の二つに分割された。このうち救助場は「授産できないほど身体が弱い貧民の救済を実施するようになった」ものであり、「これまで大貧院に集約されていた貧民救済と貧民授産という二つの機能が制度的に分離された。」とポーターは評価している⁽⁴⁵⁾。このように入所者の残存労働能力に応じて施設が機能分離していく点もまた田辺と異なり、どちらかというと和歌山の「教育所」に近い印象を受ける。

もうひとつの「授産場」はその後閉鎖となったようで、「授産場に関連する史料はほとんど現存していないので、現段階で授産場によって実施された事業の詳細は不明である」ものの、現存している史料からは「授産場の廃止に伴って、「宿許親類知音」を持つ「同所入込候者」は帰籍させられ、就労不能の「無告廃失之者」は救助場へ移された」とある⁽⁴⁶⁾。「救助場」の収容者には4類型があり、①「入場してからすぐに死亡する重病の救助者が数多く存在した」、②「救助場に入って長期的に救助を受ける者も存在した」、③「保護者を見つけ、その籍に入る救助者の存在も確認できる」、④「原籍問い合わせ中に一時的に入場する者も多くいた」⁽⁴⁷⁾。とくに①のような者が「大貧院」時代から続けて「数多く」在籍していたというところに、「救助場」が要介護者の「受け皿」たり続けていたことがうかがえる。

また「救助場」以外の施設について、『大阪の社会福祉を拓いた人たち』によると、明治18(1885)年に路上徘徊者を対象とした「府立教育場」が設置され、10年間で廃止された。そして明治25(1892)年に労働能力のない無告の窮民は「救助場へ」入り、労働能力のある者は「勧業場」へ入ることになった⁽⁴⁸⁾。

その一方で明治18年に小林佐兵衛の「小林授産場」が誕生することになる。『大阪の社会福祉を拓いた人たち』によると、「小林佐兵衛は、江戸時代末期から活躍した侠客で、明治維新後、大阪市消防組の頭となった人物だった。(中略) 公的救済施設の跡を継ぎ、自分の授産場にした。(中略) しかし、民間の窮民授産施設としては、この小林の施設が最初のものであった」とある⁽⁴⁹⁾。また明治35(1902)年には全国4番目の養老院である大阪養老院が設立された⁽⁵⁰⁾。公的施設が閉鎖されてもすぐにその事業を受け継ぐ民間施設が登場するところに、和歌山や田辺と異なる大阪の特徴があるといえよう。

5 おわりに

本稿では近代大阪の社会福祉の特徴について、近隣県の他都市における類似施設と比較することで明らかにしようと、大阪・和歌山・田辺における近代初期の介護施設について検討した。

そして最初に田辺における近代最初の介護施設「貧院」について、「田辺藩史」やその他自治体史等の記述をまとめてみた。その際に同時期に設置された「乞食教育所」や「貧病院」のあり方も参考にしてみた。そして非人とは異なりきちんと給与をもらって働く介護の扱い手が、初めて田辺でも誕生したことを確認した。

この「教育所」について和歌山で設置された類似名称の施設を参考にしつつ比較することで、「貧院」設置の持つ意義がみえてきた。江戸時代的な非人が担っていた介護は、およそその名に値しないものだったことが「教育所」からは分かるのであり、だからこそ田辺の「貧院」設立は和歌山県における介護の歴史にとって画期的だったといえる。だがその意義に田辺の人々自身が気付くことはなく、短期間でその歴史を終えたのだ。

また上記の田辺のあり方を踏まえたうえで、大阪の類似名称の「大貧院」と比較してみた⁽⁵¹⁾。要介護者の入所もあった点で両者は共通するものの、「貧院」よりも「大貧院」のほうが授産施設

としての性格が強かった。また「授産場」と「救助場」とに分割されていったり、小林授産場に経営が引き継がれていったりと、変遷が大きいものの廃絶されること無しに他の施設になっていく点も、田辺と大きく異なる。ある公的な社会事業が廃止になっても他の事業へと改編されていったり、それを受け継ぐことができるような民間の社会事業の「基底層」(社会事業家やこれからそれを志そうとする「予備軍」の人々、彼らを支える寄付者、そういう人々をつなぐネットワーク等)が分厚く存在することが、大阪における社会福祉の歴史の特徴だったといえよう。

ところで田辺で初めての高齢者入所施設である上野山養老院が昭和 26 (1951) 年に開設されるまで⁽⁵²⁾、管見の限り「貧院」廃止後の田辺に本格的で恒常的な要介護者の「受け皿」たる施設が設けられた形跡はない。ようやく明治 42 (1909) 年になって西牟婁郡佛教慈善会という団体によって、「病者」を含む「窮困者」を収容するための「授産工場」が設立され⁽⁵³⁾、「無料施薬」などが行われたことがあるのだが⁽⁵⁴⁾、すぐに活動が確認できなくなる。廃止された公的な社会事業を受け継ぐ民間の社会事業の「基底層」が大阪と比較して薄いためだろう。

一方で働けない盲目的高齢者を、虐待する娘に代わって「浦養ひ」(地域全体で世話)したり⁽⁵⁵⁾、家族に代わって地域住民が食事の世話等の介護を交代で行ってやったり⁽⁵⁶⁾、薪取り・水汲みや「大小便の世話」まで行ってやったりと⁽⁵⁷⁾、田辺では江戸時代と同様な地域住民による介護が近代にも継続していたことが分かる⁽⁵⁸⁾。「強い地域」が残り続けて社会課題を吸収していたことで、「基底層」が育まれにくかったのではないだろうか。

養老院や孤児院など、様々な福祉施設が設置されたり方面委員が誕生したりと、いわゆる社会事業的な面が強い大阪の歴史と、かたや地域福祉的な面が強い田辺の歴史⁽⁵⁹⁾、そして県内で最初に養老院が設置される等、大阪と田辺の「中間的な」傾向のある和歌山の歴史といった違いが、比較す

ることでみえてくるのである。

このような介護施設の歴史から、現代の介護のあり方について学べることは何だろうか。大阪養老院設立趣意書によると、創始者岩田民次郎は「親戚故旧ハ素ヨリ、孝事スペキ児孫ナク」苦しんでいる高齢者が大阪には多いため、「彼等ガ児孫ニ代リ彼等が親戚ト為リテ」救済したいと養老院を設立したという⁽⁶⁰⁾。「親戚故旧」「児孫」がおらず介護してもらえない高齢者が珍しかった田辺と異なり、大阪はひと足先に独居高齢者問題が起きていたのであり、公的施設が無くなつてもこうして新たな民間施設が次々と登場して、この問題に果敢に挑戦してきたのが大阪の介護史の特徴といえる。その大阪ですら上述のように担い手不足になってきているということは、民間の「基底層」を分厚く豊かに保つことがいかに重要かつ困難なことであるかが示唆されていよう。次の第 10 期の介護保険事業計画の下では、大阪における介護の歴史も踏まえた施策であるべきだろう。

(ひのはら ゆうじ：大阪社会福祉史研究会)

注

- (1) 大阪市 (2024)『大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 2024 (令和 6) 年度～2026 (令和 8) 年度』2024年 9 頁。
- (2) 前掲注 (1) 127 頁。
- (3) 樋上恵美子 (2016)『近代大阪の乳幼児死亡と社会事業』大阪大学出版会。
- (4) 飯田直樹 (2021)『近代大阪の福祉構造と展開－方面委員制度と警察社会事業－』部落問題研究所、大阪歴史博物館編 (2018)『特別展 100 周年記念 大阪の米騒動と方面委員の誕生』。
- (5) 室田保夫・今井小の実・高岡裕之・蜂谷俊隆・倉持史朗編 (2023)『大阪児童福祉の先駆 博愛社の史的研究』六花出版。
- (6) 池田敬正 (1994)『日本における社会福祉のあゆみ』法律文化社 63 頁。

- (7)『大阪の社会福祉を拓いた人たち』編集委員会編（1997）『大阪の社会福祉を拓いた人たち』大阪の民間社会事業の先輩に感謝する会 17～18 頁。
- (8)前掲注(7) 19～23 頁。
- (9)岡本多喜子（2018）「神戸・大阪・京都の養老院の特徴」『明治学院大学 社会学・社会福祉学研究』150。
- (10)本稿では現代でいうところの救護施設に近いような救貧的な施設も、高齢者・障がい者等の要介護者の入所が想定される場合は「介護施設」の事例として扱うこととする。
- (11)藤本清二郎（2014）『城下町世界の生活史 没落と再生の視点から』清文堂 278 頁。
- (12)樋原裕二（2021）「江戸時代における認知症高齢者の実態と周囲の人々の対応」『地域福祉研究』49 号。
- (13)藤本清二郎（2024）「幕末・明治初期における行倒死人と「片付」—紀伊国（北部）の場合一」『紀州経済史文化史研究所紀要』第 45 号。
- (14)池田孝雄（1990）「一九一八年田辺地方の米騒動」『田辺市史研究』第 2 号 34 頁。
- (15)樋原裕二（2025）「江戸時代の田辺における介護—『紀州田辺大帳』の事例一」中部学院大学 羽田福祉賞ホームページ
<https://www.chubu-gu.ac.jp/activities/hatafukushi/gvrfm100000030nd-att/oklfct000000wr6.pdf>。
- (16)田辺市教育委員会編（1998）『紀州田辺御用溜』第六卷 清文堂 14 頁。
- (17)田辺市教育委員会編（2000）『紀州田辺御用溜』第十一卷 清文堂 215・216 頁。
- (18)田辺同和史編さん委員会編（2002）『田辺同和史 第四巻 年表編』田辺市 100～116 頁。
- (19)「田辺藩史」は『和歌山縣史 前記 八』という名称の書物として田辺市立図書館に所蔵されている。発行時期や経緯は明記されていないが、廃藩置県の際に田辺県から中央政府に提出されたものと推測される。ちなみに図書館職員からは「地元新聞社から昔寄贈されたものだが詳細はよく知らない」との話を聞き取っている。とりあえず偽文書ではないとして議論を進めたい。なおページは記されていない。
- (20)田辺市史編さん委員会編（2003）『田辺市史 第二巻 通史編Ⅱ』田辺市 749 頁。
- (21)前掲注(20) 749 頁。
- (22)田辺同和史編さん委員会編（2000）『田辺同和史 第一巻 通史編』田辺市 378 頁。
- (23)前掲注(20) 749 頁。
- (24)前掲注(20) 750 頁。
- (25)前掲注(20) 750 頁。
- (26)前掲注(22) 380 頁。
- (27)前掲注(22) 380 頁。
- (28)前掲注(22) 380～381 頁。
- (29)やや煩雑な説明だが、『田辺同和史』によると「切戸から紺屋町はずれにかけての堤防沿いの非人集落は、相当膨張していたとも推測され、「高山寺裏手」、つまり会津川右岸（糸田村分）と、さらに会津川左岸（湊村分）にも広がりをみせていたのではないかと思われる。」（前掲注(22) 380 頁）である。高山寺は田辺の北方、切戸橋を渡った会津川の対岸に位置するので、元々あった「切戸非人小屋」へ「乞食教育所」を増設したことだと理解しておきたい。
- (30)田辺町誌編纂委員会編（1971）『和歌山県田辺町誌』多屋孫書店 661 頁。
- (31)前掲注(30) 662 頁。
- (32)前掲注(30) 662 頁。
- (33)和歌山県同和委員会編（1995）『田辺同和史 第三巻 史料編』田辺市 1995 年 57～58 頁。
- (34)前掲注(11) 474 頁。
- (35)和歌山縣編（1970）『和歌山縣誌 第一巻』名著出版 722 頁。

- (36) 太田はJR和歌山駅東側付近のことである。
- (37) 三侯俊二（2004）『和歌山・名古屋に流された浦上キリスト』聖母文庫 84頁。
- (38) 前掲注（37） 93頁。
- (39) かつて大阪社会福祉協議会が発行した『大阪府社会事業史』の「第五章 近代の社会事業、第一期」の第二節にも「大貧院」を含む当該時期の諸施設についての説明がある（大阪社会福祉協議会編（1958）『大阪府社会事業史』大阪社会福祉協議会 185～211頁）。
- (40) 『大阪府社会事業史』では「単なる消極的救貧に代うるに授産により積極的救貧へ進むことになった」（前掲注（39） 188頁）と評価されている。
- (41) ジョン・ポーター（2014）「明治初期大阪における貧民の救済と統制」塚田孝・佐賀朝・八木滋編『近世身分社会の比較史』清文堂 334頁。
- (42) 前掲注（41） 334～336頁。
- (43) 前掲注（41） 335頁。
- (44) 大阪の部落史委員会編（2002）『大阪の部落史 第四巻 史料編 近代1』部落解放・人権研究所 287頁。
- (45) 前掲注（41） 336頁。
- (46) 前掲注（41） 336～337頁。
- (47) 前掲注（41） 342頁。
- (48) 大阪市制施行の明治22年以降の諸施設については、平田隆夫編纂「明治大阪慈惠事業史資料」に史料や図表を含めて解説されており、『大阪市史紀要』第16・20・21・22号に掲載されたものが『明治大阪慈恵事業史資料』として大阪市立中央図書館・大阪市史編集室から刊行されている（大阪市立中央図書館蔵）。
- (49) 前掲注（7） 27・28頁。
- (50) 山本啓太郎（1986）「大阪養老院の設立について」『社会事業史研究』第14号。
- (51) 明治22年設立の大坂救児院も設立当初は「貧院」と呼ばれていたという（平田隆夫（1969）「明治大阪慈恵事業史資料（3）」『大阪市史紀要』第21号 97頁）。介護施設ではなく設立時期も異なるため本稿の考察対象からは除外したが、類似の名称であっても施設の機能は大きく異なることが分かる。
- (52) 田辺市役所編（1952）『田辺市誌』田辺市役所 481頁。
- (53) 船橋治（2002）『復刻版 牟婁新報』第10巻（第928号）不二出版。なお本稿では和歌山県立図書館に所蔵されている復刻版を参照している。
- (54) 船橋治（2002）『復刻版 牟婁新報』第11巻（第1013号）不二出版。
- (55) 船橋治（2002）『復刻版 牟婁新報』第12巻（第1103号）不二出版。
- (56) 船橋治（2002）『復刻版 牟婁新報』第15巻（第1354号）不二出版。
- (57) 船橋治（2004）『復刻版 牟婁新報』第23巻（第2165号）不二出版。
- (58) 大阪では江戸時代の段階からこのような相互扶助的な動きが機能しにくい状況がみられたことを、筆者は以前指摘したことがある（樋原裕二（2019）「大阪における介護の担い手と互助の歴史」『地域社会福祉史研究』第8号）。民間社会事業の分厚い「基底層」の出現はそれ故必要とされたのだろう。
- (59) 介護だけではなく、生活困窮者を様々な社会資源につなげるといった動きを、地域住民が担っていたことを筆者は以前明らかにした（樋原裕二（2024）「方面委員登場以前の地域における相談援助の担い手の活動内容—明治期の和歌山県南部の地方紙の記述より—」第31回 近畿ブロック研究・研修大阪大会実行委員会編『公益社団法人日本社会福祉士会 第31回 近畿ブロック研究・研修 大阪大会』）。
- (60) 前掲注（50） 14頁。

参考文献

- 飯田直樹（2021）『近代大阪の福祉構造と展開—方面委員制度と警察社会事業—』部落問題研究所『大阪の社会福祉を拓いた人たち』編集委員会編（1997）『大阪の社会福祉を拓いた人たち』大阪の民間社会事業の先輩に感謝する会
- 池田敬正（1994）『日本における社会福祉のあゆみ』法律文化社
- 大阪市（2024）『大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 2024（令和6）年度～2026（令和8）年度』
- 大阪社会福祉協議会編（1958）『大阪府社会事業史』大阪社会福祉協議会
- 大阪の部落史委員会編（2002）『大阪の部落史 第四巻 史料編 近代1』部落解放・人権研究所
- 大阪歴史博物館編（2018）『特別展 100周年記念 大阪の米騒動と方面委員の誕生』
- ジョン・ポーター（2014）「明治初期大阪における貧民の救済と統制」塙田孝・佐賀朝・八木滋編『近世身分社会の比較史』清文堂
- 岡本多喜子（2018）「神戸・大阪・京都の養老院の特徴」『明治学院大学 社会学・社会福祉学研究』150
- 田辺市教育委員会編（1998）『紀州田辺御用溜』第六卷 清文堂
- 田辺市教育委員会編（2000）『紀州田辺御用溜』第十一卷 清文堂
- 田辺市役所編（1952）『田辺市誌』田辺市役所
- 田辺町誌編纂委員会編（1971）『和歌山県田辺町誌』多屋孫書店
- 田辺市史編さん委員会編（2003）『田辺市史 第二卷 通史編Ⅱ』田辺市
- 田辺同和史編さん委員会編（2000）『田辺同和史 第一卷 通史編』田辺市
- 田辺同和史編さん委員会編（1995）『田辺同和史 第三卷 史料編』田辺市
- 田辺同和史編さん委員会編（2002）『田辺同和史 第四卷 年表編』田辺市
- 樋上恵美子（2016）『近代大阪の乳幼児死亡と社会事業』大阪大学出版会
- 樋原裕二（2019）「大阪における介護の担い手と互助の歴史」『地域社会福祉史研究』第8号
- 樋原裕二（2021）「江戸時代における認知症高齢者の実態と周囲の人々の対応」『地域福祉研究』49号
- 樋原裕二（2024）「方面委員登場以前の地域における相談援助の担い手の活動内容—明治期の和歌山県南部の地方紙の記述より—」第31回近畿ブロック研究・研修 大阪大会実行委員会編『公益社団法人日本社会福祉士会 第31回近畿ブロック研究・研修 大阪大会』
- 樋原裕二（2025）「江戸時代の田辺における介護—『紀州田辺大帳』の事例—」中部学院大学羽田福祉賞ホームページ
<https://www.chubu-gu.ac.jp/activities/hatafukushi/gvrfm100000030nd-att/oklfct0000000wr6.pdf>
- 平田隆夫（1969）「明治大阪慈惠事業史資料（3）」『大阪市史紀要』第21号
- 藤本清二郎（2014）『城下町世界の生活史 没落と再生の視点から』清文堂
- 藤本清二郎（2024）「幕末・明治初期における行倒死人と「片付」—紀伊国（北部）の場合—」『紀州経済史文化史研究所紀要』第45号
- 船橋治（2002）『復刻版 牟婁新報』第10卷 不二出版
- 船橋治（2002）『復刻版 牟婁新報』第11卷 不二出版
- 船橋治（2002）『復刻版 牟婁新報』第12卷 不二出版
- 船橋治（2002）『復刻版 牟婁新報』第15卷 不二出版
- 船橋治（2004）『復刻版 牟婁新報』第23卷 不二出版
- 三侯俊二（2004）『和歌山・名古屋に流された浦上キリシタン』聖母文庫
- 室田保夫・今井小の実・高岡裕之・蜂谷俊隆・倉

- 持史朗編（2023）『大阪児童福祉の先駆 博愛
社の史的研究』六花出版
- 山本啓太郎（1986）「大阪養老院の設立について」
『社会事業史研究』第14号
- 和歌山縣編（1970）『和歌山縣誌 第一卷』名著
出版
- 和歌山県同和委員会編（1995）『和歌山県同和運
動史 史料編』和歌山県同和委員会

〔実践報告〕

見守られる関係からつながり合う関係へ —東淀川区ライフステーション事業における 登録者交流の取り組み—

高 橋 加 容

サマリー

本論は社会福祉法人大阪自彌館（以下、「自彌館」とする）が展開する東淀川区ライフステーション事業（以下、「ライフステーション事業」とする）の見守りキーホルダー事業（以下、「見守りキーホルダー」とする）の登録者を対象に開催した交流会の実践を報告するものである。

現在、国内では少子高齢化や単身高齢者の増加が進む一方で、地域におけるつながりも希薄になりつつあり、高齢者の社会的孤立の予防が喫緊の課題となっている。

本実践では、高齢者の社会的孤立の予防を目的とし、東淀川区で運用されている見守りキーホルダーの登録者同士のつながりを促進することを目指し、3回にわたり交流会を開催した。

交流会の様子や参加者アンケートの結果では、他者との関係性を深める場として交流会が一定の機能を果たしていることが確認された。一方で、男性のなかには地域で居場所を見い出しにくい傾向もあり、多様な人が地域でつながりを実感できる仕組みづくりが必要であることも示された。

キーワード

高齢者の孤立、地域支援、見守りキーホルダー、交流会、つながりの創出

目次

- 1 本実践の目的と着目した課題
- 2 高齢者の孤立をめぐる現状と社会的対応
 - 2 - 1 高齢者の孤立をめぐる現状

- 2 - 2 孤独・孤立への社会的関心と政策
- 3 東淀川区ライフステーション事業の概要
 - 3 - 1 東淀川区の地域特性と福祉課題
 - 3 - 2 東淀川区ライフステーション事業の目的と仕組み
 - 3 - 3 見守りキーホルダー事業の展開
- 4 交流会の開催と参加者の反応
 - 4 - 1 モデル地区の設定と参加者募集の方
 - 4 - 2 2024年10月6日 初回交流会
 - 4 - 2 - ① 参加者の概要
 - 4 - 2 - ② アンケート結果と参加者の声
 - 4 - 2 - ③ 得られた示唆と課題
 - 4 - 3 2024年12月23日 第2回交流会
 - 4 - 3 - ① 参加者の概要とサポーターの役割
 - 4 - 3 - ② 振り返り記録から見えたこと
 - 4 - 3 - ③ 次回への課題と展望
 - 4 - 4 2025年5月20日 第3回交流会
 - 4 - 4 - ① 参加者の概要とサポーターの役割
 - 4 - 4 - ② アンケート結果の傾向
 - 4 - 4 - ③ 繼続的なつながりの兆しと今後へのつなぎ
 - 4 - 5 交流会のまとめ
- 5 考察と今後の展望

1 本実践の目的と着目した課題

内閣府（2025）の発表によれば、2024年10月時点における日本の高齢化率は29.3%と高い値を

示しており、今後も上昇が見込まれている。一方、生産年齢人口は1995年にピークを迎えて以降は減少に転じ、少子高齢化が進んでいる。また、2020年時点では65歳以上の単身世帯をみると約672万人と増加傾向にあり、高齢者が社会とのつながりを失い、孤立に至る状況が社会課題となっている⁽¹⁾。

本実践の対象地域である東淀川区においても、地域のつながりが希薄になっており、介護保険などの公的支援に加えて、住民同士の関係性を構築する実践の必要性が高まっている。本実践は、ライフステーション事業の一環として実施されている見守りキーホルダーの登録者が対象である。これまでには、事業者（見守る側）と登録者（見守られる側）という関係にとどまっていたが、2024年度から高齢者の社会的孤立の予防に寄与すべく、登録者同士のつながりが生まれることを目指して、登録者の交流会を開催した。

次章では、このような実践が求められる背景として、高齢者の孤立をめぐる現状と、それに対する社会的対応について整理する。

2 高齢者の孤立をめぐる現状と社会的対応

本章では、高齢者の孤立が課題となる社会背景とそれに対する国の政策的対応について整理する。

2-1 高齢者の孤立をめぐる現状

高齢者の孤立が社会的な課題とされる背景には、65歳以上の単身世帯の増加や地域における人間関係の希薄化がある。前章で述べたように、内閣府（2025）によれば65歳以上の単身世帯は約672万人にのぼり、今後も増加が見込まれている。加えて、同資料では65歳以上の人との近所との付き合いの程度は、「会えれば挨拶をする」と答えた人が84.6%と最も高く、地域内で他者との関係性が浅い傾向が示されている⁽²⁾。

また、厚生労働省（2024）によれば、65歳以上の高齢期には、心身の機能低下や健康状態の悪化、あるいは認知機能の衰えなどから孤立を招き

やすく、生活不活発病のリスクが高まるとされている。この結果、うつ病の発症など、こころの健康維持が難しくなる可能性が指摘されている⁽³⁾。

ガーゲン（2020）は社会構成主義の立場から、人は他者との関係性を通して、自己を肯定し続けることができるとしている。反対に他者との接触を避けることで、肯定される機会を失い、自己への疑いが強まるとも指摘している。その結果として、自傷やアルコール依存など精神的な不調につながる危険性もあるとされる⁽⁴⁾。

このように、高齢者の孤立に至る背景には、高齢者の単身世帯の増加や地域内でのつながりの希薄化に加え、老化とともに伴う心身機能の低下など、複合的な要因が関係している。加えて近年は、新型コロナウイルス感染症対策により、社会全体で人とのつながりが失われやすい状況となっていたことから「孤独・孤立」への社会的関心が高まり、国として対策に取り組むようになっていく。

2-2 孤独・孤立への社会的関心と政策

2021年2月、国は内閣官房に「孤独・孤立対策担当室」を設置した。設置の背景には、長引く新型コロナウイルス感染症の拡大により、従来から社会に内在していた孤独・孤立の問題が深刻化したことが挙げられる。その後、さまざまな議論を経て、2023年6月には孤独・孤立対策推進法（以下、「推進法」とする）が公布された。

推進法では、「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」の実現を目指すとされている。孤独・孤立状態の当事者等が社会や他者とのつながりを持ち、円滑に社会生活を営むことができるよう、必要な支援が講じられることが明記されている。

また、推進法では、孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画（以下、「重点計画」とする）を作成することが定められている。重点計画には、孤独・孤立対策に関する基本的な

方針や、政府が講すべき施策が示されており、それらを総合的かつ計画的に推進するための必要事項が定められている。

孤独・孤立対策の在り方を有識者の意見を踏まえて検討するため、「孤独・孤立対策の在り方にに関する有識者会議」(以下、「有識者会議」とする)が定期的に開催されている。有識者会議においては、孤独・孤立に至る前の段階で、社会形成や豊かな人間関係を日常的に育むといった予防の視点が重要であるとされている。とくに、単身高齢者の孤独・孤立の予防に関しては、福祉的な枠組みだけでなく、地域での居場所づくりや交流の場の確保の必要性が強調されている。

斎藤(2018)によれば、福祉的な支援の対象になりやすいのは、緊急度や支援優先度の高い高齢者であり、支援拒否や孤立状態にあっても、自立した生活が営めている高齢者は緊急度が低いと判断されがちである。そのため、このような高齢者は支援の網から漏れるため、孤立死のリスクが高まるとしている⁽⁵⁾。この層に対しては、福祉的な支援だけでは対応しきれない側面がある。

また、斎藤(2018)は、活動理論の視点からも高齢期において積極的に社会的な活動を行い、役割を維持・獲得している人ほど、人間関係の維持や他者からの肯定的な評価を得る機会が増え、それが幸福感の維持にもつながると述べている⁽⁶⁾。こうした視点からも、高齢者が支援の受け手という立場だけではなく、能動的に地域活動に関与することが、孤立予防において重要な意味をもつことを示している。

これまで述べたように、高齢者の孤立が社会的課題として挙がっており、その対策としては福祉専門職による支援に加え、住民同士の支え合いや、地域のつながりの構築が不可欠である。

とりわけ、高齢者が他者との関係づくりに主体的に関わることで、新たなつながりの構築が可能となる。以上の背景を踏まえると、高齢者が地域のなかで関係性を築く機会として交流会のような「場」が果たす役割は、社会的孤立を防ぐうえで

重要であると考えられる。

3 東淀川区ライフステーション事業の概要

3-1 東淀川区の地域特性と福祉課題

ライフステーション事業が展開されている東淀川区は、大阪市の北東部に位置し、南に淀川と北に神崎川という二つの大きな河川に挟まれた地域である。区内には新大阪駅や阪急京都線・千里線の各駅があり、大阪市の都心部へのアクセスも良好なことから、ベッドタウンとして発展してきた。一方で市内のなかでも公営住宅の割合が多く、さまざまな属性の住民が暮らしている地域でもある。

同区の人口は177,120人で、大阪市24区のなかで3番目に多い。高齢化率は25.0%で、市全体の高齢化率(25.5%)よりわずかに下回っているものの、高齢者人口では市内で2番目に多く、単身世帯の高齢者数も増加傾向にある。高齢者の生活支援や孤立防止に向けた取り組みの必要性が高い地域といえる⁽⁷⁾。

東淀川区が策定する『第2期東淀川区地域保健福祉計画』によれば、同区の主な福祉課題として、高齢者総数の多さや単身高齢者の増加、少子高齢化の進行、地域活動の担い手の減少などが挙げられている。これらの課題に対応するためには、住民が気軽に集まれる場を創出し、高齢者や障がい者、子どもを含めた多様な人びとが交流を通じて関係性を深められるような地域づくりが求められている。また、地域のなかで日常的に相談できる人間関係を築くことの必要性も指摘されている。

さらに、2023年度に地域包括支援センターで開催された地域ケア会議においても、東淀川区における高齢者の孤立が課題として挙げられており、地域全体での支援体制の構築が求められている。

3-2 東淀川区ライフステーション事業の目的と仕組み

ライフステーション事業の目的と仕組みについて整理する。ライフステーション事業は、2015年に東淀川区の補助事業として開始された。現在は、補助が終了しており、区とライフステーションとの連携協定に基づいて実施され、実質的には各ライフステーションが自主財源により運営している。本事業は、区内の要援護者が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、見守り活動や日常生活の支援を行う拠点（ライフステーション）を区内2カ所に設置し、福祉、介護、医療等の相談をはじめとする多様な事業を展開するものである。

ライフステーションの設置主体は、2つの社会福祉法人であり、その1つを自彌館が担っている。対象は区内全域である。事業内容は以下の通りである。

1. 必須事業

- ①ライフステーションの設置による幅広い相談対応と関係機関との連携・引き継ぎ
- ②見守りキーホルダー：緊急時の身元確認を目的とし、24時間365日対応を行う。
- ③地域包括ケアシステム構築のための区内各連絡会議への参加

2. 任意事業

必須事業に加えて、各ライフステーションの特性を活かした独自の任意事業を実施している。自彌館では、緊急時鍵預かり事業、世帯単位での生活支援などを展開しており、地域の実情に応じた柔軟な対応を行っている。

ライフステーション事業の説明会での相談対応や、見守りキーホルダー登録時の面談を通して、日常生活に不安を抱えながら生活している住民が少なくないことが明らかとなった。このような住民の切実な不安に寄り添い、まずはそれを理解することが安心した暮らしへつながる第一歩となる。ライフステーション事業は、制度の枠組みでは対応しきれない生活上の不安に応えるものであ

り、住民が安心して暮らせる地域づくりの一助となることが期待されている。なお、見守りキーホルダーの事業概要については次項で詳述する。

3-3 見守りキーホルダー事業の展開

見守りキーホルダーは、ライフステーション事業の必須事業であり、主に緊急時の身元確認を目的としている。この事業は、高齢者や障がい者などの要援護者が外出先で意識を失うなどして意思疎通が困難となった場合や、認知症等により帰宅ができず警察に保護された際、身元が特定できない場合などに対応するものである。

登録を希望される住民には、本人確認を含めた面談を行い、住所や緊急連絡先などの情報を聞き取り、それらの個人情報に紐づくID番号が記載されたキーホルダーを配付している。緊急時には、24時間365日体制で、区役所、警察、消防、医療機関などの機関と連携し、迅速な身元確認と家族等への連絡が可能である。

また、登録内容は年に一度、登録者の誕生月にライフステーション事業担当者から電話で確認を行い、情報の更新を図っている。これにより、いざという時に備えた制度として信頼性が保たれている。

本事業は、地域住民が「持っていて安心」と感じられるものであり、公的制度を補完する地域福祉の実践として位置づけられている。

なお、キーホルダーの外観については図1図2に示している。



図1 見守りキーホルダー（表面：ID番号）



図2 見守りキーホルダー（裏面：連絡先）

表1に登録者の状況を整理する。

表1 見守りキーホルダー登録者の属性（人数、割合）
[2025年5月末現在]（筆者作成）

項目	人数	割合（%）
全登録者数	741人	100%
男性	181人	24%
女性	560人	76%
東淡路地域の登録者	374人	50%

※割合は小数点第1位を四捨五入している。

表1のとおり、女性の登録が多いことがわかる。また、東淡路地域の登録者が半数を占めている⁽⁸⁾。これは自彌館が同地域に所在していることが、登録者数の多さに影響していると考えられる。登録者の年齢は、80代が全体の58%と最も多く、次いで70代と90代がそれぞれ全体の19%であり、加齢に伴う日常生活上の不安から高齢者層の登録が多いと考えられる。

また、登録者のうち、65歳以上の単身世帯は約42%、夫婦のみの世帯は約31%を占めており、高齢期の暮らしを支える備えとして活用されている実態がわかる。一方で、認知症の症状がある登録者は比較的少なく、本人による申込みが多いことから、日常生活を自立している高齢者が将来への安心のために登録している傾向がみられる。

なお、本事業は障がい者も登録対象としており、少数ではあるが10代、40代、50代といった若年から中年層の登録もみられる。今後は、高齢

者だけでなく、障がい者にも事業の存在を広く知ってもらう必要がある。

加えて、事業継続においてはいくつかの課題も抱えている。たとえば、登録者の増加に伴い、電話による登録内容の確認作業や情報管理に一定の労力がかかるようになっている。また、登録者のほとんどは年に一度の誕生日の電話以外に関わる機会がないなかで、「持っていて安心」という実感が得にくいという状況もあった。さらに、破損時の交換費用など、費用面の負担が事業者にかかる点や、担当者の異動によって業務の引き継ぎが形式的になりやすく、事業の意図や工夫などが十分に継承されにくいという課題もある。

2025年に10年目を迎える本事業は、このような課題を踏まえ、既存の枠組みを維持するだけでなく、新たな展開を模索する時期にあった。特に、事業者と登録者との関係が一方向にとどまりやすく、登録後の継続的な関わりや地域とのつながりが生まれにくくいう構造的な課題があった。

そこで、自彌館職員のあいだでは、見守りキーホルダーの登録を単なる制度利用に終わらせず、登録者がそれをきっかけに地域との関係づくりの契機とするにはどうすればよいかという視点から議論が重ねられた。

その結果、事業者と登録者という一方向の関係から、登録者同士のつながりを育てる取り組みへと発展させることが、事業の活性化や継続性の担保につながるとの考えに至った。こうしたつながりは、地域内の支え合いの循環を促進し、見守りキーホルダー事業の活性化や持続可能な運営に貢献すると考えられる。さらに、地域における孤立の予防にもつながり、東淀川区が抱える福祉課題の解決に寄与する可能性を持つ。

そのような背景から、まずは登録者の誰もが気軽に集まれる交流会の開催を通じて、登録者同士のつながりを促すところから取り組みを開始することとした。この交流会は、事業の新たな展開を模索する中で今後の可能性を広げる一歩となるこ

表2 交流会の開催日及び内容について（筆者作成）

開催日	内容	備考
2024年10月6日（日）	ライフステーション事業説明、介護保険について	登録者同士が初対面 ・アンケート実施
2024年12月23日（月）	脳トレ、サイコロゲーム 歓談	サポーターが当日運営に参画 ・アンケートなし
2025年5月20日（火）	脳トレ、坊主めくり 歌をみんなで歌う	サポーターが企画から参画 ・アンケート実施

とが期待された。

4 交流会の開催と参加者の反応

登録者同士のつながりが生まれることを目指して、2024年10月から2025年5月にかけて開催した3回の交流会について、取り組みの経過をまとめ、開催から見えた効果や課題を整理する。交流会の開催状況については、表2に示す。

4-1 モデル地区の設定と参加者募集の方法

報告する3回の交流会は、いずれも東淡路地域を対象としている。初期段階では、地域の特性や参加者の反応を丁寧に把握するため、一定の範囲に絞って取り組みを進めた。

東淡路地域は、区内で高齢化率が3番目に高く、15歳未満の人口は3番目に少ないなど、少子高齢化が進行している地域である。また、区画整理事業や淡路駅周辺の再開発の影響による環境変化もみられ、高齢者の社会的孤立が課題となっている⁽⁹⁾。また、同地域は自彌館の所在地であり、地域住民との関わりが深く、比較的協力を得やすい関係性が築かれている。さらに、東淡路地域の見守りキーホルダー登録者数は約370人であり、区内全体の約50%を占めている。以上の背景から、まずは本実践を東淡路地域に限定して取り組むこととした。

参加者の募集方法については、東淡路地域の登録者宅へ〈御招待状〉や〈見守りキーホルダー登録者限定〉と印字した封筒のポスティングを実施することが決定した。この方針は、本実践の協力機関である東淀川区社会福祉協議会（以下、「区

社協」とする）と、東淀川区南西部地域包括支援センター（以下、「南西部包括」とする）と話し合い、決定したものである。封筒にはチラシと申込用紙を同封し、表書きによって中身を見てもらえるよう工夫した。

さらに、東淡路地域の各町会に協力を得て、同じチラシを回覧板や掲示板で掲出してもらった。これにより、登録者以外の地域住民にも見守りキーホルダーの認知が広がり、交流会のお知らせとしての機能も果たすことができた。また、チラシには交流会当日に新規登録の受付を行う旨を掲載し、未登録の住民も交流会に参加しやすくなるよう配慮した。

このように、ポスティングと町会内の掲出を組み合わせることで地域住民に確実に情報が届けられるよう工夫した。以下から、各回の交流会における具体的な実施内容と参加者の反応について順に述べる。

4-2 2024年10月6日 初回交流会

初回交流会は登録者同士が初めて対面する機会であり、関係づくりの第一歩として、参加者が交流しやすい場を設けることを目的とした。具体的には、参加費200円でお茶やジュースなどの飲み物とお菓子を用意し、設定した90分間のなかでアイスブレイクを2回取り入れ、和やかな場となるよう工夫した。

また、一定数の登録者に参加してもらうため、プログラムには2つの工夫を加えた。1つ目には、「いつまでも自分らしく暮らすための介護保険制度ご紹介」と題して、登録者の関心が高いと思わ

れる介護保険制度に関する説明を行った点である。2つ目は、「『暮らしの備え』東淀川区ライフステーション事業のご説明」と題して、ライフステーション事業について再認識し、理解を深めてもらえるような内容を盛り込んだ点である。

4-2-① 参加者の概要

初回交流会には、事前に案内を送付した東淡路地域の登録者の中、72人が参加した。参加者の年齢は60代～90代にわたり、女性が約82%と多くみられた。夫婦での参加や友人同士で誘い合って参加されるケースもあった。運営側としては、南西部包括1人、区社協3人、自彌館6人、民生委員9人が参画した⁽¹⁰⁾。民生委員による協力を得られたことで、当日の運営はスムーズに進められた。

参加人数に合わせて飲み物とお菓子を準備する必要があったため、事前申込制を採用し、申込方法は電話、FAX、ネット、来所の4通りとした。表3に示すように来所による申込みが最も多く、「近いから持っていたほうが早い」「会場の場所を確認したい」など実用的な理由のほか、来所時に受付の職員と会話を交わす参加者も多数みられた。このやり取り自体が、すでに交流の一環となっていた。こうした申込み状況や当日の様子からも、参加者の多くは、他者との関わりを求めている傾向がみえる。

表3 申込み方法ごとの人数【事前申込み66人】(筆者作成)

電話	FAX	ネット	来所
9人	2人	6人	49人

4-2-② アンケート結果と参加者の声

初回交流会では参加者同士が交流会を通じてお互いに知り合い、つながるきっかけとなることを目的としたアンケートを実施し、67人（男性12人、女性50人、未回答5人）から回答を得た。内容は、①キーホルダーの登録理由、②交流会参

加のきっかけ、③関心のある分野（介護・医療・終活等）の3点を選択肢形式と自由記述欄から構成した。選択肢形式を用いることで、回答を得やすくした。また自由記述欄を設けることで、参加者の思いを多面的に知ることができるよう工夫した。交流会内で、アンケート記入の時間を設け、その内容をもとに参加者同士の会話が生まれるように促した。

なお、倫理的配慮として、アンケート実施にあたっては、「個人情報を除いたうえで公表する」旨を説明し、同意を得ている。この対応は第3回交流会でのアンケートにおいても同様である。

アンケートの結果、①キーホルダーの登録理由は「友人、知人の勧め」(23人)、「町会回覧」(12人)と回答が多く、地域内のつながりが登録の動機となっている傾向がみられた。②交流会参加のきっかけは、「案内のチラシ」(42人)が最も多く、封筒によるポスティングが有効な広告手段であったことが分かる。③関心のある分野（介護・医療・終活等）では、「介護に関すること」(40人)、「認知症予防」(32人)と回答が多く、加齢に伴う不安や関心の高さがうかがえる。自由記述では、「一人暮らしで人との関わりがあまりないので、大勢の人と交流できたらと思って参加しました」「会話が特に大切だと思います」といった交流会を肯定的に捉えられる回答や、「一人暮らしで倒れたときのために登録しました」「主人が亡くなったので登録しました」などの日常生活に関する不安や孤独感も寄せられた。

初回交流会では、アンケート内容をきっかけに参加者同士の会話が生まれ、似たような理由でキーホルダーを登録した人や、同じような悩みを持つ参加者と出会うことができていた。また、自分とは違う考え方を持つ人がいることに気づき、お互いを知る場にもなっていたことがうかがえる。

4-2-③ 得られた示唆と課題

初回交流会の開催から得られた示唆として、参加者が日常的に他者との会話や交流などのつなが

りを求めていることが明らかとなった。また、飲み物やお菓子の用意が、和やかな雰囲気を作り、参加者が安心して参加できる環境となった。そして、アンケート内容をもとに参加者同士の自然な会話が生まれ、お互いを知り合うきっかけとなっていた。

一方で、課題を3点に整理した。第1は、女性の参加が多く、男性の声やニーズ把握ができなかった点である。第2は、72人と参加人数が多く、運営側のサポートが行き届かず個別の対応に限界があった点である。第3は、一回の交流会では知り合った参加者同士が関係性を継続していくことは難しく、継続的な取り組みが必要であることが示された。

初回交流会を経て、交流会の開催は登録者同士のつながる機会となり、一定の成果はあった。今後は、定期的な交流会の開催を通じて参加者の関係を深め、孤立予防につなげていくことが必要である。

4-3 2024年12月23日 第2回交流会 (交流会サポーター初回参加)

第2回交流会は、参加者同士の関係性をさらに深めることを目的に、前回開催から約2カ月後の12月に開催した。会場では、参加費200円で飲み物やお菓子を提供し、前回に引き続き和やかな雰囲気づくりに努めた。プログラムは、区社協、南西部包括と自彌館の関係者で打ち合わせを行い決定した。今回は年末年始の時期に合わせて、季節感のあるサイコロゲームを企画し、参加者同士の交流を促した。

また、この回からは、見守りキーホルダー登録者自身が「交流会サポーター」(以下、「サポーター」とする)として運営に参画する形を試みた。サポーターは、福祉専門職と一緒に交流会をつくる協働の担い手としての役割に加え、福祉専門職による一方向的な支援だけではない、登録者同士の横のつながりを深める存在としての役割が期待された。

サポーターの募集は、交流会の案内を封入した封筒に、募集用のチラシを同封する方法を取り、呼びかけを実施した。その結果、14人の登録者がサポーターとして集まった。加えて、福祉専門職は南西部包括1人、区社協1人、自彌館6人が参画した。

4-3-① 参加者の概要とサポーターの役割

第2回交流会には、東淡路地域の登録者のうち47人(サポーター14人を除く)が参加した。参加者の年齢は前回と同様に60代～90代で、女性の参加が約83%と前回よりも増加していた。前回に引き続き参加した人や、前回の参加者に誘われ来場された人、当日会場で新規登録を済ませて交流会に参加した人もいた。

この回から新たな試みとしてサポーターが運営に参画した。初めての導入となる本回では会場の受付や、参加費の徴収補助、飲み物やお菓子の配付などを担った。

4-3-② 振り返り記録から見たこと

後日、サポーター、区社協、南西部包括、自彌館で集まり、第2回交流会の振り返りを行った。振り返り参加者からは「初回と同様に会話が弾み、交流を深められる機会となった」との意見が多く聞かれた。

また、サポーターからは、「とても楽しかった」「見守りキーホルダーのつながりで安心できる」といった登録者としての率直な意見や、「これからもお手伝いがしたい」「誰もが参加できる内容のプログラムを考えたい」といった、これから運営に対する意欲や企画提案に関する意見もあがっていた。振り返りの場にサポーターが参加したことでの主体的な関与につながる可能性も見えてきた。

4-3-③ 次回への課題と展望

これまでの2回の交流会から、共通して見えてきた課題が2点ある。

1つは、男性の参加率が低い点である。初回が約18%、2回目が約17%にとどまっており、女性の参加が中心である。男性が見守りキーホルダーを通じて他者とつながるためには、「交流会」といった社交的で大勢が集まる形式とは異なる場を検討する必要がある。

2つには、友人同士で誘い合ってグループで参加している人たちは、既存の関係内での交流にとどまり、新たな交流に発展しにくい傾向がある点である。しかし、回を重ねるごとに新たな関係が生まれる可能性は高まってくる。今後も安心できる雰囲気づくりに取り組み、継続的に参加しやすい交流会の運営を目指す必要がある。

4-4 2025年5月20日 第3回交流会

第3回目交流会も、これまでと同様に、参加者同士がつながりを深めることを目的に開催した。今回の特徴は、サポーターが企画段階から参画した点にある。サポーターを含めた関係者による企画会議を開催し、そのなかで内容の検討と決定を行った。前回の振り返りや企画会議での意見交換を踏まえて準備を進めた為、開催は前回（12月）から5ヵ月後の5月となった。

今回の内容は、飲み物とお菓子の提供はこれまで通りとし、参加費は関係者での協議のうえ、300円に設定した。プログラムは、サポーターから「『坊主めくり』はルールが分かりやすく、盛り上がる」「最後はみんなで一緒に歌をうたって締めくくれたら一体感が生まれるのではないか」という意見が出され、それをもとに「坊主めくり」と「みんなで歌をうたう」の2つの企画を採用した。当日の運営体制は、サポーター13人に加え、南西部包括2人、区社協1人、自彌館3人が参画し交流会を支えた。

4-4-① 参加者の概要とサポーターの役割

第3回交流会には、東淡路地域の登録者のうち36人（サポーター13人を除く）が参加した。参加者の年齢は過去2回と同様に60代～90代であ

り、女性の参加は約92%と非常に高かった。これまで夫婦で参加するケースが数組あったが、今回は1組であった。

この回では、サポーターが企画段階から当日の運営まで参画した。当日は、会場の受付や参加費の徴収補助、飲み物やお菓子の配付、来場者の誘導、ゲームの司会、各テーブルの交流支援など多岐にわたる役割を担った。サポーターによる交流支援の場面では、車椅子で参加した人がゲームに参加しやすいよう配慮する姿がみられた。サポーターが加わることで、福祉専門職だけでは行き届かない参加者一人ひとりに対する気配りや対応が可能となった。

4-4-② アンケート結果の傾向

第3回交流会では、交流会の満足度やつながりの実感、今後の内容に関するニーズを把握することを目的にアンケートを実施した。今回は性別選択を設げず、サポーター13人を含む計45人から回答が得られた。

アンケートの結果によると、交流会の満足度について「よかったです」または「とても良かった」と答えた人は全体の約96%であり、参加者の多くが満足していることがうかがえる。また、再参加の意向は「できれば参加したい」または「ぜひ参加したい」と答えた人は全体の約91%を占めており、次回の交流会への期待が示された。

今回のアンケートでは、日常的な孤独感と交流会におけるつながりの実感についても尋ねた。特に、アンケート項目の設定にあたっては「孤立」の一側面である主観的な「孤独感」に注目している。これは、内閣府（2024）が、「孤独」と「孤立」は概念上異なるものの、相互に関連すると指摘していることを踏まえたものである⁽¹¹⁾。

表4に示すように普段の孤独感が「あまりない」と答えた人が18人、「まったくない」が12人と参加者の過半数は、日ごろから孤独を感じていないことがわかった。一方で、普段の孤独感が「ときどきある」や「よくある」と答えた人も

表4 普段の孤独感と交流会でのつながり実感の関係（人数）（筆者作成）

		つながりの実感				合計
		とても感じた	少し感じた	あまり感じなかった	全く感じなかった	
普段の孤独感	まったくない	9	3	0	0	12
	あまりない	9	9	0	0	18
	ときどきある	3	4	0	0	7
	よくある	7	1	0	0	8
合計		28	17	0	0	45

※「あまり感じなかった」「まったく感じなかった」と回答した人はいなかったため、該当欄は0とした。

計15人おり、孤立傾向を持つ参加者も一定数いることが明らかとなった。また、交流会におけるつながりの実感については、参加者全員が「少し感じた」または「とても感じた」と回答しており、この交流会が人とのつながりを生む機会となっていることが示された。さらに、普段の孤独感について「よくある」と回答した参加者の多くが「つながりをとても感じた」と答えており、孤独感が強い層にとって本交流会が、単なる集まりにとどまらず孤独感を緩和し、地域における人と人との関係づくりを促す重要な場となっていることが確認された。

自由記述でも、「定期的に続けてください。関係者の方々へありがとうございます」「初めての出席でしたが、これからも出席させてもらいます」といった肯定的な意見が寄せられた。また、「以前、この交流会でお会いした人と話がしたかったのですが、来られていなかったので残念でした」といった意見からは、この交流会を通じて新たなつながりが生まれていることがうかがえる。

4-4-③ 継続的なつながりの兆しと今後へのつなぎ

これまで開催してきた3回の交流会を通して、参加者同士の交流が少しづつ深まりつつある様子がうかがえた。アンケートの自由記述からは「定期的に続けてほしい」「また参加したい」「この交流会で出会った人ともっと話したい」という記述

がみられ、今後も継続的に開催することへの期待が示されている。

参加者は友人と誘い合って参加するなど、これまでの友人関係や既存のつながりを大切にしながらも、交流会で新たな出会いを得る場にもなっている。こうした様子から、交流会が多様な関係性の形成につながる可能性が示唆された。今後は、単発的な取り組みに終わらせずのことなく、関係性の継続を意識した運営の工夫が求められる。

第2回交流会から、登録者自身が協働の担い手として運営に参画するサポーターが加わったことで、継続した運営が可能となる環境が整いつつある。サポーターの存在は、今後の交流会の継続的な開催を支える重要な役割を果たすと考えられる。

4-5 交流会のまとめ

2024年10月～2025年5月にかけて東淀路地域の見守りキーホルダー登録者を対象に3回の交流会を実施した。

初回は、参加者の関心が高いと思われる「介護保険制度の紹介」と「東淀川区ライフステーション事業の説明」をプログラムに設定し、72人が参加した。2回目は、季節感のある「サイコロゲーム」をプログラムとし、47人が参加した。3回目は、サポーターとの協働による企画で「坊主めくり」と「みんなで歌う」という構成で、36人が参加した。

第2回以降はサポーターの参画があり、福祉専

門職による一方的な支援にとどまらず、登録者同士の横のつながりを深める雰囲気がより強まった。自分と同じく見守りキーホルダーを持つ参加者に出会えたことで、自分の暮らす地域に共通のアイテムを持つ仲間がいるという認識が生まれ、親近感の醸成にも寄与したと考えられる。また、交流会の申し込みが会話のきっかけになっていたという観察からも、参加者が他者との関わりを求めている傾向がうかがえた。

いずれの回も、女性の参加が多いことが本交流会の特徴である。男性が他者とつながりの機会を得るためにには、大勢が集まる交流会形式とは異なるアプローチの検討が必要である。

また、回を追うごとに参加者が減少傾向にある。参加人数が運営側のキャパシティを超えると、配慮が行き届かない場面が出てくる一方で、継続的な参加を通じて、登録者同士の関係性が深まることを考えると、内容のマンネリ化を防ぐ運営が求められる。

5 考察と今後の展望

見守りキーホルダー交流会の実践を通じて明らかとなった意義や課題、今後の展望について考察する。

本稿では、東淡路地域の見守りキーホルダー登録者を対象にした3回の交流会の取り組みを報告した。交流会の会場では、「人と話すのが5日ぶりです」といった声も聞かれ、参加者にとって、人とつながる貴重な機会となっていることがうかがえた。このような場は、地域における社会的孤立の予防に有効である可能性を示している。

また、未登録の住民が、登録者に誘われて新たに登録を行い、交流会に参加したという事例もあり、交流会が地域内のつながりを広げるきっかけとなっていることが示唆された。第2回以降は、一部の登録者が運営に関わる形が試みられた。参加者間のやり取りがより活発になるなど一定の効果が見られた。

一方で、参加に対して消極的な登録者や、地域

との関わりが希薄な人へのアプローチ方法は今後の課題である。誰もが無理なくつながり続けられる配慮や工夫が必要である。

本実践は、自彌館職員がライフステーション事業のあり方について議論を重ね、「地域には、どのような支援が必要か」といった思いを共有したうえで取り組まれた。単なるイベントではなく、日常的なつながりを意識した企画が、参加者の安心感や関係構築に寄与しているといえる。

対象者の多くは高齢者であるが、見守りキーホルダーの登録対象者は障がい者も含まれている。今後は、高齢者に加え、障がいのある人もつながりを実感できるような場づくりを模索する必要がある。また、男性の参加が少ない傾向もみられ、地域における居場所づくりの視点から、男性の参加を促す工夫も重要な課題である。しかし、交流会への参加そのものに抵抗感を持つ男性もいると想定されるため、交流会という形に限らず、個々の価値観に応じた多様な関わり方を模索していくことが求められる。

本実践は、東淡路地域をモデルに取り組んだものであるが、登録者は東淀川区全域に存在している。今後は、実践を通じて得られた知見や課題をもとに、他地域での開催へ取り組みを広げていくことが望まれる。

現在、サポーター、区社協、南西部包括、自彌館のあいだで、登録者が主体的に関わる「協働の場」への発展をめざし、「見守りキーホルダー友の会（仮）」の立ち上げに向けた検討を始めている。公的制度では埋めきれない孤立のリスクに対し、住民同士のつながりを通じた持続可能な地域づくりを実現していくうえで、こうした実践は重要な意義を持つといえる。今後も、登録者および関係者と協力しながら、本実践を継続してみたい。

謝辞

本実践にあたり、ご協力いただいた見守りキーホルダー登録者の皆さん、地域の皆さん、また交

流会の開催にご支援くださった関係者の皆さまに、心より感謝申し上げます。とりわけ、自彌館職員の皆さまには、本実践を始めるにあたり、多くの時間をかけて議論を重ねていただいたことに、深く御礼申し上げます。

利益相反

本稿に関連して、著者に開示すべき利益相反はありません。

(たかはし かよ：在宅サービス ベラミ)

注、引用文献

- (1) 内閣府（2025）『令和7年版高齢社会白書』日経印刷、pp.2-15。
- (2) 内閣府（2025）、前掲白書、p.53。
- (3) 厚生労働省（2024）『令和6年版厚生労働白書』日経印刷、pp.19-20。
- (4) K.J.ガーゲン（著）鮫島輝美・東村知子（訳）（2020）『関係からはじまる—社会構成主義がひらく人間観』ナカニシヤ出版、pp.350-351。
- (5) 斎藤雅茂（2018）『高齢者の社会的孤立と地域福祉 計量的アプローチによる測定・評価・予防策』明石書店、p121。
- (6) 斎藤雅茂（2018）、前掲書、p149。
- (7) 統計には、大阪市がホームページで公表している『令和2年国勢調査 小地域集計・独自集計』を参考にした。
- (8) 「東淡路地域」とは、東淀川区の「東淡路」および「柴島」地域を含む東淡路地域連合振興町会のエリアであり、本実践においては、地域福祉活動の単位としてこの呼称を用いている。
- (9) 正式には淡路駅周辺地区土地区画整理事業という。この事業は淡路駅周辺の交通の円滑化、防災性の向上、健全な市街地としての整備を図るため、大阪市、阪急電鉄などが関与している。

(10) 民生委員は、正式には「民生委員・児童委員」といい、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員であり、地域住民の相談支援や福祉活動を行う無償のボランティアである。

(11) 内閣府（2024）「孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画（一部改訂：2025年5月）」(https://www.cao.go.jp/kodoku_koritsu/torikumi/jutenkeikaku/pdf/jutenkeikaku.pdf、2025年7月5日)

参考文献

- 内閣府（2025）「令和7年版高齢社会白書」日経印刷。
- 大阪市（2022）「令和2年国勢調査 小地域集計・独自集計」(https://www.city.osaka.lg.jp/toshi_keikaku/page/0000562515.html、2025年7月5日)
- 東京都福祉保健局（2019）「在宅高齢者の生活実態調査報告書」(https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/fukushi/zaitaku_report_hpver1、2025年7月5日)。
- 大阪市東淀川区（2021）「第2期東淀川区地域保健福祉計画【令和3年度～令和8年度】」(<https://www.city.osaka.lg.jp/higashiyodogawa/cmsfiles/contents/0000629/629340/keikaku.pdf>、2025年7月5日)。
- 孤独・孤立対策推進法（令和5年5月31日成立令和5年6月7日公布）(https://www.cao.go.jp/kodoku_koritsu/torikumi/pdf/suisinhou.pdf、2025年7月5日)。
- 内閣府孤独・孤立対策推進室（2025）「第4回孤独・孤立対策の在り方に関する有識者会議 議事録」(https://www.cao.go.jp/kodoku_koritsu/torikumi/yushikisha_arikata/dai4/pdf/gijiroku.pdf、2025年7月5日)。
- 大阪市（2024）「報告2-資料① 令和5年度区地

域ケア会議から見えてきた課題について 令和
6年度 第1回大阪市地域包括支援センター運
営協議会 公開資料」
(<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/cmsfiles/contents/0000631/631835/1houkoku2.pdf>,
2025年7月5日)

〔実践報告〕

大阪市西淀川区における会議参加者インタビュー調査を通じた包括的な相談支援体制の実態

大里 祥 末長秀教
北川好美

サマリー

本稿の目的は、大阪市における包括的な相談支援体制の充実に向けた取組みである「つながる場」について、とりわけ西淀川区を取り上げ、運営実績と会議参加者へのインタビューの分析を通じて包括的な相談支援体制の実態を明らかにすることである。運営の実績では主に2023、2024年度の2年間の参加機関・参加者の特徴を報告した。また、インタビュー調査は会議に参加したことのある各分野の総合相談窓口職員10名（自立相談支援機関、地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センター、見守り相談室、区精神保健福祉相談員）に実施した。その結果、明らかになったことは包括的な相談支援体制を推進していくうえでは、多分野の支援関係機関が集うことのできる「ケア会議」の継続的な開催、区役所内における「ケア会議」運営を中心業務とする担当の存在、および「ケア会議」を既存の「法定会議」に位置づけることの3点の重要性である。

キーワード

総合的な相談支援体制の充実事業、つながる場、包括的な相談支援体制、多機関連携

目次

- 1 報告の目的
- 2 全国の包括的な支援体制整備の動向と「ケア会議」の特徴
- 3 大阪市西淀川区の「つながる場」の概要
 - 3-1 「つながる場」の成り立ち
- 3-2 「つながる場」の運営体制
- 3-3 「つながる場」の進行の形式化
- 4 「つながる場」の実績
 - 4-1 年度別開催回数
 - 4-2 討議される個別事案の傾向
 - 4-3 個別事案の相談経路
 - 4-4 「法定会議」との共催状況
 - 4-5 参加者の実績
- 5 インタビュー調査の対象と方法
 - 5-1 調査の目的
 - 5-2 インタビュー調査の対象者
 - 5-3 インタビュー調査と分析の方法
- 6 分析結果
 - 6-1 調査対象者の属性
 - 6-2 各分野における包括的な相談支援体制の重要性
 - 6-3 参加者にとっての「つながる場」の意義
 - 6-3-1 会議の進行の各段階に沿った意義
 - 6-3-2 グループの相互作用により促進される意義
 - 6-4 会議の運営に関する意見
 - 6-4-1 会議の進行
 - 6-4-2 会議の事前調整
 - 6-4-3 会議の事後調整
 - 6-4-4 会議運営における課題
 - 7 考察と課題
 - 7-1 考察
 - 7-2 課題

1 報告の目的

本稿の目的は、大阪市における包括的な相談支援体制の充実に向けた取組みである「総合的な支援調整の場（つながる場）」（以下、「つながる場」とする）について、とりわけ西淀川区を取り上げ、運営の実績と会議参加者へのインタビューの分析を通じて包括的な相談支援体制の実態を明らかすることである。近年、福祉課題が一層複雑化、多様化、深刻化するなかで、複合的な課題を抱えた相談者への対応が全国的な課題となっており、2018年度の改正社会福祉法において包括的な支援体制の整備が市町村の努力義務となった（社会福祉法第106条の3）。このうち、市町村が同体制を整備する手段の一つとして重層的支援体制整備事業（以下、「重層事業」とする）ができる（社会福祉法第106条の4）、2021年4月に施行され2025年度は全国473自治体⁽¹⁾で実施（予定含む）されている。

包括的な支援体制の整備に向けては、重層事業を実施していない自治体も含めて各地で様々な取組みがされているものの、取組みが新しいこともあり実態が明らかでないことも多い。したがって本稿では、社会福祉法第106条の3に基づき支援関係機関が集まり個別事例に関して情報共有、目標や計画を協議している「つながる場」を取り上げる。報告を通じて実態を明らかにすることは、全国の包括的な支援体制の推進にとって意義がある。

2 全国の包括的な支援体制整備の動向と「ケア会議」の特徴

大阪市西淀川区における「つながる場」を取り上げるに先立って、全国的な包括的な支援体制の整備のうち、特に複合的な課題等を抱えた事例について多機関で支援方針や役割を検討する、いわゆる「ケア会議」⁽²⁾に焦点を当てて先行資料を概観する。ここでは、重層事業を実施している自治体と未実施の自治体の2つに分けて説明する。まず、重層事業については、「ケア会議」の一つと

して「支援会議」という会議体を設けることができる。厚生労働省の定めたマニュアル⁽³⁾によれば、「支援会議」とは、地域住民が地域において日常生活や社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行うため支援関係機関等により構成され、会議の構成員に対し守秘義務が課される会議体である。重層事業を効果的に実施するために多機関の連携が重要であるが、事案によっては当事者本人（以下、本人とする）の同意が得られないために支援関係機関等での適切な情報共有が進まず役割分担も進まない場合がある。また、予防的・早期の支援体制の検討が必要にも関わらず、本人同意を得られないために体制整備が進まない場合もある。そのため、「支援会議」は同事業を効率的に実施するために市町村が設置できるようになったものである。

「支援会議」の実態について、全国的な実績値等は公表されていないため個々の自治体の資料を確認する。「支援会議」の実績を公表している兵庫県尼崎市（2024）の数値をみると、2022年度は30回、2023年度（12月末現在）は26回とある。また、2022年度の参加機関の内訳は、会議事務局を含めた事務所内の地区担当者が全体の64.9%、府内の部署が17.9%、府外機関が17.1%となっている。

また、厚生労働省の委託事業である三菱UFJリサーチ＆コンサルティング（2024）の調査における自治体インタビュー調査結果を確認する。同調査は重層事業を実施している自治体5市と未実施の3市の運営担当者に包括的な相談支援体制の整備状況についてインタビューを実施したもので、「支援会議」の運営状況や実績も聞き取っている。実施数について、調査自治体のうち実績値がわかるのは神奈川県茅ヶ崎市のみで、2022年度に80回実施とある。次に、出席者の選定については各自治体とともに固定せず事例に合わせているが、原則、所管課の係長としている自治体もある（東京都渋谷区）。進行については、静岡県焼津市では進行役を外部のアドバイザーが担ってい

たり、ケース検討の手法に特定の技法⁽⁴⁾を採用するなど、各自治体で様々な特色がある。このように、各自治体の運営者側からの実績値や内容報告はいくつかある一方で、「支援会議」についての参加機関からの意見や感想は明らかになっていない。

つづいて、同インタビュー調査結果のうち、重層事業未実施の自治体の内容をみると「困難事例検討会議」(石川県加賀市)、「地域ケア個別会議」(石川県津幡町)、「相談ケース受理会議」(岐阜県飛騨市)等、呼称は様々であるが、「支援会議」と同様の趣旨の会議が設置されている。ただし、上記と同様に参加者の意見や感想が明らかでないことに加え、他の「法律に位置づけられている『ケア会議』」(以下、「法定会議」とする)⁽⁵⁾との関係が明らかでない。

なお、他福祉分野における「法定会議」の評価や検証に関する先行研究について、他福祉分野に先立ち市町村に設置が努力義務化された地域ケア会議を確認すると、主に運営者(藤井・塩川 2023)やファシリテーター側(東根・井上・孝田ほか 2023)に対する調査はある。一方で、「支援会議」と同様に会議参加者を対象とした調査は限られている。そのなかで、藤井・塩川・水口(2025)は、介護支援専門員と医療関係者を対象に参加体験の効果を聞いており、様々な職種との継続的な対話によって支援の視点が広がったことをあげているため、同様の調査が「支援会議」にも必要といえる。

以上を通じて、「支援会議」および同様の趣旨の会議について、参加者からの意見や感想を明らかにすることが包括的な支援体制の推進にあたっての課題の一つといえる。西淀川区では、2024年に生活困窮者自立支援法に基づく支援会議について、実態と意義を明らかにするために会議参加者に対して事後評価アンケートの自由記述内容を質的分析している(大里・末長・北川 2024)。本稿ではこの結果をふまえて、支援会議と同様に当担当が事務局を担っており共催する機会も多い

「つながる場」について運営の実績と会議参加者へのインタビューの分析を通じて包括的な相談支援体制の実態を明らかにする。

3 大阪市西淀川区の「つながる場」の概要

3-1 「つながる場」の成り立ち

最初に、大阪市西淀川区における「つながる場」の成り立ちを述べる。大阪市では福祉施策分野ごとの個別支援の仕組みは充実する一方で、福祉課題が一層複雑化、多様化、深刻化するなかで、複合的な課題を抱えた要援護者への対応が喫緊の課題となっていた。そのため、2014年度から「相談支援体制のあり方検討プロジェクトチーム」を設置し、分野横断的な相談支援体制の構築に向けて検討をすすめ、2019年より「総合的な相談支援体制の充実事業」を全区で実施している(大阪市福祉局 2024)。「つながる場」は同事業の一つであり、複合的な課題等を抱えた世帯の支援について関係機関等が一堂に会し、世帯全体の支援方針の検討や共有、支援にあたっての役割分担を明確にするための場である。なお、大阪市では本報告の対象となる2024年時点では、「つながる場」を重層的支援体制整備事業への移行準備事業における多機関協働の取組に位置づけている。

3-2 「つながる場」の運営体制

「つながる場」の運営体制について、各区においてそれぞれの要綱に基づいて運営しており、西淀川区では保健福祉課が所管している。「つながる場」担当は係長1名、会計年度任用職員1名の体制である。討議される事案は、要援護者等が抱える課題であり、ここでの要援護者等とは複数の課題を抱えている者、課題を抱える者が複数人存在する世帯、既存の福祉サービスの活用が困難な課題を抱えている者、もしくはこれらが複合している者および世帯をさす。各事案について関係機関からの依頼を受け、事例に合わせた関係機関等を招集し、随時開催される仕組みである。なお、「つながる場」は、各分野の「法定会議」が分野

を超えて連携することが困難な事例を取り扱うこととなっており、基本的には本人の同意が必要であるが、法定会議と共に開催する場合に限り個人情報の取り扱いは「法定会議」に準じた運用としている。

3-3 「つながる場」の進行の形式化

大阪市24区のうち西淀川区における「つながる場」の特徴の一つとして、「つながる場」の進行を形式化していることにある。当区では、筆者たちが担当についた2023年度より「野中方式」により「つながる場」を進行している。「野中方式」とは、精神科医である野中猛氏が行っていた「ケア会議」の方法を「野中方式」と呼称したもので、日本の事例検討会における代表的な手法の一つである。上原（2017）は、その特徴を会議の進行が見立て（事例の把握、全体像把握、評価）と、手立て（支援目標の設定、支援計画の策定）の順番に構造化されていることと、すべての工程でホワイトボードを活用し飛び交う情報を可視化して参加者と共有していく点をあげる。当区では、これらの特徴が多機関での個別支援の検討にあたって有効であると考え、「つながる場」の進行に取り入れている。

4 「つながる場」の実績

4-1 年度別開催回数

本章では、「つながる場」の実績値の報告を通じて実態を明らかにする。年度別の開催回数は、2019年度は2回、2020年度は0回、2021年度は1回、2022年度は4回、2023年度は25回、2024年度は38回である。以下は、現形式を取り入れた2023年度以降の実績を報告対象とする。なお、大阪市全体では、2023年度は146回（1区平均6.1回）、2024年度は166回（同6.9回）となっている。

4-2 討議される個別事案の傾向

「つながる場」の実態を明らかにするうえで会

議における討議内容の理解が重要であるため、取り上げられている事案の傾向を概観する。2023、2024年度に開催した「つながる場」の件数である計63回のうち、新規事案として取り扱った事案は39件である。39件について、筆者たちが主な課題を自立相談支援事業のアセスメントシートを参考に分類（複数の場合あり）すると、「経済的困窮」が34件、「家族関係・家族の問題」が22件、「社会的孤立（ニート・ひきこもりなどを含む）」が14件であった。中には「経済的困窮」、「社会的孤立」、「家族関係・家族の問題」、「自殺企図」が重複する事案等、複数の課題を抱える世帯もあることが特徴である。以下は、主な事例である。なお、個人情報保護のため加工している。

- ・ターミナル期の親と知的障がいのある子の今後について
(キーワード：意思決定支援・死後事務・成年後見)
- ・精神障がいのある親と知的障がいのある子の世帯への支援
(キーワード：生活困窮・家計管理・判断能力の低下)
- ・高次脳機能障がいのある単身高齢男性の支援について
(キーワード：高次脳機能障がい、ギャンブル、生活困窮、金銭管理)
- ・ひきこもりの男性と、家を出る準備をしている姉の世帯
(キーワード：ひきこもり・退職・家族関係・生活困窮)

4-3 個別事案の相談経路

個別事案39件の相談経路をみると、生活困窮者自立相談支援機関が10件で一番多く、つづいて、地域包括支援センターが9件、（区）学校教育支援、見守り相談室、子どもの学習・生活支援事業者、障がい関係事業所が各3件、その他が8件の順になっている。生活困窮者支援分野や高齢

分野が割合としては多いものの、多機関から相談があることがわかる。また、内訳をみると区役所の各部署が7件に対しそれ以外の関係機関が32件であり、「つながる場」が区役所の各部署にとどまらず関係機関からの相談先として機能している実態がわかる。

4-4 「法定会議」との共催状況

「つながる場」の特徴をみるために、「法定会議」との共催状況を確認する。「つながる場」は、個人情報保護安全対策の観点から原則として「法定会議」と共催しており、生活困窮者自立支援法に基づく支援会議（以下、「支援会議（生活困窮）」とする）、介護保険法に基づく地域ケア会議（以下、「地域ケア会議（介護保険）」とする）、障害者総合支援法に基づく自立支援協議会（以下、「自立支援協議会（障がい）」とする）と共に実績がある。年度別の「法定会議」との共催状況は次のとおりである。なお、回数には複数の「法定会議」を共催している場合（例「支援会議（生活困窮）」と「地域ケア会議（介護保険法）」）が含まれている。

表1 年度別の「法定会議」との共催状況

「法定会議」の種類	2023年度		2024年度	
	回数	割合(%)	回数	割合(%)
支援会議（生活困窮）	24	96.0	31	81.6
地域ケア会議（介護保険）	9	36.0	17	44.7
自立支援協議会（障がい）	-	-	7	18.4
「つながる場」開催合計数	25	-	38	-

実績値は「支援会議（生活困窮）」が2023年度、2024年度ともに最も高い。その理由として、「つながる場」への依頼事案が4-2節の個別事案の傾向にあるように、生活困窮（生活保護含む）もしくは困窮が疑われる場合が多いこと、および両会議ともに生活自立相談担当が運営している。

ことがある。また、2023年度に比べて2024年度は「地域ケア会議（介護保険）」の割合の増加や、新たに法定化された「自立支援協議会（障がい）」との共催があるなど、共催する「法定会議」の種類が増加している。

4-5 参加者の実績

「つながる場」参加者の実績値をみることで、具体的にどのような機関が参加しているかを概観する。参加者の実績の総計（延べ）は、事務局を除くと2023年度は188名、2024年度は259名で計447名であり、1会議当たりの平均参加者数は7.1名である。参加機関の実績（延べ）は2023年度が126機関、2024年度が193機関で計319機関であり、1会議当たりの平均参加機関は5.1機関である。

つづいて、参加者の所属機関別の内訳を図1のとおり示す。

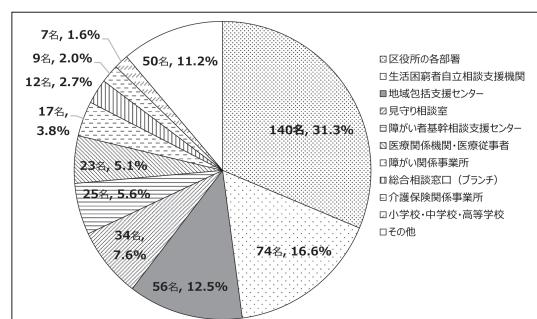


図1 参加者の所属機関別の内訳（全体）

参加者を機関別で並べると、区役所の各部署が31.3%で、それ以外の関係機関が68.7%である。関係機関の内訳では、生活困窮者自立相談支援機関、地域包括支援センター、見守り相談室、障がい者基幹相談支援センターが続いている。その他内訳では、子どもの学習・生活支援事業者、これらの健康センター、生活困窮者レスキュー事業、警察署、ハローワーク、弁護士等である。

つづいて、区役所の参加者の部署別内訳を表2のとおり示す。

表2 区役所の参加者の部署別内訳

部署別	参加者	割合 (%)
高齢者支援	28	20.0
障がい者支援	26	18.6
精神保健福祉相談	25	17.9
生活保護	22	15.7
健康推進	14	10.0
学校教育支援	14	10.0
子育て支援室	11	7.9
総計	140	-

区役所の各部署では、多い順に「高齢者支援」、「障がい者支援」、「精神保健福祉相談」、「生活保護」で続いている。また、参加者の役職は、係長級が49.0%、係員級が43.2%、課長級は6.9%で係長・係員を合わせると92.2%であり、実務者レベルの討議の場となっていることがわかる。

そして、参加者の「つながる場」参加経験回数は2023年度では初回が40.4%、2回目が8.5%、3回目以上が51.1%である一方で、2024年度は初回が30.5%、2回目が6.6%、3回目以上が62.9%であり、着実に継続参加が増えている。

5 インタビュー調査の対象と方法

5-1 調査の目的

本章では、「つながる場」参加者に対して実施したインタビュー調査結果の内容を分析する。筆者たちは、2023年度より「つながる場」を含めた「ケア会議」運営にあたり、運営の参考にすることを目的に各回参加者に対してアンケートを実施し、そのうち、特に会議参加者にとっての意義を分析し本誌で報告している(大里・末長・北川2024)。結果をふまえて、本調査では詳細な内容を明らかにするために各分野の総合相談窓口の職員に対してインタビュー調査を実施する。

5-2 インタビュー調査の対象者

本調査におけるインタビューの対象者は、各分野の総合相談窓口にあたる機関に所属しており、具体的な機関は生活困窮者支援分野における自立

相談支援機関、高齢者支援分野における地域包括支援センター、障がい者支援分野における障がい者基幹相談支援センター、地域福祉分野における見守り相談室である。いずれの機関も図1でわからるとおり「つながる場」への参加が多い。さらに、区役所各部署の機関として参加割合の高い精神保健福祉分野の相談員(表2)も対象とした。

対象者に対して各所属機関に調査協力を依頼した。なお、調査対象者は一機関あたり1名から2名である。

5-3 インタビュー調査と分析の方法

インタビューは調査対象者が所属する機関もしくは西淀川区役所において、筆者たちが二人一組となり、機関ごとに半構造化面接を行った。インタビュー内容は、「つながる場」の対象となる事案の特徴、「つながる場」の参加者にとっての意義、「つながる場」利用にあたっての課題および課題解決に必要なものをたずねた。所要時間は60分程度である。インタビュー内容は、調査対象者の許可を得て録音し逐語記録を作成した。

結果の分析について、逐語記録をもとに、定性的コーディングをした。続いて、各コードを大里・末長・北川(2024)が作成した「会議運営にあたっての工夫」モデル(図2)を参考に、類似する内容ごとに分類し分析した。

得られた結果は、調査対象者へ内容に齟齬がないか確認を求め、外部に発表することの同意を得ている。調査期間は2024年10月から11月まで

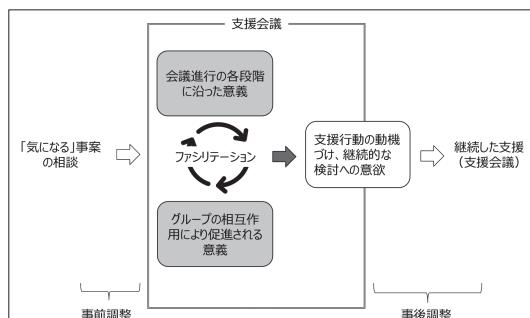


図2 会議運営にあたっての工夫(大里・末長・北川(2024)を引用)

である。

倫理的配慮について、協力依頼の際にインタビュー内容は個人情報を除いたうえで公表することを説明し同意を得ている。

6 分析結果

6-1 調査対象者の属性

調査対象者は10名で、所属機関、特徴および役職⁽⁶⁾は表3のとおりである。

6-2 各分野における包括的な相談支援体制の重要性

まず、本調査結果から包括的な相談支援体制の実態を明らかにするために、各分野において複合的な課題を抱えた相談者への対応の課題に触れている点を概観する。

自立相談支援機関からは、生活困窮者自立支援制度は経済的に困窮している方の包括的な支援を行うことが趣旨であるため、相談者が複合的な課題を抱えて窓口に来る場合も多い。したがって、相談を受けているうちに家族関係、社会的孤立やメンタルヘルス等に関する問題が明らかになり、

「困窮（窓口）だけだと、（対応が）どうしようもなくなる」ことがあると述べる。その際、これらの問題について多機関と問題が共有できないと自己相談支援機関だけで「抱え込む」ことがある。また、生活困窮者自立支援制度の枠内だけでなく、窓口での相談を核にして他制度と連携したきめ細かい支援をしているため、「つながる場」は支援関係者同士での役割分担の手段の一つとして必要と話している。

地域包括支援センターからは、高齢者の総合相談窓口であるため高齢者本人に限らず支援関係者からも様々な相談があると述べる。特に関係機関から地域包括支援センターに相談がある事例として、生活困窮や家族関係や子どものひきこもり等の複合的な課題の可能性がある場合をあげる。その際、どのサービスにもつながっていないため、地域包括支援センターが該当世帯に接触を試みるなかで複合的な課題を発見する機会もある。また、地域包括支援センターは他分野の総合相談窓口に比べて以前から設置されており認知度が高いことや、医療機関等の他分野との日常的な連携もあることから「包括の対象ではないですよね・・・」

表3 調査対象者の属性

所属機関	所属機関の特徴	人数（役職）
自立相談支援機関	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者自立支援法に基づき、生活に困りごとを抱えた方の自立支援策の強化を図ることを目的とした相談支援の機関 ・大阪市が委託した法人が運営 	1名 (係長級)
A 地域包括支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・介護、福祉、保健などに関する地域の高齢者の総合相談窓口 	2名 (課長級以上、係長級)
B 地域包括支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪市が委託した法人が運営 	2名 (係長級、係員級)
	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における障がいのある方等の相談支援の中核的な役割を担う機関 ・大阪市が委託した法人が運営 	2名 (課長級以上、係長級)
見守り相談室	<ul style="list-style-type: none"> ・地域での見守りを必要とする高齢者、障がい者などを対象に、身近な地域での声かけなど「見守り活動」を通じた住民同士の“つながりづくり”に取組む活動等を行う機関 ・大阪市が委託した法人が運営 	2名 (係員級、係員級)
精神保健福祉相談	<ul style="list-style-type: none"> ・区役所に設置 ・こころの病やその障がいについて、精神科医師・精神保健福祉相談員・保健師などが相談に応じている。 	1名 (係長級)

と前置きされた上で、高齢者以外の相談を受ける機会もあると話す。このような場合、高齢者分野だけでは情報収集や対応が限られているので、多機関が集まって情報を整理する必要性が述べられている。

障がい者基幹相談支援センターからは、地域における中核的な役割を担っているため、障がい者手帳等を所持していないくとも、生きにくさを抱えている方からも相談を受けることがある。入り口は障がいそのものに関する課題であっても、生育歴や家族構成、医療面、経済面等の話を聞いていく中で、生活上の不安や心配、家族を含む人間関係に関する話に展開していくことも多々ある。たとえば、関わりのなかで年齢を重ね家族構成やライフステージが変化し、1つの分野だけでは難しい複合的な課題に対応している場合も少なくない。もちろん、個別事例を検討する場として自立支援協議会の仕組みはあるものの、障がい関係の支援者だけでは支援が難しい個別事例の検討や、事例に適応する新たな社会資源の創出や見直しシステムづくりが課題であると述べている。

見守り相談室からは、広く地域での見守りを必要とする方を対象としているが、実際には引きこもりや社会的孤立の状態で、見守り相談室以外の支援者とつながっていない方がいると述べる。また、家族や支援関係者等からの相談のみで本人と会えていない状態の方もいて、どこまでの情報を関係機関で共有してよいか悩む事例があるため「法定会議」があると情報共有しやすいと述べていた。

精神保健福祉相談からは、区役所では精神科医師、精神保健福祉相談員、保健師などが相談に応じる体制にはなっているものの、日々の相談を受ける担当者は限られており、相談員の領域だけでは問題解決につながりにくかったり、複合的な課題を抱える事例があると述べる。また、見守り相談室と同様に、精神保健福祉相談単独では「法定会議」の枠組みがない。一方で、短期的に解決することが難しい問題も多いため、支援関係者で情

報や支援の方針を継続して検討する場が必要と述べられていた。

以上のように、各分野の総合相談窓口では本人のみならず支援関係機関からも多様な相談を受けており、該当分野を超えた複合的な問題を取り扱うことがある。その際に、関係機関が各分野を横断して情報共有や支援方針を検討する場を必要としていることがわかった。また、開催にあたっては「法定会議」と共催し運営することで参加する機関が安心して会議に出席できることがわかった。

6-3 参加者にとっての「つながる場」の意義

つづいて、本調査結果において参加者にとっての「つながる場」の意義に触れた点を図2に基づいて整理する。

6-3-① 会議の進行の各段階に沿った意義

図2のうち、「会議の進行の各段階に沿った意義」の詳細が図3のとおりである。

今回の調査結果からは、見立ての段階として、[①情報収集・情報共有] では、たとえば「情報がわからないからこそ、皆で集まって情報を集めなければならないと感じた」（地域包括支援センター：以下、「包括」とする）があげられていた。また、「（日頃、個別支援で）いろんなところとつながっても全体像が見えないことがあるので、（「つながる場」に参加することで）他の動きがわかると効果的である」（見守り相談室：以下、「見守り」とする）というように、全体像を把握することで [③課題の明確化] できることがあげられていた。

つづいて、手立ての段階では、[⑥優先順位の選択]について、支援関係者側が「待つ」や「見守る」ことの意味づけがあげられていた。複合的に問題を抱えている事例では、対象世帯が積極的な支援を求めていない場合も多く、早急な介入ができず、支援関係者がしばらく世帯の動き出しを「待つ」ことが求められる。そのことについて、

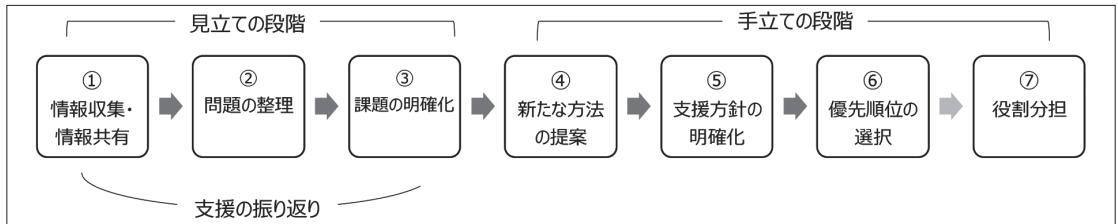


図3 会議進行の各段階（大里・末長・北川（2024）より引用）

自立相談支援機関（以下、「困窮」とする）は「つながる場」への参加によって世帯に関する情報が整理され、「（うちは）ちょっと待っていいことがはっきりした」、「待つということに意味をもてる」と述べる。なお〔⑥優先順位の選択〕や、〔⑦役割分担〕においては、会議参加者の誰かが一方的に決めるのではなく、「機関同士でスケジューリング」し皆で決めるという過程が重要と述べられていた。

6-3-② グループの相互作用により促進される意義

図2のうち、「グループの相互作用により促進される意義」の詳細が図4のとおりである。

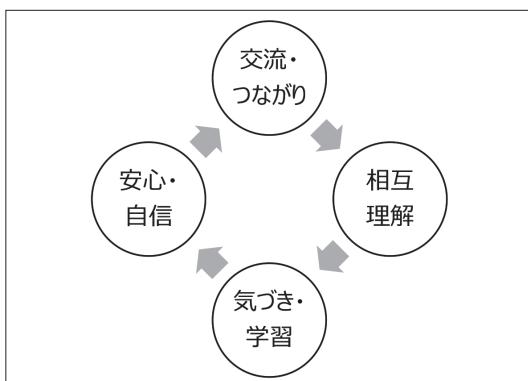


図4 グループの相互作用により促進される意義（大里・末長・北川（2024）より引用）

調査結果からは、「交流・つながり」から「相互理解」へと変化していく過程が、たとえば「個別事例を通じて話し合うことでお互いの考え方方がわかる」（困窮）、「お互いの考え方のベースや見

立ての認識がわかるようになっている」（精神保健福祉相談：以下、「精神」とする）のようにあげられていた。

また、〔相互理解〕を重ねることで「お互いに力を貸してもらえる関係になる」（包括）と協力関係が築けることが述べられていた。さらに、〔気づき・学習〕の例として、「それぞれが得意なところを連携できる」（困窮）、「自分たちの機能が職員自身もわかつてきた」（困窮）といった相手の得意な点や自分たちの役割に気づくことがあげられていた。

6-4 会議の運営に関する意見

さらに、本調査結果において「つながる場」の運営について述べられた意見を会議の進行と会議前後の調整に分けて整理する。

6-4-① 会議の進行

会議の進行については、見立てと手立ての段階を分けることへの評価があげられている。たとえば、「いったん（問題を）細分化しないと、役割分担や優先順位が決められない」（困窮）や「最初に課題整理することで進行の流れを作ってくれる」（包括）である。そして、「課題整理があるので役割分担に納得感がある」（包括）等、各段階を順序だてて進行することの意義が述べられていた。つづいて進行における検討段階ごとの目安時間を冒頭に参加者と共有するようにしている。そのことに対して「時間を区切って項目を進行することで検討内容が明確になり、共通の認識のもとで話し合いができる」（精神）、「予定時間通りに

(会議が)進行される」(包括)等、円滑な運営にとって必要であることがあげられている。

また、ホワイトボードに討議内容を記載して進める進行について、「視覚的にわかりやすい」(包括)、「どんな立場の職員でもわかりやすい」(包括)といった意見があった。そして、会議の雰囲気について、「リラックスした雰囲気である」(包括)や「方向性や役割分担を(どこまで具体的に)決めるかは参加する機関同士で決めたらよいと思う」(見守り)等、参加者の主体性に配慮した運営の重要性が述べられていた。

6-4-② 会議の事前調整

会議の事前調整に対する意見では、関係機関が「つながる場」担当に事例の相談をした際に、断られることがなく、実際に会議が開催されるまでが迅速に進んでいくことの重要性があげられていた。たとえば、「つながる場」担当に相談する前の心境について、「(本人に)会えないのに会議してもらうのは(相談する前に)躊躇した」(見守り相談室)等、支援者は他機関に相談するにあたって心理的なハードルを感じている場合がある。そのため、西淀川区では支援関係者に気軽に相談してもらえるように、支援関係者が集まる各種会議等での積極的な事業周知や、相談時に提出いただく資料の簡素化等を心がけている。また、相談から開催までが迅速であることが「支援プロセスに会議が入ることで物事が進んでいく」(困窮)とあった。さらに、会議によっては、コアメンバーだけで集う会議を設定するなど柔軟な運用をしており、「本来の支援会議前のプレ会議的を使い方もできる」(障がい)とある。

つづいて、出席者の選定について、特に複合的な課題を抱える事案では支援関係者が多領域に及ぶが、各機関は自領域以外の機関とはつながりが薄い場合が多い。その際、「包括からは招集しにくい機関にも声をかけてくれる」(包括)、「行政が調整してくれることで敷居が下がり、利用しやすくなつた」(障がい)とあるように運営事務局

である区役所側から各機関に出席依頼することが効果的であると述べられている。また、「まだつながっていない支援機関も出席してもらえることから、会議の場で顔の見える関係をつくることができる」(精神)とあるように、出席者の選定にあたっては支援につながる可能性の段階の機関も含めて幅広く声をかけることの重要性が述べられていた。

そして、出席依頼時の関係機関への配慮について、依頼時に事務局から出席者に対して「会議の目的や方向性を事前共有し明確になることで、当日の会議の進行がスムーズになると思う」と述べられていた。また、自立相談支援機関からは「もう少し踏み込んだ支援が必要だったので、(出席によって)きっかけができた」、「会議を打診されることで(打診される機関としても)積極的な関わりの必要性を意識できる」といった支援の後押しになっていることがわかった。

なお、西淀川区では「つながる場」開催前に支援関係者先に出向く等、積極的な情報収集に努めており、場合によっては支援対象者の支援に同行することもある。そのことについて、「時には会議の運営だけでなく一緒に動いてくれる」(包括)、「早い段階から一緒に支援に入ってもらえて心強い」(見守り)といった意見があった。

6-4-③ 会議の事後調整

会議の事後調整に関する意見では、「つながる場」開催後の事例の進捗管理について意見があった。西淀川区の「つながる場」の運用としては会議ごとに支援計画の共有をする一方で、その後の進捗管理の機能は担っておらず、実際の支援は関係機関同士の直接の調整というかたちをとっている。そのことについて、自立相談支援機関からは「追いかけられると負担になる」とある一方で、「進捗管理をする意味でも会議を継続的に開いたほうが良い事例もある」と述べる。実際は、2023、2024年度の2年間で6回継続開催している事例もあり、実質的には会議自体が進捗管理の場に

なっている場合もある。そのことについて、継続事例の進捗管理に「つながる場」を活用するかはケースバイケースでお互いに申し合わせていればよいという意見があり、出席者同士の合意により進めていくことの重要性が述べられている。

そして、会議で情報共有することで「何かあるときの予測を立てることができる」(包括)、「いざというときの対処を考えるにも良いと思う」(見守り)、「本人が動き出したときに事前情報があると、支援者側もタイミングよく動きやすい」(見守り)等、予測が立てられることの重要性があげられていた。

6-4-④ 会議運営における課題

会議運営の課題については、「つながる場」の認知を図る方法として介護事業所や障がい福祉サービス事業所等の福祉・介護分野とともに、同様に複合的な課題等を抱える世帯と接する機会の多い医療機関等への積極的な周知の必要性があげられていた。また、会議の継続開催によって支援関係者同士の顔は見えてきたので、今後はよりお互いの役割の理解をすすめる必要性があげられていた。なお、複合的な課題への対応の難しさとして、「つながる場」を通じて支援関係者同士はつながってきたものの、本人と日常的に関わっている諸機関や地域住民が抱える問題が必ずしもすぐに解決するわけではないことをあげる機関もあった。

7 考察と課題

7-1 考察

「つながる場」の実績と参加機関へのインター ビュー結果を通じて、包括的な相談支援体制の実態について明らかになったことは3点ある。

1点目は、包括的な相談支援体制を推進していくうえでは多分野の支援関係機関が集うことできる「ケア会議」の継続的な開催が重要ということである。西淀川区における「つながる場」の実績をみると、2年間で計63回開催され、生活困

窮、高齢、障がいを始めとする多分野におよぶ延べ319機関の参加があった。そして、参加機関の多くは西淀川区を拠点にしているので異なった事例であっても支援者同士が複数回顔を合わせる機会も多い。会議の場を通じて支援者は各制度の特徴、各組織の機能やお互いの考え方の理解を深めていることが各支援者の語りからも確認することができた。

2点目は、区役所内に「ケア会議」運営を中心業務とする担当があることの重要性である。インタビュー調査からは、調査対象者の多くから、会議への参加が関係機関との交流、つながりや相互理解にとどまらず、会議の進行によって得られる見立て、手立ての各段階の意義が述べられていた。また、事前事後の調整を含めて会議を運営する担当への評価があげられていた。「ケア会議」の運営業務は、図2にもあるとおり支援関係機関からの事案の受付、参加予定機関への出席依頼調整、会議会場の確保、当日の運営とフィードバックや、状況に応じた事後調整等と多岐に及ぶ。各分野において「ケア会議」を開く際には、各分野の総合相談窓口は日々の利用者からの相談業務と並行し行うことになるため、課題が複合的になればなるほど運営は煩雑になる。また、区役所側から各機関に出席依頼することが効果的な場合もあるため、複合的な課題を抱えた事案を取り扱う場合は集約化して業務を担える窓口が区役所内の機能としてあることは重要といえる。

3点目は、「ケア会議」を「法定会議」に位置づけることの重要性である。複合的な課題を抱える世帯のなかには、その時点で本人から個人情報の取り扱いなどについて同意を得ることが困難な事例もある。そのような場合に他機関との情報共有に躊躇したり、どこの機関に相談すべきかわからず、特定の機関だけで抱えてしまうことへの懸念がインタビュー調査結果からも確認できた。既存の「法定会議」を組み合わせ、法的根拠をもった会議体を設けることは参加機関が安心して出席することを保障し、今後、重層事業を実施する事

業においても検討すべき点になると考える。

(社課)

7-2 課題

本稿における課題は3点ある。

1点目は、インタビュー調査の対象機関が限定されていることである。今回は各分野の総合相談窓口の職員を対象にインタビューを実施したが、実際の「つながる場」の参加機関は多岐にわたるため、今後はより対象機関を広げた実態把握が必要である。

2点目は、報告内容が「つながる場」参加者に関するものに限られていることである。会議参加者の実績や、参加者の声は実態を知る上でのあくまで一つの側面であり、参加していない関係機関や、地域住民、さらには本人がどのように感じているかを理解することが西淀川区における包括的な相談支援体制を推進する上での課題である。

3点目は、他の自治体の「ケア会議」の取組みと比較した相対的な視点である。本稿は、各自治体の包括的な相談支援体制の実態が明らかでないことをふまえたものである。今後、他の自治体等の取組みを通じて、より具体的な実態の分析および「ケア会議」等の開催における課題のさらなる明確化が必要と考える。

謝辞

最後に、「つながる場」の運営にあたり、ご支援いただいている皆様に感謝申し上げます。特に、インターにおいては皆様に多大なるご協力をいただきました。また、日々の運営を支えてくださっている西淀川区役所および大阪市福祉局生活福祉部の職員の皆様にも、この場を借りてお礼申し上げます。

(おおざと しょう：大阪市西淀川区役所保健福祉課)

(すえなが ひでのり：大阪市西淀川区役所保健福祉課)

(きたがわ よしみ：大阪市西淀川区役所保健福

注

- (1) 厚生労働省（2024）「地域共生社会の在り方検討会議（第6回）」の資料2「包括的な支援体制の整備、重層的支援体制整備事業の課題と今後の方向性について」の24頁より引用。
- (2) 対人援助では、支援の様々な場面において、関係機関等が集まり、事例に関して情報共有、目標や計画を協議しており、この場は様々な呼称がある。そのなかで上原（2008）は、これらを「ケア会議」と総称し、「複数のニーズをもつ事例の課題解決について、多機関が協働して支援の目標や計画を議論する過程であり、ケアマネジメントの展開点として機能する場」と定義しているため、本稿もこの定義を取り入れる。
- (3) 厚生労働省社会・援護局長（2021）「重層的支援体制整備事業に係る自治体事務マニュアルの策定について（通知）」
- (4) 焼津市では、「全方位型アセスメント」という技法を使っている。
- (5) 法定会議として、高齢者分野では地域ケア会議（介護保険法）、児童分野では要保護児童対策地域協議会（児童福祉法）、障がい者分野では自立支援協議会（障害者総合支援法）、生活困窮者支援分野では支援会議（生活困窮者自立支援法）、生活保護分野では調整会議（生活保護法）等がある。
- (6) 役職については、機関によって呼称が異なるため、課長級以上（課長、センター長、施設長）、係長（係長、主任）、係員（係員）としている。

参考文献

- 兵庫県尼崎市（2024）「資料4.2 令和4・5年度相談実績・支援会議の実施状況等」『令和5年度尼崎市社会保障審議会 第1回地域福祉専門

- 分科会』(https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/shisei/si_mirai/singikai/1007670/1007739.html、2025.6.30閲覧)。
- 東根ちよ・井上和興・孝田雅彦・ほか(2023)「多職種による継続的な対話の場づくりによる効用と枠組み——地域ケア会議に着目して」『日本プライマリ・ケア連合学会誌』46(2)、36-42。
- 藤井智子・塩川幸子(2023)「小規模自治体における地域ケア会議の課題——自治体、医療機関、保健所へのインタビュー調査から」『日本ルーラルナーシング学会誌』18、46-54。
- 藤井智子・塩川幸子・水口和香子(2025)「小規模自治体における地域ケア会議への継続的な参加体験——介護支援専門員と医療関係従事者に焦点を当てて」『日本地域看護学会誌』28(2)、59-69。
- 厚生労働省社会・援護局長(2021)「重層的支援体制整備事業に係る自治体事務マニュアルの策定について(通知)」。
- 三菱UFJリサーチ&コンサルティング(2024)「社会福祉法第106条の3に定める包括的支援体制の多様なあり方に関する調査研究報告書」令和5年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金社会福祉推進事業。
- 大里祥・末長秀教・北川好美(2024)「生活困窮者自立支援制度の支援会議の実態と参加者にとっての意義」『大阪市社会福祉研究』、47号、41-51。
- 大阪市福祉局生活福祉部地域福祉課(2024)「『総合的な相談支援体制の充実事業』マニュアル 令和6年4月改訂版」。
- 上原久(2008)「ケア会議の運営指標」『ケアマネジャー』vol10。
- 上原久(2017)「『野中方式』の目的と方法」『ケアマネジャー』vol19。

〔実践報告〕

医療型障がい児入所施設における垂直避難訓練報告 大島の分類に基づく避難時間の傾向と避難計画への示唆

堀 田 祥 司

サマリー

本研究は、災害時の迅速かつ安全な避難支援体制の構築を目的に、医療型障がい児入所施設において垂直避難訓練を実施し、避難時間と入所児の重症度（大島の分類）、移動手段、介助体制との関連を分析した。昼間および夜間想定訓練を通じて、夜間想定は避難完了率が低く、重症度の高い児ほど避難に時間を要する傾向が確認された。また、避難時間の大半は階段到達前の準備・移乗に集中しており、この工程の効率化が課題として示された。今後は、個別避難計画の整備と段階的訓練の導入により、実効性の高い避難体制の構築が求められる。

キーワード

垂直避難訓練、段階、大島の分類、避難時間

目次

- 1 はじめに
- 2 施設の概要
 - 2-1 入所児の属性：大島の分類
 - 2-2 施設の構造
 - 2-3 階段の構造
 - 2-4 防災体制
 - 2-5 垂直避難訓練実施の背景
- 3 対象と方法
 - 3-1 垂直避難訓練の実施方法
 - 3-2 対象
 - 3-3 収集データ
 - 3-4 統計処理
 - 3-5 倫理的配慮

4 結果

- 4-1 参加職員と対象児の基本属性
- 4-2 避難完了状況の概要
- 4-3 大島の分類構成別避難完了状況
- 4-4 避難時間の分析
 - 4-4-① 昼間・夜間想定訓練の避難時間比較
 - 4-4-② 大島の分類別避難時間の傾向
 - 4-4-③ 各時間要素間の関係性
 - 4-4-④ 介助人数と段階に要した時間の関係

5 考察

- 5-1 夜間想定訓練における避難完了率の低下とその要因
- 5-2 避難時間におけるボトルネックの明確化
- 5-3 大島の分類と避難実態から考える支援の在り方
- 5-4 想定外の行動と避難全体への影響
- 5-5 今後の避難計画への示唆と実効性の向上に向けた課題

6 まとめ**1 はじめに**

現代社会において自然災害は避けられない脅威であり、特に南海トラフ巨大地震は今後30年以内の発生確率が80%程度とされている。また近年、気候変動の影響で水害が激甚化・頻発化しており、都市部では集中豪雨による内水氾濫や高潮リスクが増大している。大阪市でも南海トラフ地震による津波が想定されており、大阪駅周辺では

最大2mの津波が予測されるほか、淀川氾濫時には5m以上の浸水が見込まれる地域もある。さらに、スーパー台風や局地的豪雨による都市型水害のリスクも高まっており、避難行動計画の重要性が指摘されている。

2018年の西日本豪雨が示すように、線状降水帯などにより短時間で河川の氾濫や内水氾濫が急激に進行するケースもあり、身体機能や認知機能に障がいがある利用者が多い福祉施設では、水平避難が困難な場面も少なくない。このため、垂直避難の重要性が改めて注目されている。しかし、垂直避難やその訓練に関する詳細な報告は依然少なく、既存研究の多くは高齢者施設を対象としており、災害への意識や準備状況、水平・垂直避難における介助方法などを扱った報告がわずかに存在するにとどまる。一方で、障がい児施設における垂直避難の実践や訓練については、シミュレーションを含めても極めて限られており、体系的な知見は十分に蓄積されていないのが現状である。

本研究では、入所児約90名の医療型障がい児入所施設において、階段を使用した垂直避難訓練を実施し、避難時間に関する詳細なデータを収集した。さらに、各種避難時間と職員数、階段の移動手段、入所児の重症度（大島の分類）との関係性を分析し、今後の避難計画や訓練体制の改善に資する基礎資料とすることを目的とした。

2 施設の概要

2-1 入所児の属性：大島の分類

当施設は医療型障がい児入所施設であり、2歳から18歳までの肢体不自由児および知的障がい児を中心に、約90名が入所している。近年は、気管切開や胃瘻など医療的ケアを必要とする重症児の割合が増加している。入所児の重症度分類には、運動機能と知的機能（IQ）の両面から25区分に整理した「大島の分類」（図1）を用いており、医療・福祉現場でも広く使用されている。区分1～4を「重症心身障がい児」、区分5～9を「周辺児」とし、後者は重症心身障がいの定義に

は該当しにくいものの、絶えず医学的管理下に置くべきもの、障害の状態が進行的と思われるもの、合併症のあるものなど、高度な支援を要する状態を指す。

当施設では、入所児の約半数が区分1～9に該当し、そのうち半数は区分1～4に該当する重症心身障がい児である。病室の配置としては医療的ケアが必要な児（モニター管理、頻回な吸引等）、発作が頻発する児、低年齢児は、知的・運動機能の程度に関わらず、スタッフステーションに隣接する大部屋で過ごすことが多い。一方、区分1～9に該当していても上記に該当しない児は、スタッフステーションから離れた中規模病室に配置される場合がある。また、自立度が高く日常生活で支援の少ない児は、離れた病室で過ごす割合が多い。

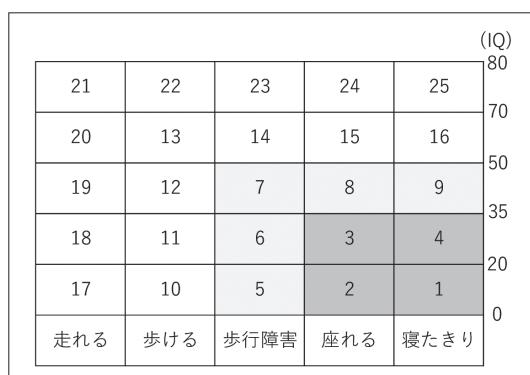


図1 大島の分類

2-2 施設の構造

当施設は地下1階・地上3階建ての鉄筋コンクリート造で、東西に長い構造を特徴とする。日常生活空間の多くは1階に集約されており、スタッフステーションを中心にして東端まで約40m、西端まで約44mの距離がある。スタッフステーションの両側に20床の大部屋が配置され、東側には7床の中規模病室が3室、西側には同規模の病室5室と、2床の小規模病室2室が設けられている。スタッフステーション正面には、廊下と扉を挟んで玄関ホールが位置する（図2）。2階には診察

室、リハビリテーション室、保育室などがあり、3階には可動式間仕切りで分割可能な会議室が設けられており、災害時には避難場所としての使用が想定されている。

施設中央の玄関ホールには大小2基のエレベーターがあり、大型エレベーターはベッド搬送にも対応し、車椅子使用者も含めすべての利用者が円滑に移動できる構造となっている。また、玄関ホールは中央階段にも接続している。

同一敷地内には特別支援学校が併設されており、当施設の玄関ホールと屋内通路で接続されている。接続部には1階から3階を結ぶスロープが整備され、バリアフリー動線が確保されている。生活支援・教育・防災の各面において、当施設と支援学校は連携体制を構築している。

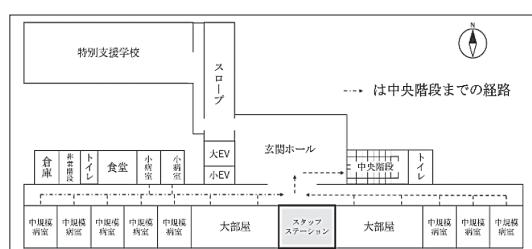


図2 施設1階のイメージ

2-3 階段の構造

中央階段は、障がい児施設の特性に鑑み、安全性に配慮した設計がなされている。階段の全幅は188cmであり、両側には手すりが設置されている。さらに、両手で手すりを保持して昇降できるよう、左側から55cmの位置にも補助手すりが設けられている。階段の段差は、蹴上げ14cm、踏面30cmと一般的な階段に比べて低く設定されている。16段を昇降すると、幅390cm、奥行き172cmの踊り場に到達する。踊り場は180度の方向転換が可能な折り返し構造となっており、同様の段差と段数を経て2階ホールに至る（図3）。2階ホールは、1階の玄関ホールとほぼ同様の構造を持ち、ホール周囲には保育室、診察室などが隣接しており、災害時における一時的な避難や待

機場所として十分な機能を有している。本訓練では、避難児の点呼・安全確認・待機のためのスペースとして使用された。

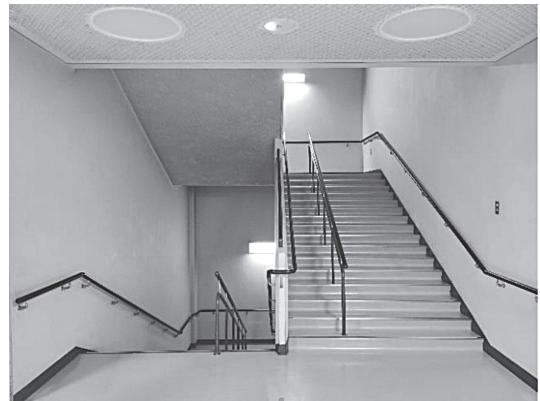


図3 中央階段

2-4 防災体制

当施設では、防災委員会を中心に、災害時の初期対応マニュアルや業務継続計画（BCP）を整備し、職員への周知と訓練を通じて災害時支援体制を構築している。大阪府児童福祉施設の基準に基づき、月1回の防災訓練のほか、年2回、隣接する支援学校との合同訓練を実施し、入所児・職員・教育関係者との連携強化を図っている。また、2019年には近隣の保育園や福祉型障がい児入所施設と災害時避難協力協定を締結し、避難場所や備蓄品保管場所の提供、相互支援体制の確立に取り組んでいる。連携施設とは年1回の合同避難訓練を行っており、2021年には消防署・警察署を含む6機関合同訓練（総勢389名）も実施するなど、実践的な連携強化を進めている。

さらに、当施設は福祉避難所として行政に登録されており、地域における災害時の中核的役割を担う拠点として、機能強化にも取り組んでいる。

2-5 垂直避難訓練実施の背景

当施設では、防災委員会を中心に、施設内外の防災体制強化と地域との共助体制構築を継続してきた。しかし、施設内での垂直避難訓練は、頻度・内容ともに限定的であり、これまでの訓練は

主にスロープを使用し、階段を用いた訓練は実施されてこなかった。これは、スロープが日常的な移動手段であることに加え、階段使用には安全性や介助負担の面で一定のリスクがあると考えられてきたためである。しかしながら、大規模災害時にはスロープの損傷や通行制限が生じる可能性もあり、車椅子や座位保持椅子、バギーを使用する多くの入所児にとって、スロープやエレベーターが使えない状況では避難が著しく困難となる。特に夜間のように職員数が限られる時間帯では、対応がさらに難しくなることが想定される。

施設内での垂直避難体制の確立が重要である一方で、仮に施設外への避難を行うとなった場合には、新たな現実的課題が浮上する。大阪市北区の指定避難所の多くはバリアフリー未対応で、車椅子等での集団移動には物理的・人的制約が大きい。災害時には地域住民も避難してくることが想定され、避難所側から「すべての避難者を受け入れられるとは限らない」との説明も受けている。大阪市北区の防災計画では避難所の収容想定が「住民5人に対して1人程度」とされており、障がいや医療的ケアを要する要配慮児の確実な避難や生活の保障については、十分な対応が行き届いていない現状がある。

以上を踏まえると、多様な支援を必要とする児が在籍する本施設では、施設内で完結可能な垂直避難体制の確立が極めて重要である。地域避難所での生活環境の確保が難しい現状では、施設内の一次避難および中長期的な対応を前提とした計画こそが、現実的かつ実効性の高い避難対策といえる。

このような背景のもと、本研究では階段を使用した垂直避難訓練を実施し、各種避難時間、避難対応にあたった職員数、階段の移動手段、入所児の重症度分類（大島の分類）との関係性およびその傾向について分析を行った。以下にその対象と方法を述べる。

3 対象と方法

3-1 垂直避難訓練の実施方法

避難訓練は、昼間被災想定と夜間被災想定の2回に分けて実施した。高層階への移動は入所児・職員に過度な負担や事故リスクを伴うため、避難先は2階ホールとした。訓練は「可能な限り多くの命を救う」ことを職員に意識づけた上で、実災害を想定して行った。

訓練時間は防災委員会が職員の負担を考慮し内部的に「15分間」を目安に設定したが、参加職員には事前に伝えず、自律的な行動を促した。

昼間想定訓練（以下、昼訓練）は通常の勤務時間帯に実施し、入所児はベッド上、座位保持椅子や車椅子上、廊下にいるなど、日常の生活場面を反映した状態から訓練を開始した。夜間想定訓練（以下、夜訓練）は就寝中の発災を想定し、全入所児をベッド上に待機させた状態で開始した。

いずれの訓練も、避難経路として中央階段を使用し、エレベーターやスロープは使用不可とした。避難経路については職員に制限を設げず、現場判断で選択可能とした。安全確保のため、防災委員が各階の階段付近に補助要員を配置し、移送補助や緊急対応に備えた。なお、本報告における集計および分析は、中央階段を使用した避難事例に限定して行っている。

避難訓練は、研究目的で新たに実施したものではなく、大阪府児童福祉施設の基準に基づき、月1回実施している定期訓練である。入所時の重要事項説明において防災訓練の実施について説明しており、保護者には周知されている。また、入所児には発達段階に応じて「安全な場所に移動する練習」であると伝え、安心して参加できるよう配慮した。

3-2 対象

本訓練の対象は、避難訓練実施時に在籍していた入所児のうち、病気療養中や外出中などの理由で参加が困難であった児を除いた入所児とした。対象児の重症度については、大島の分類に基づい

て25区分に分類した。

ただし、区分番号が多く、かつその数値が重症度の大小を単純に示すものではないことから、運動機能と知的機能の組み合わせという特性に着目し、分析の妥当性と読者の理解を高める目的で、機能的に類似した区分を4つのカテゴリーに再整理した（表1）。

結果の表記、考察においても、このカテゴリーを用いて避難傾向の分析を行っている。

表1 大島の分類を用いたカテゴリー

カテゴリー	該当区分	説明
重症心身障がい児および周辺児	1～9	重度の運動障がいと知的障がいを併せ持ち、非常に多くの支援が必要
境界～中等度の知的障がい児	12、13 19～22	移動は自立、認知・行動面に支援が必要
重度の知的障がい児	10、11 17、18	知的機能に著しい制限、非常に多くの支援が必要
肢体不自由児（境界～軽度の知的障がい）	14～16 23～25	移動に介助や車椅子が必要

昼訓練・夜訓練における対象職員は、昼訓練では病棟職員（看護師、介護士、保育士、介護助手）に加えてリハビリテーション職員および事務職員、夜訓練では夜間の職員配置を再現した体制のもと、病棟職員に加えて事務当直および医師当直に該当する役割を割り当てられた職員が避難誘導を行った。

3-3 収集データ

本訓練では、昼訓練および夜訓練において、以下の項目を同一基準で測定・記録した。

- ・入所児の年齢、身長、体重、参加職員数
- ・大島の分類（重症度分類）
- ・避難所要時間（避難開始から2階ホール到達まで）
- ・階段到達までの時間（病棟から中央階段前までの待機・移乗・移動時間）
- ・階段に要した時間（中央階段を上り始めてから上がり終えるまでの時間）

- ・階段の移動手段（抱え移動、歩行）
- ・入所児ごとの介助職員数（同一職員が複数児を担当した例も含む）

避難開始の合図と同時にストップウォッチで計測を開始し、階段開始地点および2階到達地点に防災委員を各1名配置し、各入所児の階段開始時刻・終了時刻を個別に記録した。「階段到達までの時間」と「階段に要した時間」を合算し、これを「避難所要時間」と定義した。なお、介助者については、1名の職員が複数児の避難支援を担うケースもあり、入所児ごとの対応職員数には重複が含まれる。記録にあたっては、各児に対して実際に介助に関与した職員数を個別に把握することを原則とした。

3-4 統計処理

本研究の統計解析には EZR (version 1.68, Saitama Medical Center, Jichi Medical University) を使用し、散布図の作成には Microsoft Excel 2019 (Microsoft Corporation) を用いた。各変数に正規性の検定を行った結果、正規分布の仮定を満たさなかったため、相関分析にはノンパラメトリック手法である Spearman の順位相関係数を用いた。有意水準は5%未満 ($p < 0.05$) を統計学的に有意と判断した。

主な解析項目は、大島の分類と各種避難時間（避難所要時間、階段到達までの時間、階段に要した時間）と各時間要素間の関連性であり、昼・夜訓練に分けて分析を行った。また、介助人数と階段所要時間との関連についても補足的に検討した。

各避難時間については、平均値、中央値、標準偏差を算出し、昼・夜訓練間で比較することで、時間構造の特徴と条件による影響の傾向を把握した。なお、2階ホールに複数の児が同時に到達した場合、同一の時間が記録されており、散布図の表示上、データが重なる可能性がある。

3-5 倫理的配慮

本研究で分析対象とした避難訓練は、災害時の安全確保を目的とした日常的支援の一環であり、研究による新たな心理的・身体的負担は生じていない。収集したデータは匿名化して扱い、個人が特定されないように十分に配慮した。

4 結果

4-1 参加職員と対象児の基本属性

訓練で避難誘導にあたった職員は、昼訓練では25名（うち男性4名）、夜訓練では8名（うち男性2名）が参加した。

昼訓練の対象児は75名、夜訓練の対象児は84名であった。年齢・身長・体重の平均値に大きな差はみられなかった。対象児の身体的属性について、年齢・身長・体重の平均値、中央値、標準偏差を表2に示す。

表2 年齢・身長・体重 平均 ± SD (中央値)

	人数	年齢(歳)	身長(cm)	体重(kg)
昼	75名	11.0 ± 4.4 (11.0)	125.9 ± 22.9 (128)	25.0 ± 9.4 (24.1)
夜	84名	10.2 ± 4.6 (11.0)	122.3 ± 24.0 (121.3)	24.7 ± 11.0 (22.3)

4-2 避難完了状況の概要

昼訓練では、対象となった75名全員の避難が完了した。一方、夜訓練では、対象となった84名のうち53名(63.1%)が避難を完了し、31名(36.9%)は訓練時間内（内部的に設定した15分）に避難を完了しなかった。

4-3 大島の分類構成別避難完了状況

本訓練に参加した入所児は、大島の分類25区分に広く分布しており、特に区分3・4（重症心身障がい児）が最多であった。また、区分13・20（境界～中等度の知的障がい児）や区分11（重度知的障がい児）も一定数含まれていた。

夜訓練における区分別の避難完了率を見ると、区分12(100%)、13(88%)、19(75%)、20(80

%)など、移動能力の高い境界～中等度の知的障がい児で完了率が高かった。一方、区分1(25%)、2(50%)、3(46%)などの重症心身障がい児では完了率が低く、また区分14・15（肢体不自由児）、18（重度知的障がい児）では、人数は少ないものの避難が完了しなかった例も見られた。これにより、支援の必要度が高い区分ほど避難が困難となる傾向が示唆された（表3）。

次章では、これらの区分が避難所要時間に与えた影響について示す。

表3 大島の分類別の訓練対象児内訳

大島分類	昼想定訓練 n=75	夜想定訓練 n=84	夜避難完了数 n=53
区分	人数(割合)	人数(割合)	人数(割合)
1	2(2.7%)	4(4.8%)	1(25%)
2	3(4.0%)	4(4.8%)	2(50%)
3	14(18.7%)	11(13.1%)	5(46%)
4	10(13.3%)	11(13.1%)	7(64%)
6	4(5.3%)	4(4.8%)	3(75%)
7	1(1.3%)	1(1.2%)	1(100%)
8	2(2.7%)	5(6.0%)	3(60%)
9	1(1.3%)	0(0.0%)	—
11	6(8.0%)	7(8.3%)	5(71%)
12	3(4.0%)	4(4.8%)	4(100%)
13	6(8.0%)	8(9.5%)	7(88%)
14	2(2.7%)	3(3.6%)	1(33%)
15	3(4.0%)	3(3.6%)	1(33%)
16	1(1.3%)	1(1.2%)	1(100%)
18	2(2.7%)	2(2.4%)	0
19	4(5.3%)	4(4.8%)	3(75%)
20	8(10.7%)	10(11.9%)	8(80%)
22	2(2.7%)	2(2.4%)	1(50%)
24	1(1.3%)	0(0.0%)	—

4-4 避難時間の分析

4-4-① 昼間・夜間想定訓練の避難時間比較

昼訓練では避難を完了した75名全員を分析対象とした。一方、夜訓練においては84名中53名が避難を完了しており、分析はこの53名を対象として行った。夜訓練においては避難所要時間の平均が昼訓練より長く、「階段到達までの時間」

においては夜間に若干の延長が見られた（昼：409秒、夜：426秒）

「階段に要した時間」は移送手段（抱え移動／歩行）別に比較したところ、昼・夜訓練ともに歩行による移動の方が、階段に時間を要する傾向がみられた。昼訓練では、歩行による平均時間は62.8秒（SD=56.4）、抱え移動では31.1秒（SD=10.6）であった。夜訓練でも同様に、歩行による平均時間は67.1秒（SD=34.7）、抱え移動では22.4秒（SD=9.3）であった（表4）。

表4 避難時間の比較 平均±SD（中央値）：秒

	昼訓練（n=75）	夜訓練（n=53）
避難所要時間	454 ± 259 (490)	466 ± 212 (399)
階段到達までの時間	409 ± 265 (447)	426 ± 226 (344)
階段に要した時間		
抱え移動	31.1 ± 10.6 (29.5)	22.4 ± 9.3 (20.1)
歩行	62.8 ± 56.4 (55.0)	67.1 ± 34.7 (55.0)

4-4-② 大島の分類別避難時間の傾向

大島の分類別に、避難所要時間・階段到達までの時間・階段に要した時間について、昼訓練および夜訓練のそれぞれで傾向を分析し、（図4（A～C））に散布図として示した。

昼訓練においては、大島の分類と避難所要時間（ $\rho = -0.647$ 、 $p < 0.001$ ）および階段到達までの時間（ $\rho = -0.67$ 、 $p < 0.001$ ）との間に有意な負の相関が認められた。すなわち、区分1～9（重症心身障がい児および周辺児）ほど避難に時間を要する傾向が確認された。一方、階段に要した時間との相関（ $\rho = 0.186$ 、 $p = 0.111$ ）は統計的に有意ではなく、大島の分類との関連性は明確ではなかった。

夜訓練では、大島の分類と避難所要時間（ $\rho = -0.473$ 、 $p < 0.001$ ）、階段到達までの時間（ $\rho = -0.55$ 、 $p < 0.001$ ）のいずれも有意な負の相関を示した。また、階段に要した時間については、区分との間に有意な正の相関（ $\rho = 0.62$ 、 $p < 0.001$ ）がみられた。

図4（A～C）の散布図からは、昼・夜訓練ともに区分1～9（重症心身障がい児および周辺児）では避難に長時間を要し、区分13・20（境界～中等度の知的障がい児）などの移動能力の高い児では短時間で避難が完了する傾向が見られた。一方、階段に要した時間については、昼訓練では大島の分類との明確な相関は見られなかつたが、夜訓練では正の相関が見られた。また、区分15（肢体不自由児）に該当する児は、昼・夜いずれの訓練においても比較的多くの時間を要していた。なお、これらの児は同一人物ではなかった。

4-4-③ 各時間要素間の関係性

昼訓練・夜訓練において、避難所要時間・階段到達までの時間・階段に要した時間の各項目間の相関関係を分析し、（図4（D～F））に散布図として示した。

昼・夜訓練とともに、「階段到達までの時間」と「避難所要時間」の間には、非常に強い正の相関が認められた（昼： $\rho = 0.985$ 、 $p < 0.001$ 、夜： $\rho = 0.977$ 、 $p < 0.001$ ）。この結果は、避難に要する全体時間の多くが階段到達までの準備・待機・移乗等に費やされていることを示している。

「階段に要した時間」と「避難所要時間」の相関は、昼・夜訓練ともに弱い負の相関であり、夜間においては統計的に有意な相関が認められた（昼： $\rho = -0.199$ 、 $p = 0.085$ 、夜： $\rho = -0.442$ 、 $p = 0.0009$ ）。この傾向は、避難所要時間が長いケースでは、階段にかかる時間自体は比較的短く済んでいることを示している。

また、「階段到達までの時間」と「階段に要した時間」の間には、昼夜ともに有意な負の相関が認められた（昼： $\rho = -0.261$ 、 $p = 0.0238$ 、夜： $\rho = -0.579$ 、 $p < 0.001$ ）。これは、階段に時間を要したケース（歩行可能児）ほど、階段に早く到達していた傾向を示す。

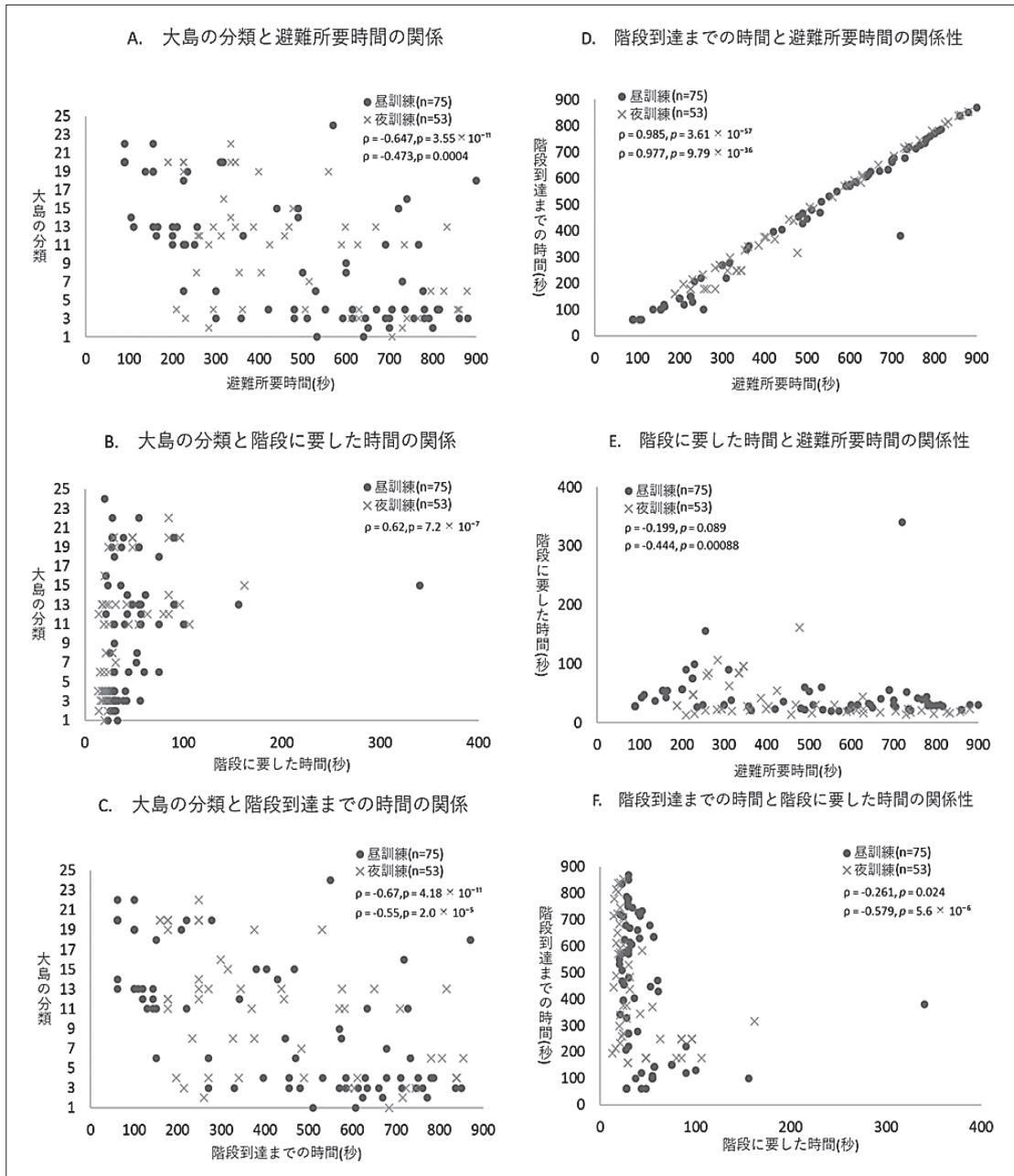


図4 大島の分類別避難時間の傾向 (A ~ C) と各時間要素間の関係性 (D ~ F)

4-4-④ 介助人数と階段に要した時間の関係

本訓練においては、階段移動の介助にあたった職員数についても記録を行った。介助人数と階段に要した時間との関連を検討したところ、昼・夜訓練ともに有意な相関は認められなかった（昼：

$\rho = -0.129, p = 0.27$ ；夜： $\rho = -0.159, p = 0.26$ ）。

これにより、介助人数の多少が階段に要する時間に与える影響は限定的である可能性が示唆された。

5 考察

本研究は、医療型障がい児入所施設において、階段を使用した垂直避難訓練を実施し、入所児の重症度、階段の移動手段、職員配置といった要因が避難完了率および所要時間に与える影響を分析することを目的とした。本研究では大島の分類に基づき分析を行ったが、その数値は重症度の序列を意味するものではないため、障がい特性に応じたカテゴリー分けを行い（表1）、分析を進めた。分類に基づく限界点や今後の分析方法の在り方については5-3にて詳述する。

分析の結果、昼・夜訓練ともに避難に要する時間の大部分が「階段到達までの時間」に集中していることが明らかとなった。階段に要した時間と避難所要時間の間に昼訓練では相関は見られなかった一方、夜訓練では有意な負の相関が認められた。さらに、区分1～9（重症心身障がい児および周辺児）ほど、全体の避難時間が長くなる傾向がみられた。

また、階段の移動手段別の分析では、抱きかかえによる移送では階段に要する時間が短い一方で、階段到達までに時間を要し、逆に歩行による避難では階段到達までは速やかであるものの、階段に時間要する傾向が示された。

以下では、これらの結果を踏まえ、本施設における避難支援体制の課題と今後の改善に向けた示唆について考察する。

5-1 夜間想定訓練における避難完了率の低下とその要因

本訓練において、夜訓練では完了率が約6割にとどまった。この差は、昼間25名・夜間8名という職員配置の違いに加え、児の状態や準備動作の違いなど、複数の要因が関係していると考えられる。

夜訓練では、全対象児がベッド上で待機した状態から訓練が開始された。これにより、ベッドからの移乗、車椅子や座位保持椅子への乗り換え、歩行可能な児への靴の装着など、避難前の準備段

階に時間を要した可能性がある。一方、昼訓練では、児はベッド、座位保持椅子、車椅子、廊下など、日常生活場面の中で訓練を開始しており、行動開始までの準備時間は夜訓練と比較して短かったと考えられる。また、避難時間の上位群（早く避難できた児）において、区分1～4（重症心身障がい児）も含まれていた。これは、体が小さく介助しやすい児が優先的に避難された可能性があるほか、病棟からそのまま抱っこで移送されることが多く、準備動作が比較的少なかったためと考えられる。

一方で、歩行可能な児においては、昼訓練よりも夜訓練のほうが階段への到達が遅れる傾向が示された。これは、夜訓練では靴の装着や状況理解・動作への促しに時間を要したためと推察され、準備動作の複雑さが避難行動の開始を遅らせた可能性が高い。また、区分11（重度知的障がい）や区分14・15（肢体不自由児）では、避難の遅延や未完了が確認されており、重症心身障がい児以外にも個別の支援ニーズを有する児が一定数存在することが示唆される。今後の支援体制の検討においては、これらの児への配慮も必要であると考えられる。

これらの傾向は、職員が「できるだけ多くの命を救う」ことを念頭に、介助しやすく迅速に移動可能な児を優先して避難させたことを示唆している。また、2章で示したとおり、医療的ケアが必要な児（モニター管理や頻回な吸引等を要する児）、および低年齢児については、スタッフステーション近くの病室に配置されている。そのため、物理的距離の近さや支援体制の即応性も避難順序に影響した可能性がある。

さらに、本訓練は昼間に実施された夜訓練であり、視認性や環境整備が十分に確保された状態であった点に留意する必要がある。実際の災害時には、暗所での視界不良や混乱、建物被害による通行制限など、避難行動に大きな支障が出る可能性がある。そのため、今回の結果はあくまで「最善の条件下における避難可能性の上限」として解釈

すべきであり、実災害時にはさらなる困難が生じる可能性を前提とした体制整備が求められる。

5-2 避難時間におけるボトルネックの明確化

本研究では、避難所要時間を「階段到達までの時間（待機・移乗を含む）」と「階段昇降に要した時間」に分けて分析した。昼・夜訓練を通じて、全体の避難時間に最も大きく影響していたのは「階段到達までの時間」であり、避難所要時間との相関も極めて強かった。一方、「階段に要した時間」と避難所要時間との相関は弱く、夜訓練では有意ではあったものの、避難全体に与える影響は限定的であると考えられた。さらに、「階段到達までの時間」と「階段に要した時間」の間には、昼・夜訓練ともに有意な負の相関が認められた。これは、階段に時間を要した児ほど、階段に到達するまでの所要時間が短かったことを示している。すなわち、運動障害が軽度の児の場合、階段まで自立移動が可能であるため、到達時間は比較的短いが、階段では時間を要する傾向にあり、一方で支援をする度合いの高い区分の入所児は職員に抱えられて移動するため、階段での所要時間は短いが、移乗や準備を含む階段到達までの時間が長くなりやすい。この構造が、階段到達時間と階段所要時間の間の負の相関として現れたと解釈できる。

以上より、避難所要時間の短縮には「階段到達前」のプロセス、すなわち移乗動作や待機順の調整、支援体制の見直しが不可欠であると考えられる。特に、抱っこによる移送が必要な重症児や肢体不自由児に対しては、事前に移乗や準備の工程を迅速化する工夫が求められる。今後の訓練やマニュアル作成においては、階段到達までの動線・準備工程の標準化およびシミュレーションを含めた改善が重要となる。

5-3 大島の分類と避難実態から考える支援の在り方

本研究では、避難時間と大島の分類との関連を

分析した結果、特に夜訓練において、区分1～9（重症心身障がい児および周辺児）に該当する児ほど、避難完了率が低く、避難に要する時間が長くなる傾向が確認された。この要因として、重症心身障がい児および周辺児は、移乗や準備動作に時間を要することが多く、かつ夜間は職員数が限られているため、重症児に対する支援体制が確保しにくい状況にあったことが考えられる。

一方で、夜訓練において、避難を比較的早期に完了した児の中にも一部、区分1～9（重症心身障がい児および周辺児）児が含まれていた。対象児の年齢を確認したところ、5歳以下の低年齢児が多く、体が小さいことで抱え移動が比較的容易であった可能性が示唆される。また、スタッフステーションに近い病室で日常的に生活していることが多く、避難開始時に職員がすぐに接触・対応できる位置にいたことも、早期避難の一因と考えられる。

このように、同じ区分に属する児であっても、年齢や身体の大きさ、生活場所といった要因が避難行動に影響しており、大島の分類だけでは支援ニーズや避難困難度を一律に判断することは難しい。したがって、避難支援の優先順位や方法を検討する際には、重症度分類に加えて、実際の生活環境・年齢・移送方法などを複合的に評価する必要がある。

さらに、現場では支援の負荷が軽く短時間での移送が可能な児から優先して避難対応が行われた可能性もある。結果として、重症児の中でも一部の児が早期に避難できたことは、現場判断の柔軟性や支援力を示す一方で、より支援が必要な児への対応が後手に回るリスクを含んでいると考える。

以上の結果から、重症児の避難支援体制の強化は喫緊の課題であり、事前の避難訓練においては、支援の複雑さや時間を要する児を含めた個別シナリオの設定や、優先順位づけに関する方針の明確化が求められる。また、実災害時においても、重症度が高く、移送に時間と労力を要する児

への支援が後回しにならぬよう、支援困難な対象者を中心とした訓練や支援マニュアルの整備が必要である。なお、今回の分析では、大島の分類の区分1～9において避難時間の延長が明確に示されたが、区分18（重度知的障がい児）や区分14・15（肢体不自由児）においても、避難完了率の低さ、特に区分15では階段昇降に時間を要する傾向が見られた。これらの児もまた、避難支援上の課題を抱えている可能性があり、今後はこれらの入所児に対するより詳細な分析と支援体制の検討も求められる。

本研究では大島の分類を用いたが、同分類は運動機能と知的機能の組み合わせにより定められており、数値がそのまま重症度の序列を示すものではない。このため、数値を連続的な変数として扱う相関分析には限界がある。今後は、運動機能と知的機能を分けて定量化し、それぞれの機能ごとの避難傾向を分析することが望まれる。

5-4 想定外の行動と避難全体への影響

本訓練では、区分15（肢体不自由児・軽度知的障がい）に該当する児の一部が、通常の生活場面では歩行を行っていないにもかかわらず、階段を自力で昇る行動を実際に示した。昼・夜訓練において、それぞれ別の児が階段昇降を自力で行っており、いずれの場合も階段に要した時間は長く、結果として付き添った職員が長時間拘束される状況が発生していた。

このような行動は、避難訓練という非日常の状況において、児自身の情緒的高揚や行動の自己決定が強く働く結果と推察される。介助者にとっても予測の難しい場面であり、「歩けるなら歩かせたい」「本人の意志を尊重したい」といった心理が働く可能性もあるが、訓練時には結果として全体の避難の遅延につながる影響を及ぼしていく。

このような事例に対しては、通常の移動能力や日常生活での行動パターンだけで判断せず、非常時の対応としては「抱っこで避難する」ことが安

全であることを、あらかじめ本人に説明し、避難方法の共通認識を形成しておくことが重要であると考える。また、職員間においても、有事の際に優先的に介助すべき対象や方法を統一的に共有しておくことで、限られた人員での効率的な避難支援体制の構築につながると考えられる。

5-5 今後の避難計画への示唆と実効性の向上に向けた課題

本研究では、階段を用いた垂直避難訓練を通じて、入所児の重症度や移動手段による避難傾向に加え、避難プロセス全体におけるボトルネックや、実災害時にも起こり得る支援上の課題が明らかとなった。とくに、避難に要する時間の多くが「階段到達までのプロセス」に集中していた点は重要であり、移乗、靴の着脱、避難順の整理といった初動段階の対応こそが、避難効率に大きく影響することが示唆された。このことは、避難所要時間全体の短縮を図る上で、階段前の工程を可視化・標準化し、平時から訓練によって繰り返し実践しておくことの重要性を裏付けている。

また、訓練中には、普段は歩行を行っていない児が、自発的に階段を昇る行動もみられた。このような「想定外の行動」は、非日常的状況における情緒の高揚や、知的機能の特性に起因する自己決定行動の一例であり、現場の職員が長時間対応に追われることにより、結果として他の児の避難に遅れが生じるリスクも生じ得る。このような事例に対しては、日頃から避難時の方針を伝えておくことで、より安定した避難行動が期待できる。

さらに、今回の訓練は2階への避難を想定して実施されたが、実災害時、とくに淀川の氾濫など地域特有の洪水リスクを想定した場合には、3階以上への避難が求められる。高層階への避難は所要時間の増加のみならず、介助者の体力的・心理的負担の増大など、より複雑な条件下での支援体制の整備が求められることから、今回のような訓練を段階的に重ねておく意義は極めて大きい。

そのため、今後の訓練計画においては、「階段

までの移送」と「階段昇降」を分けた段階的訓練の導入に加え、照明条件や情報伝達の制限、避難ルートの分散といった現実的な制約条件を組み込んだシナリオの開発も求められる。こうした継続的な訓練の積み重ねこそが、実災害時における確実かつ安全な避難支援体制の構築につながる。

以上の知見をふまえ、避難計画の見直しに際しては、入所児一人ひとりの障がい特性に応じた個別避難計画の整備、動線・優先順位・介助手段の明確化、を図ることが求められる。

本訓練はあくまで2階までの避難に限定された条件下で行われたものであるが、その分析結果と運用経験は、より高階層への避難を要する将来の大規模災害への備えとして極めて実用的な示唆を含んでいるといえる。こうした訓練と検証の積み重ねこそが、実災害時における確実かつ安全な避難支援体制の構築につながるものであり、次章では、これまでの当施設での取り組みと今後の展望についてまとめる。

6 まとめ

本研究で得た結果を受けて、当施設では災害時の避難支援体制の見直しに取り組んでいる。たとえば、歩行可能な児には靴をベッドの近くに個別に配置し、共有の靴箱まで移動する時間を短縮するなど、移動準備の迅速化を図っている。また、移送に適した動きやすいベッドにはマーキングを施し、職員が即時に活用できる体制を整えている。従来のスロープを用いた避難訓練では、操作性の観点からベッドに乗せる人数を制限していたが、階段を用いた垂直避難においては、可能な限り多くの児を同時に移送する必要があり、今後は運用方法の見直しが求められる。今回の訓練では、これらのベッドが十分に活用されなかつた背景には、「スロープが使用できない」ことに対する心理的ハードルがあった可能性も考えられるが、むしろスロープが使えない状況こそ、積極的な活用が求められる局面である。

「訓練は本番のように、本番は訓練のように」

という姿勢のもと、今後は避難工程を分割して実施するなど、職員の負担を軽減しつつ、継続的かつ実効性のある訓練を構築することが求められる。施設全体の防災力を高めるためには、日常の備えと有事の対応力の両面から体制を整備することが重要である。

本研究は、医療型障がい児入所施設における垂直避難の実態を初めて多角的に分析し、避難支援の優先順位やプロセス改善に資する具体的な示唆を提供した点において、今後の防災体制の構築に向けた実践的な知見を提供するものである。本研究で得られた知見が、同様の施設における防災計画や避難訓練の改善に活かされ、障がい児支援における防災体制の充実につながることを期待したい。

(ほりた しょうじ：社会福祉法人恩賜財団済生会支部 大阪府済生会 大阪整肢学院)

参考文献

- 気象庁 (2025) 「南海トラフ地震関連解説情報」
(<https://www.data.jma.go.jp/eew/data/ntep/index.html> 2025年7月8日アクセス)
- 大阪市危機管理室 (2022) 「大阪市北区ジシン本（地震防災マニュアル）」P24,P108,P180
- 厚生労働省 (2008) 「重症心身障害児（者）施設に関連する説明資料」
(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku-附録/000010820-2a.pdf>,2025年7月8日アクセス)
- 藤井康宏 (2019) : 小規模高齢者福祉施設における水害時垂直避難計画の策定支援に関する研究、防災学術連携体年次大会予稿集
- 野口裕子・平澤則子 (2020) 「障害児の自然災害時の備えに関する国内文献検討」『群馬医学会誌』群馬医学会
- 岡野佑亮・池内幸司 (2021) 「内水氾濫も考慮した大規模水害時における垂直避難リスクと水平避難リスクの比較衡量」『土木学会論文集B1（水工学）』

全国社会福祉協議会障害関係団体連絡協議会災害時障害者避難等に関する研究委員会（2014）『災害時の障害者避難等に関する研究報告書』、全国社会福祉協議会、国立国会図書館デジタルコレクション所蔵

廖 解放北・後 明彦・大西 一嘉・大津 暢人・ビニエイロ・アベウ・タイチ・コンノ、木作 尚子・大村 太秀（2021）「豪雨時における高齢者施設の避難事例に基づく垂直避難プロセスの解明」『日本建築学会計画系論文集』

北村弥生（2014）『障害者の防災対策とまちづくりに関する研究 平成25年度総括研究報告書』厚生労働科学研究費補助金 障害者対策総合研究事業、国立障害者リハビリテーションセンター研究所

国土交通省水管理・国土保全局砂防部（2022）『要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・活用の手引き』（令和4年3月改定版）、国土交通省

李知香・北後明彦・西野智研（2015）：災害時要援護者の階段上昇避難支援に関する実験的研究－背負い・簡易担架・車いすによる階段上昇搬送比較－、日本建築学会計画系論文集

土屋 伸一・長谷見 雄二（2007）：病棟特有の搬送形態による単独避難行動特性、日本建築学会計画系論文集

〔実践報告〕

地域・福祉／介護事業所協働による住民移動支援活動 「スマイル号」運行の試み（経過と課題、展望）

西 川 雅 也	山 下 保 一
和 田 効 子	山 本 淳 子
南 佑 実	岩 畑 勇 人
浦 敏 久	松 井 修 一

サマリー

住吉区山之内地域では、南北に長い地域構造上、平成25年3月の赤バスの廃止以来、高齢者などが買い物や通院などに出かける際の移動手段の確保がかねてから大きな生活課題になっていた。令和6年、地域イベントでの送迎活動を契機に、地域住民と地域内のデイサービス事業所などが協力し、昼間稼働しない送迎車両を活用した地域内循環型の移動支援活動に取り組んでいる。

このたびスマイル号利用者へアンケート調査を実施した結果、外出頻度については運行前後で大きな変化はなかったものの、生活に欠かせないものを感じている方は9割超で自由回答からは生活の質の向上につながっている点、考察においては利便性の向上にとどまらない人との交流、見守り的要素といった付加価値が生み出されている点がうかがえた。

一方で取組みを持続的なものにするためには、運行主体の負担の平準化、持出しによらない維持費用の捻出方法の確立等が課題として見えてきた。

キーワード

住民主体 地域・福祉／介護事業所との協働
地域内での住民移動支援

住民ニーズ 地域での安心・つながりづくり
持続可能性

感謝の気持ちとつながり、楽しみ、意欲向上

目次

- 1 住民移動支援活動「スマイル号」運行の経過と概要
- 2 利用者アンケート調査の結果概要、分析
 - 2-1 アンケート調査実施概要
 - 2-2 アンケート調査結果
 - 2-3 分析
- 3 当面の課題と今後の展望

1 住民移動支援活動「スマイル号」運行の経過と概要

令和6年5月19日（日）、山之内スマイル協議会（以下、「スマイル協」という。山之内地域における地域活動協議会の名称）主催の「やまのうちフェスティバル」が開催された。このイベントは、コロナ禍を経て、それまで地域で開催されていた盆踊り、体育祭を一本の祭りとして盛大に開催しようと令和5年からスタートし、令和6年は2回目の開催となった。多くの地域住民が参加する一大行事のひとつであるが、前述のとおり、会場が地域内の最南部にある地域会館、グラウンドとなるため、最北部の住民、特に高齢者などが歩いて会場まで行くには距離は約1.3kmあり、参加のハードルは高かった。

それ以前にも、地域内で行われている高齢者の見守り活動の一環として開催されたイベントで地域内の複数の社会福祉法人が送迎活動を支援する

取組みが行われていたが、「やまのうちフェスティバル」は地域を挙げてのイベントとなるため、スマイル協では地域内の企業の協力を得てマイクロバスを仕立て、イベント時間中を通した無料の送迎活動を実施し、1日で約60人の利用があった。大きな手応えを感じたスマイル協では会長を中心となり、こうした送迎活動をイベントに留まらず、日常的な買い物や通院等でも利用できるようにし、閉じこもり予防、外出意欲の向上等につなげようという模索が始まった。

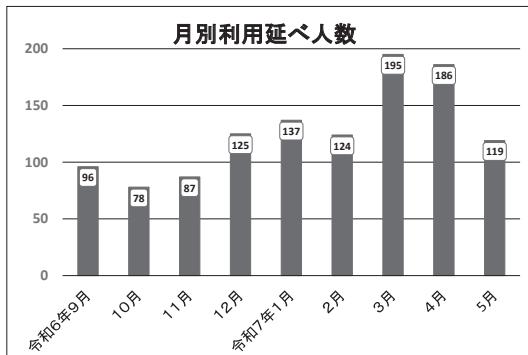
ほどなくスマイル協の会長が「やまのうちフェスティバル」で救護所の運営協力にあたっていた地域内にあるデイサービス運営会社の株式会社楽しみ（以下、「楽しみ社」という）に打診したところ、楽しみ社はその意義に賛同し、スマイル協と前向きな協議が重ねられた。

その結果、①デイサービスの送迎に使用する車が稼働しない時間帯の午前11時台と12時台に2本ずつ、楽しみ社が車（燃料、保険含む）と運転手を提供すること、②ルートの設定は地域で行い、スーパー・医療機関等を中心に10カ所の乗降ポイントを設定すること、③利用の中心となる高齢者の乗降時のフォローを行うため、添乗員が同乗すること、④この添乗員はスマイル協の役員を中心に地域ボランティアが1名必ず添乗すること、となった。また、広く添乗ボランティアを募集するための広報及び添乗員の調整がどうしてもつかない場合のフォローは区社会福祉協議会（以下、「区社協」という）で行うこと、住民向けの周知ちらしは楽しみ社で作成、配付はスマイル協で行うこととし、当面3か月の試行的運行とすることを前提に令和6年9月から月～金曜まで、「楽しみスマイル号」の愛称で週5日体制での運行がスタートした。

開始月以降の利用状況は、表1のとおりである。開始3か月間の月平均利用者は87人（1日平均4.3人）。1便目となる11時発の巡回便が最も利用された一方、12時台の利用は11時台ほどの利用には至らなかった。また、利用者は地域南

エリアにあたる山之内4丁目、次いで遠里小野3丁目の住民が多かった一方、地域北エリアの住民の利用は低調であった。降車地としては買い物目的となるスーパーが最も多い。

表1



当初3か月間の試行ということであったが、利用者からは継続を望む声も多く、利用も想定以上にあったことから、持続できる体制を検討することとなった。

楽しみ社としては運行当初から社会貢献・地域貢献として費用工面がなされていたが、1周あたり約4km運行し、デイサービスの送迎車が4周すると、1日あたりの燃料代は約692円（173円／ℓ、燃費4km／ℓで換算）となり、運行で2時間拘束することとなる運転手の入件費を換算すると4,000円（時給2,000円で計算）、合計すると1日あたりの経費は4,692円となる。それを週5日、4週運行すると1か月あたり93,840円ほどとなり、その経費を一社で負担することは決して小さな金額ではなかった。活動の持続性を考え、効率的な運行に調整すること、地域内や近隣地域の他事業者・施設にも協力を呼びかけ、複数体制を構築する方向性で協議が重ねられた。

その結果、令和7年2月から、新たに地域内の2つの社会福祉法人（あゆみ会、宥恵会）の協力が得られることになり、「楽しみスマイル号」（週3日）に加えて「アンバススマイル号」「ゆうけいスマイル号」（各週1日）の3社共同運行体制となった。同時にそれまで4便運行だったもの

を、比較的利用率の低かった12時台2本目を取りやめ、11時台2便、12時台1便の1日3便体制に調整、一部ルート設定も見直し、効率化を図った。

令和6年12月以降令和7年3月までの4か月間の月平均利用者は、145人（1日平均7.2人）にまで伸びた。住民間の口コミが広がったことも推察されるが、時折送迎車1台では乗り切れない便も発生し、臨時に追加の車両を走らせる、スマイル協会長が車を出し送迎をする、やむなく待っていただくななど、応急的な工夫で対処することもあった。

利用ニーズとしては変わらず買い物も高かったが、通院目的の利用が伸びていったのも特徴的であった。また利用者は、地域南エリアの他地域にも広がった。

2 利用者アンケート調査の結果概要、分析

運行開始から8か月ほど経過した段階で、スマイル号を利用されている方へアンケート調査を実施した。その結果概要・分析は以下のとおりである。

なお、本アンケート調査において、個人情報が第三者に特定されることがないこと、協力は任意であること、拒否における不利益はないことを説明して倫理的配慮を行ったうえで、本アンケートの目的と内容を利用者へ説明し、口頭にて同意を得て実施した。

2-1 アンケート調査実施概要

調査目的：山之内スマイル号が運行開始されて8か月が経過する中、利用者の意見を集めて運行の成果と課題を抽出し、地域へフィードバックすることで今後の地域福祉活動の充実に活かしていくことを目的とする。

調査方法：スマイル号同乗による停留所及び車内での対面ヒアリング

調査期間：令和7年5月13日（火）～6月6日（金）

調査対象：山之内スマイル号利用者のうち、上記期間に利用された方

サンプル数：24サンプル（実人数24人）

2-2 アンケート調査結果

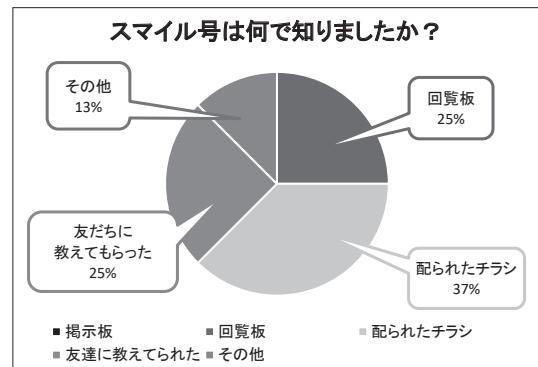
●スマイル号を何で知りましたか？（表2）

回覧板やちらしによる発信により情報を得た利用者が62%と半数以上を占めた。また、友だちを介して情報を得た方が25%おられた。

一方、掲示板を見て知ったという方は皆無であった。

「その他」については、「地域包括支援センターに教えてもらった」「福祉の人に教えてもらった」「家族に教えてもらった」という回答があった。

表2



●どれくらいの利用頻度ですか？（表3）

「週1回」利用される方が54%と半数を占め、続いて「週2回」利用が9%、「週3回以上」利用が8%となった。それらを合わせると、毎週1回以上利用される方が70%以上にのぼった。

「その他」については、アンケート調査実施時が「初めての利用」「まだ2回目」「月1～2回程度」といった回答であった。

表3

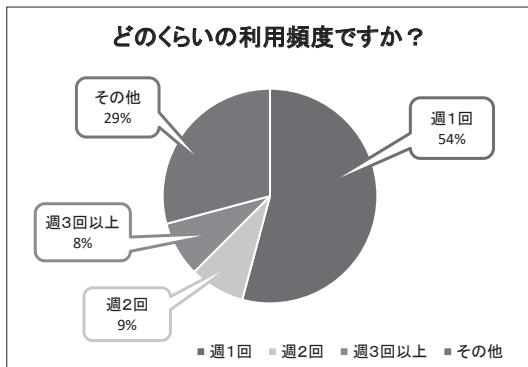
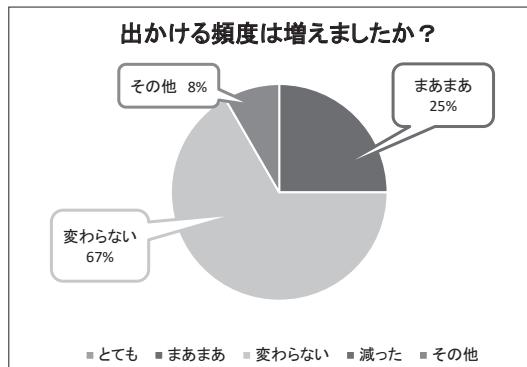


表5

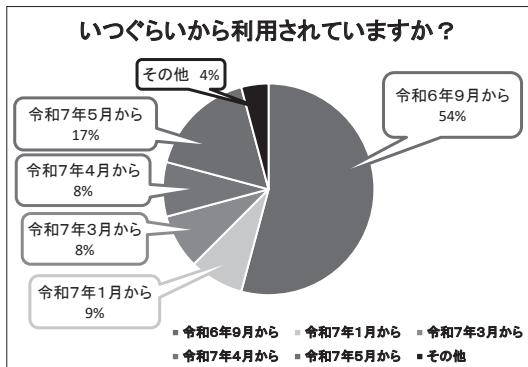


●いつから利用されていますか？（表4）

運行開始をした9月当初から利用されている方が54%と、半数を超える。その後、新たに利用されるようになった方が徐々に見られるようになっている。

「その他」については、「今回が初めての利用のため、わからない」という回答であった。

表4



●出かける頻度は増えましたか？（表5）

スマイル号を利用して外出をする頻度については、「変わらない」とする方が67%と全体の三分の二を占めた。

「その他」については、アンケート調査実施時が利用初回いうこともあって「わからない」という回答であった。

●生活に変化はありましたか？

自由回答として、以下のような回答があった。スマイル号を利用することによって買い物や通院が楽になったと、アンケート調査を実施したほぼ全ての利用者が回答している。

- ・買い物が楽になった。
- ・病院通いが楽になった（受診を中断してしまうことがあったが、続けられるようになった）。
- ・赤バスがなくなって不便になり、市バスの停留所も遠いからスマイル号を利用する前はいつもタクシーを使っていた。スマイル号を利用するようになって、とても便利になった。スマイル号は家の前まで運んでくれるのでとても助かる。
- ・電話でタクシーを呼んでいたがつかまらなくなってタクシーアプリを利用し始めたが、そのアプリも使いづらくなった。自分が出かける際に娘に足代わりに動いてもらうのも気を遣うので、スマイル号は助かる。チラシを見て自分も娘も驚き、喜んだ。
- ・通院でスマイル号を利用するついでに、郵便局や区役所、スーパーへの買い物に立ち寄ったりするようになった。
- ・買い物がとても便利になった。今でも歩けるときは買い物かごを引いてスーパーまでの距離を自分で歩いて行っていた。買い物

後も家の前まで送ってくださるし、とてもありがたい。

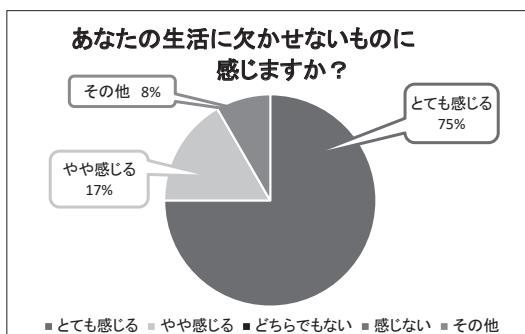
- ・買い物で利用するついでに郵便局などで用事を済ませることができたり、重たいお米を買って帰るのに運ぶのが大変だったのが助かったり、歩いてスーパーへ通うのが大変だったのが楽になったりと、とても助かっている。
- ・スマイル号を利用することで帰宅するまでの時間が短くなったので、生鮮品（肉・魚）を気にせず買えるようになった。アイスクリームをよく買って帰るようになった。
- ・自転車をやめてから3年ほどスーパーへ歩いて行っていたので、買い物が楽になった。
- ・股関節が悪く、自転車に乗れない。そのため、これまで通院をする際に自宅から駅まで歩き、電車を一駅乗って、また病院まで歩くルートをこなしていた。スマイル号を利用できるようになって楽になった。
- ・買い物が楽になった。家の近くのスーパーは商品が少なく、今回の利用で遠くのスーパーへ行ってお米を買った。

●あなたの生活に欠かせないものを感じますか？

(表6)

「とても感じる」が75%、「やや感じる」が17%と、あわせて92%の方が、スマイル号が日常生活において欠かせないものと回答している。残りの8%を占める。

表6



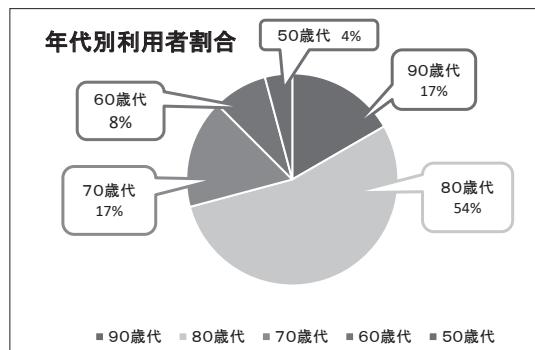
「その他」については、「今回が初めての利用のため、わからない」という回答によるものであった。

●年齢を教えてください（表7・表8）

アンケート調査では、最下齢の55歳から最高齢の97歳まで幅広い年齢の方が利用していることがわかった。これを年代別利用者数で整理すると80歳代が54%と半数以上を占め、続いて90歳代・70歳代がそれぞれ同率の17%となっている（表7）。

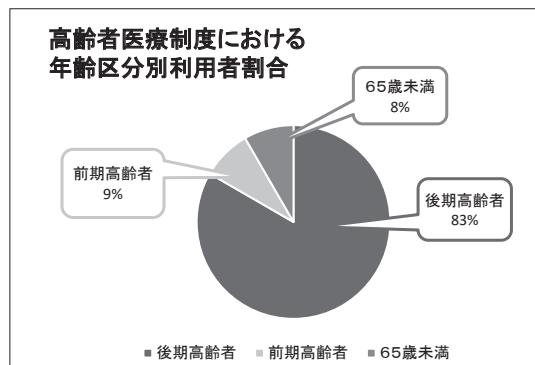
ここから、70歳代・80歳代・90歳代の利用者が全体の88%を占めていることがわかる。

表7



さらに、高齢者医療制度区分に基づいて整理すると利用者の83%が後期高齢者と大多数を占め、次いで前期高齢者が約9%と、あわせて利用者の90%以上を高齢者が占めているということがわかる（表8）。

表8

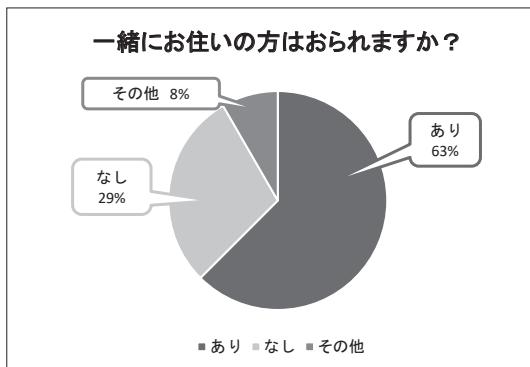


●一緒に住いの方はおられますか？（表9）

アンケート調査実施者のうち、「同居者あり」が63%が、「同居者なし」が29%あった。

「その他」は、「妻が入院中」「隣に娘が住んでいる」という回答であった。

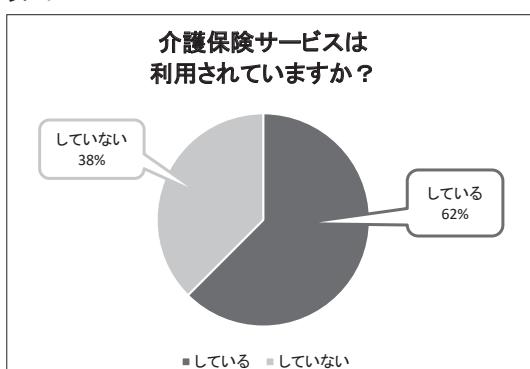
表9



●介護保険サービスは利用されていますか？（表10）

スマイル号を利用している方のうち、介護保険サービスを利用しているは62%、利用していない方が38%であった。

表10



●日常生活においてスマイル号のほか、どういったサービスがあるといいなあと思いますか？

この点について、一部の方からは「送迎サービスを広げて欲しい」「移動手段を充実させてほしい」との意見があったが、全体的にはスマイル号

運行に対する感謝の声がほとんどでそれ以上の意見が利用者からは挙がらず、「ここまでしてもらって、これ以上の欲を言うのは申し訳ない」「贅沢は言えない」といった遠慮の声が多く聞かれた。

- ・困っていない。
- ・これで充分。
- ・(スマイル号を利用するにあたって) 少しでもお金をとつてもらえると気を遣わなくて済む。
- ・送迎サービスを広げて欲しい。ちょっとした用事にも対応して欲しい。
- ・夕方や夜にもスマイル号運行があると嬉しい(夕方以降に受診があり、その際はスマイル号運行がないのでタクシーを利用している)。
- ・通院している医療機関の近くにスーパーがあってそこにもスマイル号が停車していたので、4便運航の時は受診後にスーパーへ買い物に行ってスーパー前から利用したりもしていたが、3便に減便となってからは難しくなった。残念。
- ・今は浮かばない。とにかくスマイル号があるがいい。なかなか難しいかもしれないが、もっと広げてもらえるとありがたい。
- ・そんな贅沢は言えない。スマイル号だけでも本当に助かっている。
- ・体が動かず家の中の掃除が大変になってきたので、ヘルパーを頼むか相談中。
- ・赤バスの復活
- ・近くにスーパーがあるといいな。とにかく買い物が不便。
- ・移動手段を充実させてほしい。

2-3 分析

スマイル号について知るきっかけとして回観板やちらしを挙げた方が半数以上を占め、次いで友だちを介して情報を得た方が多かった一方で、掲

示板をきっかけに利用された方はゼロであった。このことは、住民への情報発信が不特定多数を対象にした包括的発信よりも、個々の方に直接届き目に触れる個別発信が有効であることが確認されたといえる。

また、住民主体の活動においてその発信周知もまた住民主体で行われることを主軸としながらも、「地域包括支援センターに教えてもらった」「福祉の人に教えてもらった」とあるように地域の専門機関・専門職からの直接的な紹介・情報提供や、「家族に教えてもらった」とあるように当人を取り巻く家族からの声かけも、住民がスマイル号利用ひいては地域活動への接点・参加につながる大きな要素になっているといえる。

利用開始時期が運行開始の9月以降に徐々に増えていった背景にも、すでに利用されている方や専門職からの勧奨がきっかけとなって利用につながった部分が少なからずあると推察される。

次に、スマイル号を利用する頻度については70%以上の方が週1～3回利用されている。一方、スマイル号を利用するようになる前と利用し始めた後との出かける頻度の変化については、「変わらない」とする方が67%であった。

のことからもスマイル号が住民にとっては、これまでと変わらない日常生活を営む上での生活行動（買い物・通院など）をこなすにあたってそれだけの頻度で利用している状況を示しているといえる（手段が増えたため外出が増えたというより、日常生活を送る最低限の外出が楽になったと感じた方が多い）。このことは「生活に変化がありましたか？」という自由回答からも見て取れる。

そして、例えば通院のついでに郵便局へ立ち寄るなど、本来の利用目的に「ついで外出」が加味されて日常生活を営む上での「利便性」が向上し、外出頻度は変わらなくとも生活「内容」の変化・向上という形での変化につながっているといえる。また、利用者にとってスマイル号の利用が「時間的」「体力的」「金銭的」「手間的」にも負担

軽減につながっていることが、アンケート調査を通して明らかになった。

それらも含めて「スマイル号が生活に欠かせないものとなっているか」という問い合わせに対して「とても感じる」「やや感じる」と答えた方があわせて90%以上となっていることは、利用者にとってスマイル号が、生活の幅を広げその「質」を向上させることでより文化的な生活の営みにつながる有意性よりも、基本的生活を維持継続し、そこから今の暮らしの内容を高めるという点で利用者が欠かせないものと感じていることが窺える。

特に、利用者が前期高齢者と後期高齢者をあわせて90%を超えていることに加え、グラフには表れてこないが「同居者あり」と回答した方の多くが「夫もしくは妻」と同居としており、そこに「同居者なし」の高齢者単身世帯を加えるとスマイル号を利用している方の90%以上が「高齢者夫婦世帯」「高齢者単身世帯」と推察されることからも、高齢者にとってスマイル号が欠かせないものとして認識されているということは、言い換えれば基本的な日常生活を営む上で移動支援が欠かせないと認識しているとも言える。そのこともまた、「生活に変化がありましたか？」という自由回答にて利用者の声にも明確に挙がってきていく。いわば「今の生活をより一層豊かにする利便的資源」というよりも、「日常生活に欠けているインフラを補完するインフラストラクチャー」として利用者がスマイル号の意義を感じているといえる。

さらに掘り下げるに、スマイル号利用者のうち、現時点で介護サービスを利用していない方が38%いる。介護保険サービスを利用していないということは、介護保険サービスを受けなくとも日常生活を営むことができるほどADLが維持できている方と捉えることができ、そういう方であっても交通インフラが充実していない地域での移動に課題を感じてスマイル号を利用していることの表れといえる。今後はそうした方が介護保険サービスの利用を必要とする状況になったり、

新たに介護保険サービスを利用するまでには至らないが移動の課題を抱えるようになったりする（例えば、今まで自転車の乗っていたのに乗れなくなり、歩いて移動しなければいけなくなったなど）だろうことと推測すると、そうした方の移動を補完的に支援するスマイル号の有意性は今後も変わらず高いものとなると考えられる。そして、高齢者の要支援・要介護区分が今後進んでいくにつれてスマイル号としての役割を終え、介護保険サービスの本格利用といった公的支援につながっていくことになると思われる。

その意味でスマイル号は、要介護状態となって公的支援を利用するまでのプロセスにおいて高齢者が欠かせないものと感じる「地域資源（community resource）」と位置付けられ、こうした欠かせない地域資源として高齢者に根付きつつあることが窺える。

最後に、利用者の今後の希望要望に目を向けると、「日常生活においてスマイル号のほか、どういったサービスがあるといいなあと思いますか？」という質問には、利用者からはあまり展望的意見は挙がらなかった。そこには、「今の生活に満足をしているから、特に希望要望がない」というよりも、欲を言わず慎ましく暮らす高齢者の意識が垣間見える。また、「（スマイル号を利用するにあたって）少しでもお金をとつてもらえると気を遣わなくて済む」と回答された方にもあるように、地域や事業所にここまでしてもらって本当にありがたく、これ以上望むのは申し訳ないという気持ちを抱いておられる様子もアンケート調査を通して利用者から感じられた。

一方で運行範囲の拡大や運行便数の増便など運行内容のさらなる充実を希望する声もあり、それはいわば移動支援に対する公的な交通インフラの不足を住民が感じていることの裏返しとも捉えることができる。これまで記してきたようにスマイル号が利用者にとって日常生活上欠かせない移動手段となっている中で、「なくなっても良い」と思っている方は決していないであろう。当初4便

運行であったものが3便に減便されたことでの不便さや、夕方の時間帯にも運行してもらえることができれば生活の内容がより広がることを口にされる方もいたように、今後の展望について多くを語らずとも「基本的」生活を営むのにスマイル号が必要なものを感じ、それがさらに充実していくことで「より良い」生活を送れるようになることを期待していると推察することは、決して過大ではないと感じる。

3 当面の課題と今後の展望

本稿執筆段階（令和7年6月）では、試行的運行開始（令和6年9月）から10か月目、三社共同運行開始（令和7年2月）から5か月目となり、これまでの運行に対して関係者はそれぞれの立場において次のように振り返っている。

スマイル協・会長の山下保一は「イベントでの試験運行から約1年でここまで状況に至ることは想像していましたが、利用者のニーズに即した運行ルートと運行時間がマッチしたのがこの状況にまで至る大きな要因と考えています。」と振り返る。また、毎号ボランティアとして添乗している町会長を代表して前田康弘氏は、スマイル号の取組みについて「添乗のお話があった時、ご利用される方にどのような接遇をすればいいのか、戸惑いがありました。が、いざ添乗してみるとそんな戸惑い等はどこかにいきました。下車された時に何度も何度も謝辞されると、次回からも乗り降りの手助け、荷物の積み下ろしに気持ちを込めてお手伝いできればという感情が自然と湧いてきました。お手伝いをしてあげるのではなく、させていただくことによって元気をもらっています。下車される場所が異なるので順番よくスムーズに行き動けるよう座席を決めるのもなかなか難しいのですが、頭の体操になります。顔見知りになられた方が楽しそうにいろいろな事を情報交換されていて、それを参考にさせていただくのも楽しみの一つとなっています。」と話す。

また、スマイル号運行にあたって人的、物的資

源の提供に大きな貢献をし続けた楽しみ社・代表取締役の山本淳子は、以下のように述べている。

「私がこの取組みに賛同し、参加した大きな契機は、コロナ禍を経てようやく地域が少しずつ動き出そうとしている中で、山之内フェスティバルへのお声がけをいただいたことでした。その中でも、地域に根ざした継続的な活動を本気で考えておられる山下会長の姿勢に深く感銘を受け、私たちが法人として目指してきた『地域共生社会の実現』という理念と重なるものを強く感じたことが一番の理由です。コロナ禍の約3年間、地域とのつながりが絶たれ、共生の実践が止まっていた中、再び地域と向き合えるこの機会をいただけたことに大きな意味を感じ、『誰かが一步を踏み出さなければ』という想いのもとで私たちも動き出す決意ができました。運行に際して、日々地域を回りながら、住民の方の暮らしの中に自然と入り込んでいける移動型の支援がいかに効果的であるかを実感しました。『運行の利用を楽しみにしていた』『気軽に利用できて、うれしい』という住民の皆さまの声が何よりの原動力であり、活動の意義を強く感じさせてくれるものでした。こうした日常の中に寄り添う取組みは、まさにこれから地域共生社会に必要な一歩であり、それを形にできたことに心から感謝しています。同時に、こうした取組みを持続可能にしていくための次の課題も見え始めており、今後はその課題と向き合いながら、さらに体制を整えていくことが法人としての責務だと感じています。これからも地域の中に溶け込み、住民とともに歩む形で共生の実現を目指し、今回の経験を次世代につなぐ実践の第一歩として大切にしていきたいと思っています。」

さらに、共同運行体制に加わったあゆみ会アンパス住吉施設長の岩畔勇人は、当初この取組みへの参画の話があった際のことを「以前、地域を走っていた赤バスの運行が無くなり、それ以降地域課題として上がっていた移動手段。そんな中、楽しみ社の山本様より『一緒に地域のためにやりましょう。』とお誘いがあったことを覚えていま

す。正直、この人手不足の中で自社の業務を運営していくだけでも大変な状況で、週1回の担当とはいえ、はたしてやっていけるのか?と不安もありました。」と振り返る。そして継続してきたことの意義については、「社会福祉法人として何か地域貢献になるようなことはしていきたいと常々考えていたので、参加させてもらってからは、『やって良かった』と言う思いが強くなりました。実際、スマイル号を利用している地域の方々から『ありがとう』と言う言葉をいただけるのが何よりの励みになっています。」と話す。

同じく共同運行体制に加わった宥恵会特別養護老人ホームゆうけい創和施設長の浦敏久は、運行に参画する際の施設内の調整について、「以前からスマイル号が運行されているのはお聞きしていました。週に1回手伝っていただけないかとのお話を受け、法人内で検討を行い、地域の皆様に貢献できるならとお引き受けしました。が、車両は5人以上乗車できる車が1台しかなく『どの車両を使用するのか、運転手の確保をどのようにするのか』といった課題もありました。」と述べている。そして、地域貢献としての意味合いについて「山之内地域では通院や買い物などに行くにも市バスなどが運行されていない地区があり、高齢者の中には交通手段が無ければ外出するのに困難な方もおられ、週に1回と限られた時間ですが、今後も地域の皆さんのお役に立てるように貢献できればと思っています。地域の皆様のお役に立つことは、とても励みになっています。」と述べている。

このスマイル号の運行を今後も継続していく上での最大の課題は、持続可能性を高めることである。ひとつには、車両と運転手を提供する事業所の負担を分散できるようにする必要がある。現時点においては、月曜=あゆみ会、水曜=宥恵会、火曜・木曜・金曜=楽しみ社で、あと2社、何とか参画事業所を見出し、1社あたり週1回、月4回の協力でつないでいける体制を確保することを当面の目標としている。

ふたつには、一般社団法人やN P O法人などを共同設立し、運行母体を確立することにより、寄付金や協賛金等を受けられるようにし、維持費用を捻出できるようになる必要がある。仮に1社あたり週1回、月4回の協力で運行できる体制になったとしても、1か月の拠出額は約1.9万円、年間約22.8万円となる。許可制による福祉有償運送型をめざすとなると、利用者は会員登録制による管理を要すること、「運送の対価」は当該地域のタクシー運賃の8割を目安にすることなど、複雑な運賃管理を要する。因みに月10万円の運営費用を利用者負担で工面するとなると、1人1回約690円の支払いを求ることになる（令和7年3月までの月平均利用者数145人で試算）。また、大阪における普通車タクシーの初乗運賃は1.3km 600円とされている（令和5年5月31日改定額：一般社団法人大阪タクシー協会HPより）。こうしたことからも、短距離移動にバス以上の負担を利用者に強いことはかえって外出意欲を削ぐ要因にもつながるなどハードルは高いものとなり、拠出金額を貰える程度の応援をしていただける仕組みの確立が現実的と思われる。

その他、今後利用者ニーズが高まっていった場合、既存の参画事業所による車両提供、運転手提供には限度があるため、利用者が「乗りたいときに乗れない」「待たないといけない」などの不確実性が高まることになる。対価を得て提供しているサービスではないものの、利用者が一定の安心を感じられるためには需給バランスを保つ工夫が必要となる。例えばスポット的な車両の提供を採用できるような仕組みや、ある種の利用予約制を取り入れるような仕組みが考えられるが、いずれにしても突発的な状況にどれだけ対応できるか、利用者が一部に限られるうことにつながらないようなバランスをどう保てるかなど、考えるべき要素はいろいろある。

大阪市ではA I オンデマンド交通がスタートし、大阪市高速電気軌道株式会社（OsakaMetro）においてオンデマンドバスの運行が開始されてい

る。令和3年3月からスタートした民間事業者による社会実験を経て、令和7年4月現在、大阪市生野・平野エリア、キタ・福島エリアで運行され、住吉区でも令和7年10月から試験運行が計画されている。

この運行が本格実施されれば、多くの地域住民の移動手段が効果的、効率的に確保されることになり、スマイル号の取組みは必然的に需要が解消されていく方向となる。ただ、この運行においても採算性・持続可能性が課題となっているほか、試験運行から本格運行にいつ頃切り替わるのかなど詳細は見通せておらず、スマイル号の取組みはまだ当面は知恵を絞りながら継続を模索する必要がある。

今回の取組みは、大阪市内の一小学校区における実践で、大阪市全体から見れば、ごく小さなエリアでの試みに過ぎない。ただ、こうした取組みがまずは月に1回、週に1回からでも他地域にマッチする条件や方法で広がり、移動に困難を感じている住民や外出意欲を高める契機が少ない住民が、一人でも多く人と出会い、地域社会とつながる機会が増えていくよう、ささやかな波紋のもととなる小さな石のひとつになればと願っている。

最後に、スマイル号が単なる「移動支援」「利便性」にとどまらない大きな価値を2つ生み出していることを述べたい。

今回のアンケート調査結果には表れないが、アンケート調査を実施する中で利用者から多く聞かれたのが「スマイル号に乗ることで馴染みのある人、懐かしい人、新しい人と出会うことができた」「いつもの曜日・時間に乗ることで一緒に乗る方とのつながりができ、買い物・通院が楽しみになった」「運転手や添乗者とのおしゃべりが楽しい」「一緒に乗った人や運転者・添乗者と道端で会ったら、話すようになった」などといった声である。

そうした声からもわかるように、ひとつめの価値は、スマイル号が地域住民にとって「人とのつ

ながり」「外出することの楽しみ」「生活への意欲」という精神的な支えを担っているという点である。

ふたつめの価値は、スマイル号利用を通して築かれたつながりがスマイル号利用以外の場面でも利用者同士、利用者と運転者・添乗者との交わりに結びつき、地域における見守り的要素を生み出している点である。それらはまさに利用者が地域生活において求めているニーズであり、地域包括ケア推進においてめざしているものもある。

地域住民や地域内事業所が担うからこそ、単なる「移動手段」「利便性の確保」にはとどまらない有意性を利用者はスマイル号に対して肌で感じている。仮にスマイル号が運行を終えることになれば、そうしたことが改めて地域課題として浮かび上がってくることは想像に難くなく、オンデマンドバス運行開始も見据えながら、地域発の視点を大切に住民ニーズや地域課題の変化に応え続けられる道を今回の取組みを通じて模索し続けたい。

住吉区山之内地域スマイル号運行共同体
 (にしかわ まさや：社会福祉法人 大阪市住吉区
 社会福祉協議会)
 (やました やすいち：山之内スマイル協議会)
 (わだ けいこ：山之内社会福祉協議会)
 (やまもと じゅんこ：株式会社 楽しみ)
 (みなみ ゆうみ：株式会社 楽しみ)
 (いわくろ はやと：社会福祉法人 あゆみ会 アンパス住吉)
 (うら としひさ：社会福祉法人 寝恵会 特別養護老人ホーム ゆうけい創和)
 (まつい しゅういち：社会福祉法人 大阪市住吉区社会福祉協議会)

参考文献

大阪市「令和6年度第3回大阪市地域公共交通会議 会議録」

〔実践報告〕

Szondi の心理学理論に基づく心理的発達の理解と児童福祉実践への示唆 — 心の動きの 4 つのレベルの観点に基づく男児の検査結果の分析から —

三 浦 史 進

サマリー

児童相談所での心理診断においては、児童の成育歴を踏まえたアセスメントが重要であり、ソンディ・テストは、深層心理学的な観点における児童の心理発達に関連の深い心理検査である。そこで本稿では、Szondi の心理学理論に基づく児童の心理発達の理解について概観し、それを踏まえた心の動きの 4 つのレベルの観点から、男児のソンディ・テストの結果を統計的に分析した。分析結果から、児童相談所での支援の対象となる男児の心の動きの傾向として、心の表層における本能的な援助希求と、心の深層における適切な社会化へのもがきがあることが考えられた。このことからは、児童の援助希求を的確に受け入れ、適切に成長していくための公正な支援を実践していくことが、深層心理学的な観点からも効果的であることが示唆された。

キーワード

ソンディ・テスト、心理診断、心理的発達、心の動きのレベル、公正な支援

目次

- 1 問題と目的
- 2 Szondi の心理学理論における心理的発達
 - 2-1 0~3 歳頃の心理的発達と C ベクターの関連
 - 2-2 生後 6 カ月~3 歳頃の心理的発達と

S ベクターの関連

- 2-3 3 歳~6 歳頃の心理的発達と P ベクターの関連
- 2-4 セルフコントロールの心理的発達と Sch ベクターの関連
- 3 Szondi の心理学による心理的発達の理解に基づく心の動きやその特徴の捉え方
- 4 レベルの観点に基づく男児のソンディ・テストの分析
- 5 総合考察および児童福祉実践への示唆
- 6 本稿の限界と展望

1 問題と目的

児童の心理的特徴は、生得的な特性と後天的な経験とが影響しあって生じる、その児童に固有の心理的な発達の過程を通じ、獲得されると考えられる。このため、児童相談所での心理診断においては、児童の成育歴を踏まえたアセスメントを行うことが重要である。

児童の心理的な発達に関連の深い心理学理論として、フロイト派の精神分析に始まる深層心理学諸派のものが挙げられる。こうした理論においては、通常は自覚されないような本能的な心の動きが、乳幼児期から生じていると想定し、そこから生涯に渡って、生得的・後天的な種々の要因によって、個々人の心理的な発達・成熟が進んでいくと考える。そして、個々人の個性としての心理的な特徴はもとより、様々な場面において生じう

る心理的な動きや課題性の要因もまた、こうした心の生涯発達の過程の中にあると捉えるのである。

児童相談所での心理診断においては、社会調査や、行動の観察、直接の面接等の他、心理検査による情報収集とアセスメントもまた効果的な手法の一つに挙げられる。児童に実施可能な心理検査には様々なものがあるが、中でも、実施が特に簡便であるとともに、前述した深層心理学諸派との繋がりが深い検査として、ソンディ・テストがある。

ソンディ・テストとは、精神科医 Leopold Szondi が自身の心理学理論に基づいて開発した心理検査である（検査自体のより具体的な紹介については、参考文献等を参照されたい）。Szondiによれば、人の心のありようは、8種類の衝動因子から構成される4種類のベクターと呼ばれる要素の、相互作用として捉えることができる（図1）。

さらに、Szondi がまとめたこうした心のありようは、特にフロイト派の精神分析の観点から、人

の乳幼児期からの本能的な心の動きと、その発達の過程に対応させることができるとされている⁽¹⁾。すなわち、ソンディ・テストは、児童の成育歴を踏まえた心理的特徴が、具体的な結果に直接反映されうる検査であると言える。しかし、こうした有用性にもかかわらず、Szondi の心理学理論に基づく心理的な生涯発達についての知見は、本邦では広く紹介されていない。また、こうした知見の価値に言及のある文献においても、具体的な記述は限られている。

そこで本稿では、的確な心理診断に資することを目的として、まず、フロイト派の精神分析を中心とした深層心理学諸派および、その他乳幼児の心理的な発達についての近年の研究とも照らし合わせながら、Szondi の心理学理論において人の心理的発達がどのように捉えられるかをまとめます。その際、こうした知見の児童相談所での活用を念頭に、特に乳幼児期から思春期・青年期までの心理的な発達・成熟に注目する。続いて、児童

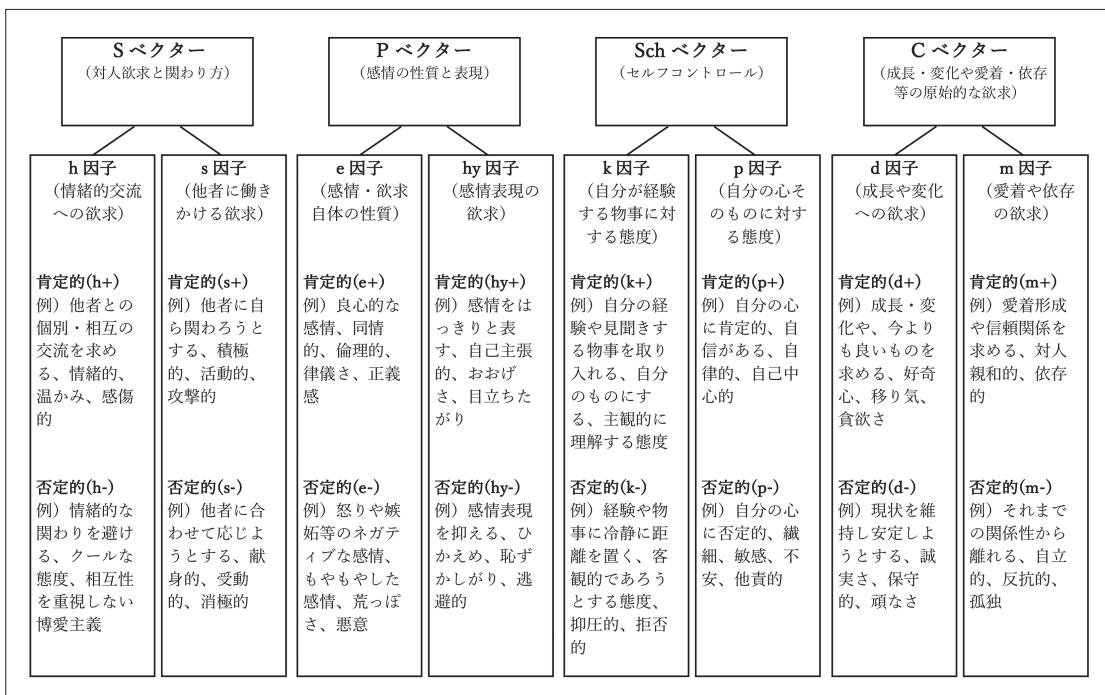


図1 ベクターと衝動因子
※前号の拙論から加筆して作成

への有意義な支援に繋がる具体的な示唆を得ることを目的として、大阪市こども相談センターでの支援の中で得られた男児のソンディ・テストの結果について、こうした心理的発達・成熟の観点から統計的に分析し、考察する。

なお、本投稿について、中央こども相談センター所長の承認を得ている。

2 Szondi の心理学理論における心理的発達

人の乳幼児期からの心理的な生涯発達について、Szondi の心理学理論の視点から捉えた場合、ベクターを用いて次のように表すことができる（図2）。

そして、それぞれのベクターが表す心の動きの発達・成熟の過程は、各ベクターを構成する衝動因子における肯定的・否定的な欲求や態度の変遷によって捉えることができる。そこで以下、人の心理的な生涯発達の過程と、各ベクターおよび衝動因子とを具体的に対応させて述べる。なお、特に各衝動因子の反応型（+または-）と関連が深いと考えられる箇所に、その因子と反応型を添えて示す。

2-1 0～3歳頃の心理的発達とCベクターの関連

0～3歳頃の子どもの心理的発達は、Cベクターが表す心の動きと関連が深い。また、Cベクターを構成するd因子・m因子の反応型において

ては、 $m+ \Rightarrow d \Rightarrow d+ \Rightarrow m-$ の順に心の動きが成熟していくと捉えられる。

誕生直後の子どもは（あるいは胎児の段階から）、何よりもその生存のために、周囲の大人に全面的に依存した状態（m+）にある。それゆえ、子どもにとっては、自身の養育者となる周囲の大人との間に、迅速に相互の愛着関係を形成し、種々の生理的欲求への対処や、周囲の危険からの保護を得ることが必要である。

実際に、この頃の子どもは、早ければ生後2週間頃から人の声に反応して微笑みの表情を作るようになり、生後6週間頃からは単に声だけではなく、その声を発している顔を見つけてから微笑むようになるとされている⁽²⁾。そして、生後3カ月頃には、ただ人の声や顔に反応するのではなく、明確に他者からの快い働きかけに応じて微笑みを返すようになる。このことによって、主な養育者との愛着関係（m+）がより深められていくと考えられている⁽³⁾。

さらに子どもが成長し、周囲の他者一人ひとりをより区別できるようになってくると、生後8カ月頃には人見知りが始まり、慣れない他者に対しては不安そうな態度や拒否的な態度を示すようになることがある。このことは、他者との関わりにおいて、子ども自身が、安心・安全な状況を維持するために、信頼できる主な養育者にこだわるようになったことの表れと捉えられている（d-）⁽⁴⁾。

さらに成長・発達が進むと、子どもは、ハイハイや歩行の獲得によって自発的に移動できるよう

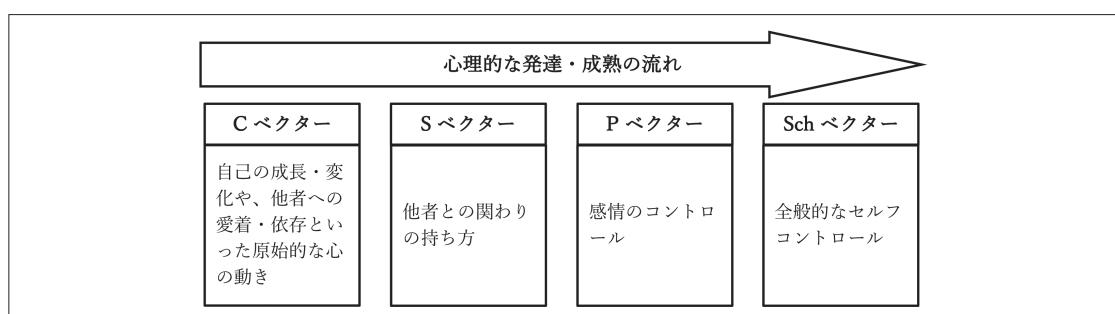


図2 心理的な生涯発達のベクターによる表現

になる。すると、物理的に主な養育者から離れ、新しい物事や他者へと自ら向かっていけるようになる。ここでの心の動きは、これまでに確立してきた“たとえ何があっても、養育者が助けてくれる”という信頼 (m+、d-) を基礎として、より広い好奇心 (d+) を行動に移せるようになっていくというように捉えられる。始めのうちは、子どもはしばしば養育者の方へ振り返ったり、実際に養育者の近くに戻ってきたりして (d-)、危険がないことを確認しながら、新たな物事や他者と接する (d+)。そのような経験を繰り返す中で、3歳頃には、子どもなりに主な養育者から十分に離れ、自立した行動ができると言われている (m-) ⁽⁵⁾。

2-2 生後6カ月～3歳頃の心理的発達とSベクターの関連

Cベクターに関連の深い主な養育者との愛着形成のあり方は、その後の一般的な対人関係の持ち方にも大きく影響することが分かっている⁽⁶⁾。また、対人関係の最小単位と言える“自分”と“特定の他者”との二者関係は、早ければ生後6カ月頃には、“主な養育者”という“特定の他者”と、その主な養育者に働きかけられる“自分”との区別を認識でき始めることを端緒として生じると考えられている⁽⁷⁾。そして、こうした自他の区別が始まることを通じて、子どもは、最大限の依存状態 (m+) として胎児期に象徴されるようないし、そもそも自分と養育者との十分な区別がない状態⁽⁸⁾から進んで、前述した“自分と区別された特定の他者=信頼関係のある養育者”に対するこだわり (d-) を持てるようになるとも考えられよう。

以下、このようにして、Cベクターに関連する心の動きと、Sベクターに関連する心の動きにおいては、それぞれが大部分で重なり合いつつ、3歳頃までの間にその発達が進むことについて述べる。また、Sベクターを構成するh因子・s因子の反応型においては、h+ ⇒ s- ⇒ s+ ⇒ h-の順に

心の動きが成熟していくと捉えられる。

さて、生後6カ月頃のこどもは、自他の区別に基づく対人関係を持つことができるようになったとしても、未だ根本的には周囲に深く依存した状態 (m+) にある。当然、こども自身で自立した理性的な存在 (m-、h-) ではありえず、一つ一つの関わりにおいて、温かい情緒的な交流 (h+) を伴う全面的なケアやサポートが必要である。そして、こども自身においては、他者との温かい交流に繋がりうる微笑みを周囲に向けることはできても、主体的に他者と関わる力はまだなく、前述の通り、対人関係における“自分”とは、主に“他者から働きかけられるもの”として受動的に (s-) 体験されていると考えられる。また逆説的に、このような関係性における、こどもの微笑みに対して大人が快い働きかけを返したり、逆に、不快そうな身振りや泣く声に対してはその原因を取り除いてあげたりするというような交流の積み重ねが、こどもの側では、自分の表情や身振り、発声等を、他者への主体的な働きかけ (s+) として体感できることに繋がっていくだろう。

それに続いて、こどもから大人への積極的な働きかけ (s+) が始まる典型的な段階として、1歳半頃からのイヤイヤ期（第一次反抗期）が挙げられる。この頃には基本的な自他の区別が獲得され、翻って、未熟ではあれ、子どもなりの主体的な態度もはっきりするようになると考えられる。だからこそ、特にこどもが安心して振舞える、信頼できる養育者との交流 (m+、h+) の中では、新しいおもちゃを欲しがったり、“自分にもできる！”と無謀な挑戦をしたがったりするような (d+) 子どもなりの主体性を、時に攻撃的にさえ表現する (s+) ようになるのだと言えよう。

子どものこうした振舞いに対して、養育者を始めとした周囲の大人は、単に支配的にこどもに言うことを聞かせるのではなく、こども自身を一人の人間として認めて尊重しつつも、大人の保護が必要な点に気を配って働きかけることが適切であると考えられている⁽⁸⁾。そして、大人の側のこ

うした態度は、大人自身にも快いようなこともとの情緒的な繋がりを期待する (h+) ばかりでなく、子どもの主体性を尊重し、また全般的な成長を見据えて冷静に接している (h-) こととも考えられるだろう。実際に、子どもがこうした大人の態度に触れて成長していくことで、3歳頃には、他者の落とし物を自発的に拾って渡したり、ルールを守るように声を掛け合ったりするといった、利他的な動機を含む行動や冷静な態度 (h-) が見られるようになり始めることが、観察に基づく研究によって示唆されている⁽⁹⁾。

2-3 3歳～6歳頃の心理的発達とPベクターの関連

Szondi の心理学理論とフロイト派の精神分析の理論とを踏まえると、3～6歳頃の子どもは、Pベクターに関連する心の動きの発達を通じて、感情のコントロールと、それを通じた社会参加の力を身に着けていくと考えられる。また、Pベクターを構成する e 因子・hy 因子の反応型においては、e- ⇒ hy+ ⇒ hy- ⇒ e+ の順に心の動きが成熟していくと捉えられる。

ところで、乳幼児期から本能的な心の動きを想定する深層心理学にとり、感情の発露に関わる心の動きそのものは、出生直後から働いていることが考えられる。すなわち、乳児が空腹や排泄、痛みといった生理的な変化に反応し、声を上げて泣くことは、そうした欲求不満にまつわるネガティブな感情 (e-) の表出 (hy+) と捉えられる。そして、このような本能的な感情の表現方法 (hy+) は、Cベクターや Sベクターに関連する心の動きの成熟に伴い、特に1歳頃以降、興味のあるものを見つけ (d+)、指さしてそれを伝えようしたり (s+)、ただ泣くだけでなく、“ママ” や “パパ” 等と自ら言葉で呼びかけたり (s+) というように、洗練されていくと考えられる。

そうして、特に主な養育者との二者関係の持ち方が成熟し、対人関係の基礎が獲得されるとともに、前述の通り3歳頃には、子どもなりの自立性

を持って、養育者以外の他者へと関係性を広げていくことができ始める。特に、1～2歳頃には平行遊びが多かった子ども同士の関わりは、3歳頃以降、明確に“他の子どもと一緒に遊ぶ”ことへと深まっていくとされている⁽¹⁰⁾。その中では、相手が養育者だからこそ受け入れられたような一方的な自己主張 (hy+) はトラブルの元であり、他児と遊びたいという欲求を満たすために、感情表現の自主的な調整や抑制 (hy-) が必要になるのである。実際に、3歳から5歳までの間で、子どもが自他の感情を認識したり、その認識に基づいて行動を調整したりするスキルが高まっていくことが確かめられている⁽¹¹⁾。

もちろん、3歳頃の子どもが初めから感情表現を調整する必要性を認識したり、それを試みたりすることはできない。互いの欲求や主張がぶつかる場面では、適切な解決のために、大人のサポートが不可欠だろう。また、そのような葛藤の解決においては、一定の基準で優先順位を決める等、何らかの規範に基づく対応が必要だと考えられる。もちろん、前述のイヤイヤ期に生じたような、子どもと大人の間での葛藤の解決と同様、子ども同士の葛藤の解決においても、当事者となるそれぞれの子どもを尊重した公正な基準・規範 (e+) が示されることが望ましいだろう。すなわち、大人が子ども一人ひとりを肯定的に捉え、子ども同士もまた互いを肯定的に受け止めあえるように配慮した、公正な規範意識 (e+) に基づいて介入すれば、それぞれの子どもが納得して自身の主張を調整する (hy-) ことが期待される。実際に、子どもは、そのような経験の積み重ねを通して規範意識 (e+) を自身に取り入れ、実践できるようになっていくことが、3歳児集団の観察から示唆されている⁽¹²⁾。

こうした“感情表現や自己主張の調整力 (hy-)" や、“他者と共有できる規範意識 (e+)" の獲得は、子どもにとって、より大きな集団・社会へと参加する力の基礎となると言える。ここまでに述べたような感情のコントロールや、規範意識の共有・

獲得に基づく社会参加の力が育まれていくことで、6歳頃には、周囲に同調するだけでなく、共有された枠組みに沿った上で自己表現もできるよう、より柔軟な社会性が獲得されていくこともまた、子どもの遊びの分析から指摘されている⁽¹³⁾。こうした心理的な発達・成熟が、ここで述べたように3歳頃から始まることは、例えば、本邦の保育所における保育士の配置基準⁽¹⁴⁾が、1・2歳児に対しては子ども6人に1人であるのに対し、必要十分であるかは別としても、3歳児に対しては子ども15人に1人、4・5歳児に対しては子ども25人に1人と大きく変化することにも表れていよう。

2-4 セルフコントロールの心理的発達と Sch ベクターの関連

Sch ベクター、すなわち、セルフコントロールにまつわる心の動きもまた、P ベクターに関連した心の動きと同様、深層心理学の観点からは、出生直後から存在することが想定される。また、Sch ベクターを構成する k 因子・p 因子の反応型においては、p- ⇒ k+ ⇒ k- ⇒ p+ の順に心の動きが成熟していくと捉えられる。

さて、出生直後の子どもは、これまでにも述べたように、基本的な欲求充足も自力では難しく、全面的に主な養育者を始めとした周囲の他者や環境に依存した状態(m+)にある。このような状態は、セルフコントロールにおいては、“非自律的”な段階としての他責的、あるいは“他律的”(p-)な状態であると捉えられる。そして、子どもは、このような心の状態から出発し、一つ一つの経験を自分のものとして取り入れていく(k+)ことで、まず、自身の様々な心の動きや、物事の主観的な認識・理解(k+)等を獲得していくと言えよう。実際に、0～2歳にかけての子どもは、他者への無自覚な同調(p-)および自覚的な模倣を通じ、様々な新しい行動を取り入れる(k+)ものの、そのコントロールは未熟であり、周囲の大人が安全を確保しなければ、危険な行動や他者

への不適切な働きかけ等に陥ることも多いことが、観察を通じて示されている⁽¹⁵⁾。

その後、C ベクターや S ベクターに関連した心理的発達でも見たように、自他の区別が明確になり、こどもなりに自立した冷静な態度が取れるようになる(m-, h-)ことと並行して、3～5歳頃にかけて、周囲の大人が示すような外的な基準を取り入れ(k+)、それに基づいて、より客観的な判断をする(k-)力が芽生えていくと考えられている⁽¹⁶⁾。こうして、自己客観視の力(k-)と、P ベクターに関連した心理的発達で見た、感情や自己主張の調整・抑制の力(hy-)とが6歳頃までに獲得される⁽¹⁷⁾ことが、以降のより大きな社会集団(典型的には小学校)への適応に大きな役割を果たすのである。

また、このような自己客観視の力は、6歳以降にはさらに大きく成長してゆき、自他の様々な側面を比較できるようになる中で、自己否定的な心の動き(k-)もまた成熟することになる。こうした、客観的な自己認識としての自己否定の力が、幼い万能感を離れ、より現実的な自己認識を獲得する元ともなっていくと言われている⁽¹⁸⁾。

さて、客観的で現実的な認識に基づく社会適応としてのセルフコントロール(k-)を超える、他ならぬ自分自身としての目的や理想を持って自身の行動を選び取るような、実存的な意味での自律性(p+)が芽生え始めるのは、思春期における「第二の誕生」⁽¹⁹⁾を経てのことであると考えられる。本邦での比較的近年のソンディ・テストの結果についての知見としても、p 因子について、中学生の検査結果では p+ の結果が 60.5% を占め、この頃になると、一人ひとりの子どもが熱意や信念、強い意志を持ち始めることの反映であるとされている⁽²⁰⁾。

3 Szondi の心理学による心理的発達の理解に基づく心の動きやその特徴の捉え方

Szondi の心理学においては、冒頭でも述べた

ように、人の心のありようを8種類の衝動因子から構成される4種類のベクターの揺れ動きや相互作用から捉える。そして、それに加えて、ここまで述べた各ベクターと衝動因子に関連した心理的発達の理解からは、深層心理学諸派に見られるような、心の生涯発達を踏まえた人の心の動きや心理的特徴の捉え方を考えることができる。

具体的には、表1に示したように、4種類のベクターと、それぞれに対応する衝動因子とを、心理的発達の順序に対応させて並べたとき、同じ順序の位置に対応する因子の組み合わせによって、一般的な人の心の動きを4つのレベルに分けて捉えられるのである。なお、『Dialectique des pulsions』および『ソンディ・テスト入門』を参考に、本稿では以下、この衝動因子の各組をレベル1～4と呼んで区別する。

表1 衝動因子から構成される心の動きのレベル

	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
Cベクター	m+	d-	d+	m-
Sベクター	h+	s-	s+	h-
Pベクター	e-	hy+	hy-	e+
Schベクター	p-	k+	k-	p+

心の生涯発達を考えたとき、特にフロイト派の精神分析に始まる深層心理学諸派においては、各発達段階を経て獲得された心の動きは、次の段階へ進むとともに失われるのではなく、むしろ、状況に応じて繰り返し現れるものとして、形をつつ保持されることが想定されている⁽²¹⁾。例えば、ある人が他者に依存心(m+)を向けるとすれば、その心の動きは、幼少期からの心理的発達の中で獲得されたものと地続きであると考える。そして、その人の他者への依存心の向け方が健康的であるなら、それは、幼少期に由来する依存的な心の動きが、健全に発達してきた結果であると捉える。逆に、過剰な依存のように、そこに何らかの躊躇や課題性が見られるときには、その人の成育史の中に、依存的な心の動きの発達が不十分になるような、何らかの要因がある可能性を考えるのである。なお、こうした考え方には、幼少期の虐待等の様々な逆境体験が、反応性アタッチメント症⁽²²⁾や種々のパーソナリティ症⁽²³⁾の要因となりうるという今日の医学的な知見にも繋がっている。

Szondiの心理学から捉えられる心の動きの各レベルの特徴は、表2のようによく表すことができる。

表2 心の動きの4つのレベルの特徴

レベル1 (m+,h+,e-,p-) 本能的な態度が中心	肯定的な面	他者を信頼し(m+)、温かい繋がりを重視し(h+)、感情豊かで(e-)、協調的・融和的(p-)
	否定的な面	依存的で(m+)、愛されることを求め(h+)、欲求不満がちで(e-)、影響されやすく他責的(p-)
レベル2 (d-,s-,hy+,k+) 主観的な態度が中心	肯定的な面	一貫性があり(d-)、控え目ながらも(s-)、率直に感情を表し(hy+)、好奇心や独創性がある(k+)
	否定的な面	融通が利かず(d-)、受け身であるが(s-)、一方的に自己主張しがちで(hy+)、独り善がり(k+)
レベル3 (d+,s+,hy-,k-) 客観的な態度が中心	肯定的な面	柔軟で(d+)、自ら他者に開けたり(s+)、感情表現をコントロールし(hy-)、客観視に努める(k-)
	否定的な面	移り気で(d+)、他者には攻撃的・支配的(s+)、本心を隠し(hy-)、自己抑圧的・否定的(k-)
レベル4 (m-,h-,e+,p+) 実存的な態度が中心	肯定的な面	独立的で(m-)、理性的・博愛的(h-)、良心や善意に基づき(e+)、自律的に振舞う(p+)
	否定的な面	孤立的で(m-)、冷淡・薄情であり(h-)、自他に厳格ながらも(e+)、自己本位に振舞う(p+)

このとき、1～4の各レベルには優劣はないことに注意が必要である。もちろん、これまでに述べてきたような心理的発達と対応させて考えれば、幼少期にはレベル1～2の本能的・主観的な態度が一般的に優勢であり、成長に従ってレベル3～4の客観的な態度や実存的な態度が育まれてくると考えられる。しかし、心の動きそれ自体は常に中立的に捉えることが重要であり、その心の動きが健全なものと言えるかどうかは、その心の持ち主と様々な状況との相互作用の中で定まるのである。

例えば、先に挙げた他者への依存心(m+)の場合でも、それが健全と言えるかどうかは、その心の持ち主と、その甘えを向ける相手、またそうした心の動きの程度やその場の状況によって異なる。乳幼児が養育者に甘えを向けることは多くの場合自然であるが、青少年が見ず知らずの大人に同様の依存心を向けるとすれば、そこには何らかの課題性が疑われよう。しかし、道に迷った子どもが、意を決して通りすがりの大人に助けを求める際の依存心は、適切な援助希求と考えられる。あるいは、大人同士の成熟した信頼関係においても、その基礎の一部を成すのは相互の依存心に他ならないだろう。

レベル1における本能的な面の強い態度もまた、人が群れ(=社会)を作る動物である以上、相互に信頼関係を育み、様々な感情を共有し依存しあって生きていく上で必須の、重要な心の動きと言える。そして、それが状況に不適切なほど過剰になるとすれば、個性を失い、他者に振り回されながら不満を抱き、周囲に不適切な甘えや愛情欲求を向けることにも繋がるだろう。レベル2における主観的な態度は、融通の利かない独り善がりな認識と表裏一体であるとしても、そうした個性こそが創造的な営みには必要である。レベル3における客観的な態度は、的確な社会適応に欠かせないものではあるものの、過剰になれば自己否定や同調圧力といった自他への攻撃的な態度にも陥りかねない。そしてレベル4における実存的な

態度は、単なる社会適応を超えた充実した自己実現のために必要な心の動きである一方で、深い孤独感のような実存的不安にも繋がり得る心理であると言えよう。

さて、このように、これら4種類のレベルもまた、4種類のベクターと同様、人の心の様々な動きを反映していると考えられる。特に、人の心理的発達も踏まえた“レベル”的観点があることで、Szondiの心理学の知見からは、“ベクター”という、心の中で相互作用する“機能”的側面に加えて、言わば、様々な場面に応じて現れる“態度”的側面をも捉えられるようになるのである。

4 レベルの観点に基づく男児のソンディ・テストの分析

ここでは、これまでに述べた心の動きのレベルの観点に基づいて、大阪市こども相談センターでの支援の中で得られたソンディ・テストの結果について統計的に分析し、考察する。本稿では、大阪市こども相談センターにて平成31年2月～令和7年5月の間に得られた181件の男児のソンディ・テストの結果を分析対象とした。また、ソンディ・テストの結果には、児童の知的発達水準の違いによる心理的な特徴への影響も反映されると考えられる⁽²⁴⁾ため、それぞれの被検査者について、大阪市の療育手帳判定基準⁽²⁵⁾に該当した場合を知的発達に遅れがある群(以下、“遅れがある群”)とする。67名、平均年齢13.19(SD 2.14)。)、該当しなかった場合を知的発達に遅れない群(以下、“遅れない群”)とする。114名、平均年齢12.09(SD 2.79)。)とした。なお、以下、ソンディ・テストにおける用語等の解説については、参考文献等を参照されたい。

ソンディ・テストにおいては、8種類の衝動因子に対応する刺激図版(各8枚6組の合計48枚)それぞれについて、好き(+)と選んだか嫌い(-)と選んだかによって、8因子×2パターン(好き(+)・嫌い(-))の16パターンの反応それぞれを何回選択したか集計することができる。ベクター

に基づく解釈とは異なり、レベルに基づく解釈では、この16パターンの反応数をレベルごとに集計することで、被検査者の心の動きが、どのレベルにどの程度集中しているかを捉えることができるとされている⁽²⁶⁾。即ち、それぞれの被検査者は、その時の反応数が多かったレベルが反映するような態度をよく示す一方で、反応数が少なかつたレベルが反映するような態度はあまり示さないと解釈できるのである（なお、前述の通り、各レベルには16パターンの反応の内4パターンずつが対応し、1種類の因子に対応する図版は各6枚となることから、1パターン（例えばm+）が取り得る反応数は0～6であり、レベルごとの反応数はVGP・EKPのそれぞれで0～24となる。）。

そこで、遅れがある群・遅れない群それぞれのソンディ・テスト結果について、VGP・EKPそれぞれの、各レベルの平均反応数を比較した。統計ソフトウェアはR version 4.0.3⁽²⁷⁾を用いた。平均反応数の比較にはWelchのt検定を用い、Benjamini and Hochbergの方法⁽²⁸⁾で補正して多重比較した。結果を表3に示す。

表3の結果から、遅れがある群では、VGPにおいてはレベル1の反応がレベル2の反応よりも多く、EKPにおいてはレベル3の反応がレベル1およびレベル4の反応よりも多いことが示唆された。また、遅れない群では、VGPにおいてはレベル1の反応が他のレベルの反応よりも多く、EKPにおいてはレベル3の反応が他のレベルの反応よりも多いことが示唆された。

のことから、両群に共通の傾向として、VGPではレベル1の反応が多く、EKPではレベル3の反応が多いということが考えられる。即ち、知的発達の遅れの有無によらず、種々の相談主訴に基づいて児童相談所での心理診断を受ける際の男児は、VGPの結果が反映する心の表層においては本能的な態度が優勢な状態にあり、EKPの結果が反映する心の深層においては客観的な態度が優勢な状態にあることが示唆される。

また、遅れがある群と遅れない群の違いとして、遅れない群の方が、より明確にVGPではレベル1の反応が多く、EKPではレベル3の反応が多いということが考えられる。これは、前号

表3 群ごとの各レベルの平均反応数の多重比較

群	VGP/EKP	レベル（総反応数）	平均反応数（SD）	有意差あり（p<.05）
遅れがある (n=67)	VGP	レベル1 (453)	6.76 (1.92)	レベル1 × レベル2
		レベル2 (351)	5.24 (1.99)	
		レベル3 (405)	6.04 (2.25)	
		レベル4 (399)	5.96 (2.30)	
	EKP	レベル1 (380)	5.67 (2.18)	レベル1 × レベル3 レベル3 × レベル4
		レベル2 (404)	6.03 (2.17)	
		レベル3 (448)	6.69 (2.22)	
		レベル4 (376)	5.61 (1.92)	
遅れない (n=114)	VGP	レベル1 (787)	6.90 (2.10)	レベル1 × レベル2 レベル1 × レベル3 レベル1 × レベル4
		レベル2 (610)	5.35 (2.09)	
		レベル3 (665)	5.83 (2.14)	
		レベル4 (674)	5.91 (1.93)	
	EKP	レベル1 (645)	5.66 (2.11)	レベル1 × レベル3 レベル2 × レベル3 レベル3 × レベル4
		レベル2 (660)	5.79 (2.11)	
		レベル3 (801)	7.03 (2.26)	
		レベル4 (630)	5.53 (1.98)	

の拙論で述べた、情緒面の成熟は一定の知的発達を前提とし、知的発達に遅れがある場合には、情緒的により未分化で不安定な傾向を示しやすいこととよく一致する。即ち、前述のように、基本的な反応の傾向は両群で一致するとともに、遅れがない群では、遅れがある群に比べ、その傾向により一貫性があるということが示唆される。

5 総合考察および児童福祉実践への示唆

以上本稿では、Szondi の心理学理論を中心に児童の心理的発達についてまとめ、大阪市こども相談センターで得られた男児のソンディ・テスト結果について分析した。テスト結果の分析からは、従来の知見と同様に、知的発達の遅れの有無によって一貫性には差があるものの、基本的な傾向として、児童相談所での心理診断を要する状況にあった男児においては、心の表層では本能的な態度が優勢であり、心の深層では客観的な態度が優勢であると考えられた。

児童相談所において児童の心理診断を実施するのは、それぞれの児童やその保護者等の相談主訴に対し、効果的な支援を検討するためである。そのため、本稿において分析したソンディ・テスト結果は、それぞれの児童が、家庭や学校での不適応、被虐待、あるいは非行化等の状況にある中で得られたものである。

こうした状況にある児童の心においては、その表層で優勢であると示唆された本能的な態度の内でも、周囲への依存や愛情欲求が高まり、翻って欲求不満がちで、周囲に影響されやすく他責的になっているというネガティブな側面が強まっていると考えられる。被虐待に限らず、保護者等その児童の周囲の大人からの相談主訴が生じるような状況は、児童自身にとっても逆境的な状況である。児童もまた、自身の適応努力がうまくいかず、環境との不調和が繰り返される中で、自覚の有無はあるほど、援助希求を強めているのだろう。同時に、その心の深層で優勢であると示唆された客観的な態度の内でも、かえって落ち着かず、周

囲に対し攻撃的になったり、本心を表せずに自己抑圧・自己否定に陥ったりするというネガティブな側面もまたあることで、周囲との関係がこじれやすく、専門的な支援を要するまでに事態が深刻化していったものと考えられる。

しかしながら、既述の通り、どのような心の動きであれ、単に否定的に捉えることは不適切である。同様に衝動のレベルの観点から捉えれば、こうした逆境的な状況にある児童の依存的・被影響的な態度は、まさしく援助希求として、周囲に受け入れてもらえる自分でありたい、周囲の求めに応じることで自分自身を認めてもらいたいという心の動きの反映でもあると考えられる。そのため児童自身がもがき続けていることは、物事を客観視し、感情をコントロールして、柔軟に他者に働きかけようとする面もある客観的な態度が、その心の深層で強まっていることからも裏打ちされるだろう。

児童の心理的発達の面からは、周囲から取り入れた規範意識に基づいて的確な自己調整を実践する力の獲得は、主にその児童の周囲の大人が、実際に公正な規範意識に基づいて一人ひとりの児童に働きかけることによって促されると考えられた。このことからは、様々な逆境的な状況で不適応の状態にある児童においても、周囲の大人や専門的な支援者が、その表面に現れる自覺的・無自覺的な援助希求に応じ、一人ひとりの児童への公正な配慮のあるケアやサポートを提供することが、児童自身が抱いている、適切な社会化へ向かう心の動きをより活性化し、実現していくために効果的であることも考えられる。

一般的に保護者からの養育相談のきっかけとなるのは、その生活環境や養育状況に対する児童の不適応であり、大人にとっての“育てにくさ”であると捉えられている⁽²⁹⁾。こうした状況での支援の中では、アセスメントの結果として児童の知的発達の遅れや、発達の偏りといった生得的な特性が示唆され、その児童の特徴に応じた関わり方の実践や、福祉制度等の活用によって、児童の適

応の改善と、より充実した成長・発達に繋がることとが少なくない。これを児童自身の側から見れば、自身の生得的な特性・特徴に対し十分な配慮がなく、“育ちにくい”不公正な環境にあったものが、自身に合った公正なケア・サポートや環境を得られるようになったことで、より適応的に振舞いややすくなり、成長・発達していきやすくなつたと捉えられよう。

また、虐待が児童への公正な関わり方でないことは当然であるとともに、虐待を始めとする種々の逆境体験が、児童の非行化の要因となることがしばしばあることが分かっている⁽³⁰⁾。あるいは、発達障がいもまた非行化のリスク要因となることがある、具体的には、児童のこうした生得的な特性に対し適切な対応がなされていないことが、環境への不適応を生じさせ、反社会化に繋がるリスクを高めるとされている⁽³¹⁾。それぞれの詳細なメカニズムについては紙幅の都合上引用文献等に譲るが、こうした観点からは、児童の非行化という課題状況においても、前述した養育相談における支援と同様、児童自身の特性等への十分な理解と配慮に基づいた公正な働きかけがあることが効果的であると考えられる。また、非行からの立ち直りにおいては、非行化した児童の被虐待経験等へのケアを前提としつつも、どのような要因があったとしても、児童自身の非行における加害の責任に適切に向き合えるようサポートすることも必要であるとされている⁽³²⁾。

ここで、ここまで述べた Szondi の心理学理論に基づけば、周囲からの公正な働きかけがあることは、特に児童自身が公正な態度や柔軟な社会性を身に着けるための基礎となると言える。つまり、非行児童の逆境体験に配慮しつつも、同時に児童自身が相応の社会的責任を果たせるようにも支援するという大人の側の公正な態度が、こうした態度を児童が取り入れ、身に着けていくことに繋がると考えられる。このこともまた、ここまで述べたような、“公正さ”に着目した児童への支援のあり方が効果的であることの裏付けとな

るだろう。

6 本稿の限界と展望

本稿での分析・考察の限界として、統計的な分析に用いたデータが男児のものに限られることが挙げられる。筆者が分析の対象にできた男児のソンディ・テスト結果に比べ、女児のソンディ・テスト結果の数が極端に少なかったことから、本稿では、データに基づく分析と考察を男児に限って行った。この点については、本稿による知見の共有が、他のソンディ・テスト実践者による、女児の検査結果に基づく研究の公表や発展にわずかでも寄与できることを期待したい。

一方で、少なくとも男児に対する児童福祉実践においては、児童自身の自覚的・無自覚的な援助希求を受け止め、公正なケア・サポートや環境を提供できることが、深層心理学的な観点からも広く効果的であることを示唆できたと考えられる。今後の展望として、このような観点に基づいて、具体的にどのような支援や介入が、どのような課題性に対して効果的であるか、日々の実践を通じて改めて検討し、知見を積み重ねていきたい。

(みうら ししん：中央こども相談センター心理相談担当)

注および引用文献

- (1) Mélon, Jean (1999) 「Les fondements métapsychologiques du système szondien des pulsions. Promotion du concept de pulsion dans l'œuvre de FREUD.」
(<https://www.szondi.fr/wp-content/uploads/2021/04/B-7.-Fondements-metapsychologiques-du-systeme-szondien-des-pulsions.pdf>, 2025年6月15日閲覧)
- (2) 大藪泰 (1989) 「乳児初期の微笑行動についての一考察」『長野大学紀要』11 (3)、長野大学紀要編集委員会、pp.33-44。
- (3) 田中響・松村京子 (2012) 「乳児との対面時

- の母親の視線および行動応答性に関する縦断研究一生後2～3日目から4か月までの変化』『小児保健研究』71(3)、日本小児保健協会、pp.414-419。
- (4) 参考文献『Dialectique des pulsions』pp.56-58参照。
- (5) Mahler, Margaret S and La Perriere, Kitty (1965) 「Mother-child interaction during separation-individuation」『The Psychoanalytic Quarterly』34、Taylor & Francis、pp.483-498。
- (6) 松本真理子 (2020) 「子どもの愛着と人間関係に関する一考察—非組織型の子どもの理解と対応をめぐって」『子ども未来学研究』15、梅光学院大学子ども学部、pp.23-32。
- (7) 工藤顕太 (2013) 「表象と欲動—ラカン的視覚空間をめぐって」『ソシオロジカル・ペーパーズ』22、早稲田大学大学院社会学院生研究会、pp.1-22。
- (8) 大澤鞠香・藤崎春代 (2020) 「Toddler期の子どものいやいや行動に対する養育者の対処行動—子ども観といいやいや行動の捉え方に着目して」『昭和女子大学生活心理研究所紀要』22、昭和女子大学生活心理研究所、pp. 71-83。
- (9) 村上凡子・前島美保 (2022) 「幼児期の子どもたちにおける利他行動生成要因の検討」『和歌山信愛大学教育学部紀要』3、和歌山信愛大学教育学部、pp. 65-72。
- (10) ディー・C・レイ (2021) 『セラピストのための子どもの発達ガイドブック』誠信書房、pp.48-49。
- (11) 西元直美 (2022) 「幼児用情動コンピテンス尺度の作成」『関西福祉科学大学紀要』26、関西福祉科学大学、pp. 69-77。
- (12) 松永愛子・大岩みちの・岸本美紀・山田悠莉 (2013) 「3歳児の子ども集団の「規範意識の芽生え」における保育者の役割—非言語的応答関係による「居場所」生成」『保育学研究』51(2)、日本保育学会、pp. 223-234。
- (13) 小林勝年・寺川志奈子・田丸敏高・石田開・小枝達也 (2010) 「5～6歳児の社会性に関する実験的観察—「あぶくたつ」遊びの分析を通して」『小児保健研究』69(6)、日本小児保健協会、pp. 773-780。
- (14) 厚生労働省 (2025) 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」
(<https://laws.e-gov.go.jp/law/323M40000100063/>、2025年6月18日閲覧)
- (15) 松永愛子・齋藤史夫・有馬正史 (2017) 「子育て広場における乳児の対人関係の特徴—模倣に含まれる両義的体験が促す自己形成」『目白大学総合科学研究』13、目白大学、pp. 69-82。
- (16) 野田淳子 (2021) 「幼児が自己や他者、その心的側面について語るとき」『人文自然科学論集』149、東京経済大学人文自然科学研究会、pp. 29-46。
- (17) Mélon, Jean (1980) 「Le point de vue szondien sur la période de latence」『Les feuillets psychiatriques de Liège』13(2)、Université de Liège、pp. 140-159。
- (18) 若本純子 (2011) 「自己概念の発達：乳児期、幼児期、児童期、思春期」『鹿児島純心女子大学大学院人間科学研究科紀要』6、鹿児島純心女子大学大学院人間科学研究科、pp. 25-32。
- (19) 寺崎恵子 (2016) 「第二の誕生と教育」『聖学院大学論叢』29(1)、聖学院大学論叢編集委員会、pp. 1-16。
- (20) 奥野哲也 (2011) 「思春期の衝動分析—特に中学生のSzondi Test反応を中心に」『教育学部論集』22、佛教大学教育学部、pp. 19-34。
- (21) 参考文献『集中講義・精神分析（上）』pp. 203-224参照。
- (22) 金吉晴 (2021) 「ICD-11におけるストレス

- 関連症群と解離症群の診断動向』『精神神経学雑誌』123 (10)、日本精神神経学会、pp. 676-683。
- (23) 加藤敏 (2022) 「パーソナリティ症および関連特性群—正常なパーソナリティ機能とパーソナリティ症、パーソナリティ特性』『精神神経学雑誌』124 (4)、日本精神神経学会、pp. 252-260。
- (24) 参考文献「児童相談所での心理診断におけるソンディ・テストの活用—知的発達の遅れとの関連の検討」pp. 96-101 参照。
- (25) 大阪市 (2025) 「大阪市療育手帳交付要綱別表「判定基準」」
(https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/cmsfiles/contents/0000645/645057/beppyo_2023.pdf、2025年6月18日閲覧)
- (26) Louvet, Karl (2010) 「Circulation Paths」 pp.41-52。
(<https://sites.google.com/site/ajohnstontranslationsofszondi>、2025年6月18日閲覧)
- (27) R Core Team (2020) 『R: A language and environment for statistical computing』 R Foundation for Statistical Computing
- (28) Benjamini, Yoav and Hochberg, Yosef (1995) 「Controlling the False Discovery Rate: a Practical and Powerful Approach to Multiple Testing」『Journal of the Royal Statistical Society: Series B (Methodological)』 57 (1)、Royal Statistical Society、pp.289-300。
- (29) 田丸尚美・小枝達也 (2010) 「5歳で把握された発達障害児の幼児期の経過について」『小児保健研究』69 (3)、日本小児保健協会、pp. 393-401。
- (30) 近藤隆夫 (2025) 「ACE (子ども期逆境体験) と非行」『中京大学心理学研究科・心理学部紀要』24 (1)、中京大学心理学研究科・心理学部、pp. 65-74。
- (31) 小保方晶子 (2011) 「発達障害のある子どもと非行」『地域と子ども学』4、白梅学園、pp. 22-26。
- (32) 近藤隆夫、前掲論文。

参考文献

- (1) 網谷優司 (2021) 「フロイト理論におけるエディプスコンプレックス概念の形成と変遷」『研究報告』34、京都大学大学院独文研究室研究報告刊行会。
- (2) 藤山直樹 (2008) 『集中講義・精神分析（上）』岩崎学術出版社。
- (3) 濱本潤毅 (2022) 「フロイトと精神分析における発達段階論の形成過程—乳幼児の発達理論の再検討に向けて」『東京大学大学院教育学研究科紀要』62、東京大学大学院教育学研究科。
- (4) Lekeuche, Philippe and Mélon, Jean (1990) 『Dialectique des pulsions』 De boeck Université。
- (5) Maebe, Robert (2023) 「Pathoanalysis and Anthropopsychiatry: New Paths Starting from Szondi's Fate Analysis」『Szondiana』41、International Szondi Association。
- (6) 三浦史進 (2024) 「児童相談所での心理診断におけるソンディ・テストの活用—知的発達の遅れとの関連の検討」『大阪市社会福祉研究』47、大阪市社会福祉研修・情報センター。
- (7) 大塚義孝 (1993) 『衝動病理学〔増補〕』誠信書房。
- (8) 奥野哲也 (2004) 『ソンディ・テスト入門』ナカニシヤ出版。

〔実践報告〕

面接場面における家族療法のコラボレイティヴアプローチの 実践と学び ～社会構成主義を基に治療的会話（対話）の過程による 気づきと変化～

中村和子

サマリー

本稿は、家族療法における対話的、コラボレイティヴ、そしてナラティヴの治療的実践のセラピストとして知られるトム・アンデルセン、マイケル・ホワイト、そしてハーレーン・アンダーソンの3人がワークショップで語ったことを基に書かれた著書を筆者が臨床現場で実践し、対話とコラボレイティヴアプローチについて学び、考えたことを述べた論文である⁽¹⁾。筆者は相談者と対話し、問い合わせによって語る言葉が意味づけされ、意味づけされたその言葉によって今起こっている問題や自身が抱える「しんどさ」に対して気づきがあり、それが筆者や相談者の意図的ではない変化をもたらすこととなる。その気づきは、専門家である筆者が意図的に操作して「気づかせてあげる」のではなく、相談員と相談者の対話の過程においての相談者の気づきと心情や状況の変化であり、また、相談者自身が元から持っている解決する力に繋がっていくと考える。

キーワード

家族療法、相互作用、対話、コラボレイティヴ、ナラティヴ、社会構成主義、ジェノグラム、治療的会話、会話的質問、内的思考、内的対話、気づき、変化

目次

1 はじめに

2 家族療法とは

- 3 1冊の著書「会話・協働・ナラティヴ」から学ぶ
 - 3-1 著書から学び、実践へ
 - 3-2 コラボレイティヴ（協働）アプローチとは
 - 3-3 会話と治療的会話
 - 3-4 コラボレイティヴアプローチの実践と事例
- 4 まとめと考察

1 はじめに

心理療法には様々な療法（セラピー）があり、また、その中には様々なアプローチがある。少しでも気持ちが楽になりたい、現状がどうにかならないか、精神的にしんどくなっている、または、問題解決を期待して相談に来られる「藁をもすがりたい」状態の相談者に心理療法の様々なアプローチでかかわることによってその精神面や言動に変化をもたらすことがある。面接場面での心理相談員／心理セラピスト／心理カウンセラー／心理士／公認心理師（以下、相談員）などの対応は様々であろうが、それぞれのアプローチを基盤に、相槌を打ちながら共感、受け止め、そして、気持ちや言葉に寄り添い傾聴することが多いだろう。時には、相談者が語る言葉や非言語コミュニケーションに相談員の「憶測」や「決めつけ」が入ることもあるかもしれない。時として、臨床経

験が浅い相談員の中には、相談者が考えていることや語ることに対して相談員の個人的な感情「第二の感情」が起こることもあるかもしれない⁽²⁾。

筆者は、心理療法の1つである「家族療法」を用いて、子育てや家族によって精神的にしんどくなっている親の相談、父母同席、その親の子どもとの親子（同席）面接を心理カウンセリング的心理相談員として18歳未満の子育て支援の臨床に約3年半前から携わっている。本稿は、大学院の恩師から贈られた1冊の著書「会話・協働・ナラティヴ」に書かれた相談者の語る言葉に関心を持ち、その言葉の意味を問い合わせ、そのときに生じる内的対話が新たな気づきへと繋がり、相談者本来持っている「問題を解決する力」が僅かでも發揮され、その問題がなくなっていくことに繋がり、相談者の状態や気持ちに変化をもたらしていく社会構成主義を基にコラボレイティヴァアプローチの筆者の実践と学びを執筆する⁽³⁾。

2 家族療法とは

1950年代頃から欧米で、特に、統合失調症の家族を対象とした家族研究から臨床活動の試みが始まり、システム論の影響を受けて家族システムによって問題解決に向け家族関係を変化させていく家族療法が学術的、臨床的として成立。日本では1980年代始めに欧米の家族療法が展開された。その背景に、時代の変化による家族形態の変化と登校拒否、校内暴力、いじめ、非行などの社会問題が在った⁽⁴⁾。

家族療法は、日本では主に個人的に興味・関心を持った在学中の大学院生や医療（看護、精神科リエゾン、プライマリーケアなど）、福祉、教育現場等で活躍する専門家たちによって実践されている。筆者は、1990年代半ばから後半にかけて米国の大学院修士課程で400時間以上の臨床（個人・集団臨床を合わせて）、大学院教授でもあるスーパーバイザーから100時間以上と臨床現場の上司からスーパーバイズを受け、そして、修士論文を執筆し家族療法を修学した。

家族療法では、問題、または、出来事が起きた原因は1つではない、例えば、或る出来事は関連する出来事との間で原因とも結果ともなる関係性の「円環的認識論」と考える。そして、家族は1つのシステムとして考え、家族構成員が言語と非言語的コミュニケーションによる人間の間で「相互作用」が生じており、その一部の変化が全体に影響する「システム論的家族療法」を基礎とした療法である⁽⁵⁾。このシステム論を英語で表現する言葉「The whole is greater than the sum of its parts」が筆者にとって印象に残っている⁽⁶⁾。

また、相談者が語る問題の状況に関わっている人々のうち誰一人も悪くない、誰の責任でもないというスタンスで「ものの見方」を変化させて問題を解決しようと考える。子どもの「問題行動」を語る相談者の親に対して「どのようにかかわればいいのか分からぬのですね」と、問題の焦点を問題（行動）から人との関係性（どうかかわっているか）に焦点を移すという「リフレーミング」、または、家族療法の人との関係性において子どもとその問題行動自体を切り離すことで、（例えば、子どもは駄菓子屋で支払いをせず数個のお菓子を持って出て行った）その子どもは「問題児」、「悪い子ども」ではなく、その子どもとその問題の関係性から取り外してその問題（行動）はその子どもの外側に在ると捉え、その問題について取り組むという家族療法の「外在化」など、従来の受容的で支持的な個人面接から家族のかかわり、人との関係を対象として観ていく臨床である⁽⁷⁾。しかし、1990年代以降は、家族療法の臨床現場は家族単位以外の学校教育現場、職場のメンタルヘルス、または、統合失調症以外での精神科リエゾンチームやプライマリーケアなどの領域へと家族システム論を応用した様々な現場での臨床に移行している⁽⁸⁾。1990年代のポスト・モダニズムの時代の家族療法は、臨床現場で相談員と相談者が相互に影響し合いながら倫理的に触れない上での様々な考え方や理論を排除しない、否定しない協働的で対等な関係性によって変化していく

ことへシフトしていった⁽⁹⁾。ここで「社会構成主義」の視点が導入され、言語システムへとシフトする。

社会構成主義とは、「客觀性」、「普遍性」や「絶対的真実」という概念を壊し、家族療法テキストブック(2013)では、「『現実』(reality)は社会的過程、すなわち言語的な相互交流の過程の中に構築される」と書かれている⁽¹⁰⁾。例えば、日常生活でも面接場面において「ふつう」という言葉が語られることがある。その「ふつう」という言葉の意味は、その語られる人の社会、経験、または、価値観によって言語的な相互関係においてその意味が構成されることで、その「ふつう」はその社会の中では「真実」とされる。そのため、社会的過程が違うことによっては、その「ふつう」の意味は「真実」ではなくなる可能性が高いと考える。この考えから、例えば、親や教師の社会の中で語られる子どもの「問題行動」と意味づけられていることは、時として「問題行動と言われる子どもの社会」や「別の価値観や考え方、文化の中で過ごす社会」ではその行動は「問題行動」という「真実」ではなく、別の意味が構成されていると考えることもできる。相談員が治療的会話を進めるときに、それまでの相談者の理論や経験を基に相談者の語る内容を概念化、価値化、または、推測することで相談員の文脈にしてしまうこともあるかもしれませんし、相談者の語る言葉の意味を知る文脈とはなりにくい可能性がある。この社会構成主義の影響を受けてコラボレイティヴアプローチ、ナラティヴ・セラピーやソリューションフォーカスドアプローチなど家族療法の主なアプローチとして展開していくこととなった⁽¹¹⁾。

相談者がしんどくなっている出来事に対して原因を追求することや相談者などの気持ちに相談員は焦点を充てない家族療法は、家族（組織）を1つのシステムと考え家族構成員が他の家族構成員にどう働きかける（かかわる）か、その家族システムに問題があるという言い方、原因は1つでは

ない円環的認識論であったり、また、相談者に面接のゴールを設定してもらい、それに向けて仮説を立てて面接を進めていく短期療法などによって進められてきた。コラボレイティヴアやナラティヴアプローチは、家族療法のこの先の主なアプローチとして展開し、家族システム論や円環的認識論も基に、相談者と相談員が対等な立場、または、相談員は相談者から言語を通してその意味を「教えてもらう」という立場で互いに影響し合いながら相談員は相談者が語る言葉に好奇心や興味を持つ姿勢、つまり相談者の語る言葉についてもっと深く知りたいという「無知の姿勢(not-knowing)」の立場で相談員は相談者にかかわる。その相談者の語るその言葉の意味を問いかける対話を通して相談者の気づきが生じやすくなり、語りや変化が生じやすくなる点が今までの家族療法と違っている。コラボレイティヴアプローチは、家族療法の「外在化」や、社会、考え方や価値観に存在する現実（事実）とは人との会話を通して相互作用の中でその言葉の意味が構築され、その社会の中で新しい意味が再生されると考える「社会構成主義」の理論を基盤とし、相談員と相談者との相互作用の中で会話が進むにつれ、相談者が從来気づくことのなかった出来事の新たな価値や気づけなかった別の肯定的な意味などに構成されるか、または、気づくことができる。その人とのかかわりそれまで相談者の精神的にしんどい状態や「藁をもすがりたい」状態から新たな可能性を見出すことができやすくなる。または、新たな意味によって悲観的に見えていた事が肯定的な別の意味に少しずつ見えてくることで相談者自身が本来持つ解決する力を發揮することが考えられる。

3 1冊の著書「会話・協働・ナラティヴ」から学ぶ

3-1 著書から学び、実践へ

約7年前に恩師が著者の一人として執筆した1冊の著書「会話・協働・ナラティヴ」をその恩師から受け取った。ナラティヴやコラボレイティヴ

(協働) アプローチなどは、「人と人が言語的に交流する中で、治療的に新たな現実が構成されていくプロセスをその治療理論に持つ新たな治療のモデル…」と、表現され、さらに、2000年代の家族療法は、従来から存在するアプローチ（モデル）を「有用なモデルと組み合わせて理論統合しようとするなど統合的な家族療法への流れ…」と表現しているように、筆者も従来の自分が用いていたソリューションフォーカスアプローチだけでなく、贈られたこの1冊の著書をきっかけにコラボレイティヴアプローチも臨床現場で実践することを考えた⁽¹²⁾。

3-2 コラボレイティヴ（協働）アプローチとは

会話・協働・ナラティヴ（2015）では、「実体の心理学から動きと対話の心理学への転換を見出すことができる。自己、他者、そして関係は、もはや明確に分けられる実体ではなく、互いを形作るプロセスである（省略）常に形成過程にあるか、自己と他者は、関係プロセスにおける現在進行形の構築において関係的単位を形作っていくのである。これらの対話的でコラボレイティヴでナラティヴなアプローチでは、セラピーの焦点は、自己と他者が会話において／会話を通して互いに著述される相互対話プロセスにある」と書かれている⁽¹³⁾。面接場面で相談者が話す言葉に相談員はアレコレと仮説を立てる、憶測すること、先入観など入れることなく、相談者に、そして、相談者の語る言葉に興味を持つことが必要だと筆者は考え実践に及んだ。そうすれば治療的会話の途中で、「何を言ったら役立つかという自分の仮説よりも人々の興味によって面接が進んでいく」、「倫理的責任がわたし（相談員）の応答に影響する点において絶えず観察を続ける努力」、そして、「人々の人生にかかわることだ（省略）」クライアントの言葉をとても慎重に取り上げつつ、ストーリーを続ける」というその著書の言葉から、相談員と相談者とは対等な立場であると考え、そして尊重しながら治療的対話を進めていくことにし

た⁽¹⁴⁾。社会構成主義が基となり、「無知の姿勢（not-knowing）」を保ち、目標・ニーズの問い合わせはせず、治療的対話によって相談員と相談者で協働に面接場面を創り上げていくことがコラボレイティヴアプローチだと理解した⁽¹⁵⁾。会話・協働・ナラティヴ（2015）は、「セラピストの仕事でもない。『私の視点では、セラピストは構成する者ではない。むしろセラピストは、家族が構成する者になれるよう、つまり人生やアイデンティティのストーリーの主たる書き手になれるよう足場作りを提供するのである』と言い、クライアントが既知のものから知ることができそうなものへと進むよう援助するのがセラピストの仕事である」と、述べられている⁽¹⁶⁾。

「無知の姿勢（not-knowing）」とは、例えば、相談者の語る「しんどくならない程度に適当にする」というその言葉を筆者は理解できるが、その言葉の意味については無知であるという態度／姿勢で話を聞くことである。その態度／姿勢が自然と「適当にやっているって、どういうこと？ 例えれば？」など、相談者に問いかけることに繋がる。その問いかけに、相談者は「頑張り過ぎず、目の前に在る事を1つ1つ最善を尽くす」と言葉を返すことで、更に、相談者はもっと具体的に先ほどの「頑張り過ぎない」について語り始めている⁽¹⁷⁾。筆者は相談者の現状に対しての考え方、心配事や思いなど具体的に知ることができる。この無知の姿勢について家族療法テキストブック（2013）では、「クライアントこそ、その人の人生とそれにまつわる不都合についての『専門家』のはずである、それを教えてもらう立場の者が、セラピストということになる」と、書かれている⁽¹⁸⁾。ここで筆者は「自然」と述べたが、治療的会話では即効的であるということであり、会話では自然発生と言えるかもしれない。その著書でも、そのことが「直前の質問に対する相手の答えを聞く前に質問を用意することはないから」と、述べられている⁽¹⁹⁾。

3-3 会話と治療的会話

わたしたちは日常生活で会話をしている。面接場面で相談者がしんどい、苛立つ出来事や経験など会話で形成し、その会話を発展させ、前に進める質問である「会話的質問（問い合わせ）」によって意味や理解を創り出し、内的対話や内的思考によって創り直す。その過程において自分の現実観や自己概念を構築し、再構築することが治療的会話となる⁽²⁰⁾。たくさん質問をするが、相談員と相談者がしゃべっている時にノートを取ることで、会話はゆっくりとなって、次の質問をする前に考える時間が与えられる⁽²¹⁾。筆者は、初回面接で相談者に許可を得て、相談者の言葉、時には、筆者自身がどのような会話的質問をしたかなどをノートを取る。そのノートに書いた言葉や意味を用いて、相談者とストーリーを作り直すために筆者にとって1つの大切な面接道具となっている。

家族療法のジェノグラム作成時にも、家族構成員間の構造的な関係、例えば、家族系図を作成し、結婚や離婚がいつだったのか、などに触れるだけでなく、相談員と相談者の間に相談者が観る家族について積極的に会話は形成され、再形成される場面となり既に治療的会話が始まっている。例えば、親離れ、子離れの「分化」や親子、夫婦間の関係性についても尋ねる。三世代のジェノグラム作成をするときに、世代間の関係性とかかわり（相互作用）、そして、それぞれの住居場所の距離間などを尋ねる。ジェノグラムを作成しながら相談員と相談者の間での対話には溢れんばかりの次から次へとコミュニケーションを含む世代間連鎖の問題や家族文化における問題が語られる。事前に「語りたくないことは語らなくていいですよ」と、筆者は一言伝えるが、その家族間の出来事や問題は、筆者が相談者に聞き取るのではなく自然な流れで相談者によって語られることが多い。

治療的会話において面接場面での「変化」は、相談者の言葉が肯定的に変わっていくときでもあ

り、ストーリーが変化するときもある。例えば、不登校気味の思春期の子どもに学校に行かないことについて何度も親が話しかけても反抗的な態度を取る子どもに他の家族問題も抱え疲れ切っている。「その子どもがどうやったら学校に行ってくれるのか」の治療的会話の過程で、その親が問題とする「学校へ行かない子ども」に相談員は焦点を充てず、その親が語る「その子どもに親は愛情を注いでいる」という語りの言葉に相談員は好奇心を持ち「無知の姿勢」で、その言葉の意味を質問すると、「その子どもにとって必要な物なども買い与えている」と主張した。それにもかかわらず、その子どもはその親に「自分は他のきょうだいと違う扱いで親から愛情を感じない」と語ったストーリーは、社会構成主義の理論から、その親が語る愛情の考えは、その子どもが考える愛情の「事実（真実）」とは異なっていることをこの対話を通して父と子どもの関係性においてそれぞれの「愛情を与える」という言葉の意味の「真実」が違っていたことを知ることでこの問題の解消へと繋がっていくと考える。この言葉の意味の違いの相談員は関心、好奇心を持ち、父に「親が子どもに与える（与えている）愛情と、子どもが親から欲しい、望む愛情が時には異なっていることもあるのではないか」という問い合わせをし、その時に父の内的対話によって「相談員の言葉によって気付けたことがある」と父は言葉にし、愛情を注いでいたつもりだったが、その愛情は子どもが求めていた親から受けたい愛情とは異なっていたという新たな気づきに繋がった。そして、家に帰って一度子どもとのかかわりをこの気づきを通して考え、それを実践してみるという変化が生じた。それは内的対話の変化と関連し、時として、その気づきが面接現場を離れる相談者にとって実生活の中で何をすればよいのか、または、どのような物の見方をして現状の相互関係の中でかかわればよいのかを知って面接場所を去ることができるときもある⁽²²⁾。

3-4 コラボレイティヴアプローチの実践の事例

治療的会話と治療的質問による相談員と相談者の実践事例2ケースは、相談者に事例の目的と筆者が記述した事例原稿に目を通してもらい、承諾書によって事例掲載の確認を取っている。また、本稿の推薦を受けた上司にも報告して掲載する。登場人物などは一部分再構成し、個人が特定されないように配慮し、事例を通して実践による学びに影響しない程度に面接場面での会話に近い言葉を記憶した内容を掲載。

【事例ケース1】

母親の相談。小3の子ども。子どもに発達の特性が見受けられ、忘れ物が多い。子どもの学校生活のことでの親が先生から頻繁に連絡を受けることがストレス。その子ども自身は先生や母親に注意されることを気にしていない。心理相談員である筆者と母との会話を通じて母が一生懸命その子どもの忘れ物がないかのチェック、または、明日の学校の準備を手伝うやその声掛けを母が子どもに毎日していることが分かった。筆者はタイトルを忘れたが1冊の著書を思い出した。そのストーリーは、子どもが失敗しないように親が子どもの先に絨毯を敷き、その子どもがその絨毯の上を歩くという話。その子どもが年中だった頃、その著書と同じようなかかわり方を母がしていた話をし出した。当時、「子どもの先回りをしていた」と表現した母に保育園の先生は「発達が遅れているのは母のかかわり方のせいよ」と言われた話から：

筆者：それから約5年。その先生の言葉を覚えているのはよほどお母さんにとって思うことがあったのでは。

母：自分の育てられた環境のわりには情緒よく子どもを育てられていると当時は思えたから、その先生の言葉に反発はありました。すごく嫌な思いをさせられたって…。

筆者：今、その出来事を思い出すと…。

母：今、思えばですが、先生の言うこともおか

しくないし、今、思えば発達の問題もあるかもしれないし、同時に、わたしが若い母親だったので。

筆者：お母さんの話すことを聞いていると、今は、両方の立場のことを客観的に観ることができているのかしら？今は1つの出来事として。それ、お母さんの成長ですね！？
母：そうかもしれない。

この事例において、最初に母親が問題としていたのは、子どもの発達にかかる特性によって母が先生から頻繁に連絡を受けることでストレスとなっていること、その子ども自身は先生や母親に学校生活のことで注意されることを気にしていることにあった。更に、筆者との対話を通じて子どもの発達が遅れているのは母親のせいだと保育園の先生に言わされた経験はその母にとって「嫌な経験」として語られた。筆者は母が語った問題や保育士による当時の嫌な経験に対して気持ちを尋ねるのではなく、当時の保育士と母とのかかわりとして母の言葉の「その先生の言葉に反発はありました。すごく嫌な思いをさせられたって…」に関心を持ち、筆者の「今は、両方の立場のことを客観的に観ることができているのか」、「それが母の成長しているのでは」という対話を通じて、母はそれらの言葉について考える時間と対話を通じて「そうかもしれない」と母とその子どもの関係性において母の気づきがあった。筆者から母に「成長していますね」と伝えずとも、対話を通じて母自身でそのことに気付けたと考える。

その後の面接で続けて母の言葉「子どもの先回りをしている」点に好奇心と関心の姿勢で筆者はかかわり、母親は子どもの先回りをいつついしてしまう時はあるが「また、やった。まあ、いいか」と先回りする自分に対して責めることもなく思うことができるようになり、子どもの忘れ物に対する声掛けも減らした。子どもはゲームなど自分の好きなことをし終えた後の空いた時間に、子どもの好きな家事をしてもらうこともある話しをし始めた。母が全てのすべき家事を既に全て終え

ている時にその子どもが「何か家事をしたい」と要求してきた時に「(してもらう家事が)ない」と返事する。その母の言葉に対して、その子どもが「何かできる家事作れ」と言って来るという母の語りに興味を持って筆者が、「じゃあ、お母さんが全部済ませてしまうのではなく子どものために家事の1個だけでも残しておいたら?」と言葉にすると、母から「1個おいとこか」という言葉が出た。

これについて筆者は、「何か家事をしたい」とか「何かできる家事を作れ」という子どもの言葉に対して母の気持ちや思いには焦点を充てず、母とその子どもの相互作用に焦点を充て「子どもの先回りをついついしてしまい」と語る母の気持ちと言葉に寄り添いながらも、「ついつい」という母の言葉の意味を尋ねた。母がそろそろ子どもの自立のことを考えるとその1冊の著書の内容の様に「先回りする」ことよりもその子どもに「させる」ことを考えていることやそろそろ母の子離れが必要かもしれないことについて語り「子どもの自立と子離れ」について一緒に考えた。筆者の「1個だけでも残しておいたら?」という問いかけに対して、「1個おいとこか」という母の言葉は、ついつい子どもの先回りしてしまう母の子どもへのかかわりに変化をもたらしたと考える。

更に、今まで母親自身の立場、状況（台所に子どもが立つことで支度に時間がかかるってしまう、邪魔だという母の考え）だけ考えて母が家事を全て終えることもあったが、これからは家事を1個でも子どものために残しておくのも子どもの楽しみとして考え、実践したいと言葉にした。その後の面接で、これも生活で実践することで、母と子どもとの間で「程よい距離」を保つことが出来るようになり、子どもに何度も注意の言葉を掛けていた母のしんどさがほんくなったり語った。このことから僅かではあるが面接が終わる頃には面接場面や母のその子どもへのかかわりへの「変化」が対話によって起こったと考える。

【事例ケース2】

母親の相談。小3の神経発達症（発達障がい）の子ども。夫婦フルタイムで共働きの世帯。行動がゆっくりの子どもの勉強に対して、父の考え「先を観て、何をすればいいのか考える」で、母の考え「子どもを泣かせてまで勉強などやらせる方法は、その子どもに合っていない」の価値観の違いから母はしんどくなっていた。自宅で子どもが勉強する姿勢に努力が見えないことへの父親の憤りに対して筆者が母の考えを尋ねると：

母：充分、子どもは頑張っていると考えています。

筆者：お母さんにとって、『充分』とはどういうこと？

母：一人で寝るし、（特性のある子どもで手がかかっていたこともあったが、と語りながら）学校にも行けているし。夫は、自宅で子どもが努力することを促すのは親の責任と考え、内外ともに「いかに、他者になめられないか」と思いながら生きている人。その夫の生き方から子どもを観ると、「情けない子どもになっていないか」という思いがあるらしいです。

筆者：（母が語った言葉を伝え返して）自宅で努力が見られないって、どういう意味？

母は、それがどういうことか「例え」を語り出した。子どもが勉強をしているとき漢字など解らない場面では直ぐに親に「教えて～」と、尋ねに来る。父は、自分で調べずこの行動に出る子どもに対して「努力が足りない」と言っている。筆者は、父の言葉を母に伝え返し、「子どもの自立」について話した。例えば、子どもが或る漢字が解らないと言ってきたときに、親はその漢字を直ぐに教えるのではなく、漢字辞書の使い方を子どもに教え、子ども自らがその漢字を調べることも「子どもの自立」に繋がらないだろうか、と母親に問い合わせ、その「自立」について一緒に考えた。その結果、母は「しっくりいった」と一言述べた後、父が母に「このままママの子育てが続い

ていたらダメ」と言っていたその言葉の考えが理解できたと語った。

コラボレイティヴァアプローチとして、筆者はこの家族を1つの家族システムとして考え、この家族構成員一人ひとりのかかわりを観ていくことにした。その相互作用の中で家族構成員の其々が語る「充分」や「努力」などの言葉はもちろん筆者は知っているが、その状況の中で父母其々にとつて様々な意味があると筆者は考えたため、筆者は「無知の姿勢」で母の語るそれらの言葉の意味に好奇心と関心を持って問い合わせ対話をした。筆者と相談者である母との対話を通して、父の「子どもが勉強する姿勢に努力が見えない」という父母の間で「努力」という言葉の意味が異なることが分かった。そこから更に母の話す言葉の意味を深く知りたいと筆者は思い、問い合わせを続けていくと、子どもの「自立」という語りに繋がった。父や筆者から強制的に、または子どもの自立することについてアドバイスするのではなく、母は自ら父の考えへ歩み寄ることができたという変化が生じたと考える。

また、この母の語りの中で、母がひらがなの「ふ」を子どもが「書かない」という話をし出した。社会構成主義の理論を基に、母の語るこの子どもとの状況においての「書かない」という言葉を筆者が考えた時に、筆者と母の社会に存在する「書かない」という言葉の意味は異なる可能性もあり、筆者は勝手にその意味を「推測」や「憶測」で面接を進めていくことをせず、母の語る言葉の意味を深く知りたいと思った。そのため、「何らかの理由で書きたくない」のか、それとも「書きたくても書けない」のか、それとも他に意味があるのか母に問い合わせた。母は、その子どもはその「ふ」が「書けない」し、書くことが「面倒くさい」と言っていると語った。母とのこのような対話を続け、この「書かない」の意味は「(自分で)書くことができない」、「面倒くさい」という意味であったことを筆者は知ることができた。この「面倒くさい」という語りを基に、母は父の

「自分で調べる=努力」という考えがあることを理解し、母は父の言葉と考えを支持することができたことで、母が「しっくりいった」と言葉にしている。父の考え（価値観）との違いでしんどくなっていた母が、早速に、子どもとのかかわりで父の考える（価値観）「子どもの自立」のことを母も考え、父の考える「努力」を実践してみます、と笑顔で言葉にしたことで気づきが変化に繋がったと考える。

最後に、コラボレイティヴァアプローチによって、家族療法のシステム論を基に相互作用の中で母が父の考えが理解できないしんどさ、価値観の違いによるしんどさから父の言葉の考えが理解でき「しっくりいった」ことで母自身のしんどさが軽くなったことが重要と考える。また、この事例ケース2も、対話の過程で母自身の気づきがあり、「子どもの自立」に対する母の価値観が父の価値観に焦点を充てて子どもとかかわりたいという決意へと変化し、それが父母の価値観の違いから来ていた母のしんどさに対して解決への方向に進んだと考える。

4 まとめと考察

家族療法の社会構成主義を基にコラボレイティヴァアプローチを面接場面で実践することで、従来の臨床以上に人間関係にシステムとその過程にあり、相談員と相談者は会話のパートナーとしてともに語り、質問し、解釈し、物語を形成していくと考える⁽²³⁾。その語られる言葉の意味を具体的に語りながら相談者自身の内的思考によって気づきが生じ、肯定的に面接が進んでいくという臨床経験となった。対話は、協働探求と言われ、それはプロセスであり、相談員の思い込みや推測ではなく、言葉を通して相互の間で理解を深め、言葉の意味を生成することである。会話・言語・そして可能性(2001)では、「相談者の既知(問題についての見解、ストーリー、解決法というクライアントの言い分)に再度深く入り込み、かつ新しいもの(両者にとっての新しい意味、現実観、人

生の物語)を相互に発展させる共同作業」と、述べている⁽²⁴⁾。そして、家族療法と会話においては、筆者と相談者の間で会話を進めていく中で、相談者が従来気づくことのなかった出来事の新たな側面や気づかなかった別の肯定的な意味付けなどで、それまで途方にくれて疲れ切っていた相談者の新たな意味が状況に対し、新たな肯定的な状況の可能性を観ることができ、未来に対して新たな語りが語られ、相談者自身の本来持っている乗り越える力が少しずつ湧いてくる⁽²⁵⁾そのため、治療的会話とその過程において「会話的質問」は、相談者の内的思考や相談者の内側で対話できる内的対話を高め、それが相談者の気づきに繋がり、対話が相談者の問題や苛立ちの軽減または変化をもたらすと考える⁽²⁶⁾。

このような実践経験と学びを通して、家族療法における社会構成主義を基にコラボレイティヴアプローチは、面接場面で相談者の相互作用、状態や状況に僅かでも良い変化をもたらすなど役に立つアプローチとしての枠を1つ増やすことができると考える。専門家でなくとも普段の相互作用の中での会話の場面でも、相手、相手の言葉とその言葉の意味に興味を持ち、また、このアプローチによって対話の過程で気づきと変化に繋がる1つと考えるために、心理療法の1つとして家族療法やこのアプローチの認知度を筆者は高めていきたいとも考える。

(なかむら かずこ：大阪市港区保健福祉課)

注、引用文献

- (1) タピオ・マリネン、スコット・J・クーパー、フランク・N・トーマス、小森康永、奥野光、矢原隆行（訳）(2015)『会話・協働・ナラティヴ』金剛出版
- (2) 飯長喜一郎 (1998)『実践カウンセリング初步』垣内出版株式会社、82～84頁から引用。
- (3) 前掲 1参照
- (4) 日本家族研究・家族療法学会 (2013)『家族療法テキストブック』金剛出版、18頁
- (5) 前掲 4参照 140頁
- (6) Barbara Cail Hanson (1995)『General Systems Theory Beginning with Wholes』 Taylor & Francis, p1
- (7) 前掲 4参照 19頁
- (8) 前掲 4参照、42頁
- (9) 前掲 4参照 12頁
- (10) 前掲 4参照 41頁
- (11) 前掲 4参照 43頁
- (12) 前掲 4参照 20～21頁
- (13) 前掲 1参照 10～11頁
- (14) 前掲 1参照 262～263頁
- (15) 前掲 4参照 124頁
- (16) 前掲 1参照 272～273頁
- (17) 前掲 1参照 219頁
- (18) 前掲 4参照 122頁
- (19) 前掲 1参照 244頁
- (20) 前掲 4参照 123頁、前掲 21参照 12頁
- (21) 前掲 1参照 261頁
- (22) 前掲 1参照 264頁
- (23) ハーレン・アンダーソン、野村直樹、青木義子、吉川悟（訳）(2001)『会話・言語・そして可能性－コラボレイティヴとは？セラピーとは？』金剛出版、p112
- (24) 前掲 23参照 143頁
- (25) 前掲 23参照 166頁
- (26) 前掲 4参照 vii頁

大阪市社会福祉研究 第48号 「研究論文」及び「実践報告」募集要領

年刊研究誌「大阪市社会福祉研究」では、大阪市内で社会福祉に関する活動を行っている団体、グループ及び個人が自発的に研究活動を行い、その成果をまとめた「研究論文」及び「実践報告」を募集する。

《募集範囲》

- ①大阪市社会事業施設協議会に加盟する各施設の職員
 - ②大阪市社会福祉協議会及び各区社会福祉協議会の職員
 - ③大阪市福祉局・こども青少年局及び各区保健福祉センターの職員
 - ④その他、大阪市内で社会福祉に関する活動を行っているグループ、個人などで『大阪市社会福祉研究』編集委員会が認める者
- *いずれも、個人による研究のほか、グループによる共同研究、共同執筆によるものも可とします。

《原稿内容》

- ①テーマは「社会福祉」の範囲とします。
- ②研究論文、研究ノート、実践報告等、福祉の実践のうえで生起する諸問題について、その解決のための示唆や方向づけを与えるものとします。
- ③原稿は、未公開（未発表）のものに限ります。

《原稿字数》

参考文献・図表等も含め、18,400字以内（パソコンで作成された原稿）とします。

《応募方法》

所定の応募用紙により、5月30日（金）までに大阪市社会福祉研修・情報センターへ論文テーマ等をお送りください。掲載候補となったものについて、あらためて「執筆依頼」をお送りします。原稿の締め切りは7月18日（金）とし、提出論文から編集委員会にて審査（査読）のうえ、掲載論文を選定します。

《その他》

- ・「大阪市社会福祉研究」への提出論文については、政治的・宗教的活動に使用しないこととします。
- ・「大阪市社会福祉研究」に掲載された論文及び実践報告について、次のような観点から審査し、優秀と認められた場合に、同心会より研究奨励賞、研究努力賞、会長賞が授与されます。

副賞 研究奨励賞（5万円） 研究努力賞（3万円） 会長賞（1万円）

各賞について、該当者なしの場合もあります。

なお、大学教員その他専門家との共同執筆による論文等は、選考の対象外となります。

審査項目 (1)継承性 (2)独自性（重点評価項目） (3)波及性（重点評価項目）
 (4)客觀性 (5)協同性 (6)構成力

問い合わせ先

大阪市社会福祉研修・情報センター（運営主体：社会福祉法人 大阪市社会福祉協議会）

〒557-0024 大阪市西成区出城2-5-20

TEL (06) 4392-8201 FAX (06) 4392-8272 メールアドレス kensyu@shakyo-osaka.jp

大阪市社会福祉研究 編集委員会 設置要項

- 第1条 委員会の名称は、大阪市社会福祉研究編集委員会（以下、編集委員会）とする。
- 第2条 編集委員会は、研究誌「大阪市社会福祉研究」発行の目的を達成するため、編集に関して次の任務にあたる。
 ①編集発刊に関する一切の業務
 ②投稿論文等の査読依頼及び原稿掲載可否の決定
 ③その他、編集に関する事項
- 第3条 編集委員会委員は、学識者等若干名で構成し、編集委員会に編集委員長を置く。委員長は委員の互選により選出する。
- 第4条 編集委員会は委員長が招集する。
- 第5条 編集委員会は、投稿された原著論文について、次の原則に基づき掲載の可否を決定する。
 ①査読者2名以上に査読を依頼する。査読者の選定は編集委員会が選定して、依頼する。
 なお、編集委員は査読者を兼ねることができる。
 ②査読者の氏名は公表されず、同時に査読者に対しても、投稿者の氏名、所属等の個人情報が特定できないように配慮し、査読を依頼する。
 ③査読の方法については別に定める。
 ④編集委員会は、査読者の判定結果を元に、掲載の可否及び掲載順を決定する。
- 第6条 本要項の改定には編集委員会の議決（過半数）を必要とする。
- 附 則 この要項は、令和5年6月13日から施行する。

「大阪市社会福祉研究」編集委員会名簿

委員長	白澤 政和	国際医療福祉大学 大学院 医療福祉学研究科 教授 大阪市立大学 名誉教授
委 員	牧里 每治	関西学院大学 名誉教授
委 員	西嶋 善親	元福祉局長、元大阪市社会福祉協議会 常務理事

「大阪市社会福祉研究」投稿規定

1. 投稿内容

本誌への投稿原稿は、社会福祉とその関連領域の学術的・実践的進歩に寄与する学術論文であり、他誌に掲載されていないもの及び掲載予定のないものに限ります。

2. 倫理上の配慮

対象者の人権に十分配慮し、倫理的規範を遵守していることを要します。

(研究に当たっては対象者のインフォームドコンセントを経て、個人情報保護の精神に基づき個人を匿名化すること。所属する施設等の倫理審査委員会またはそれに準ずる機関の承認を得ていることが望ましい。)

3. 利益相反および公的研究費

研究に利益相反の可能性がある場合は（企業等からの研究助成金や寄付金の受け入れ、実験機器等の提供、コンサルタント料や謝金、特許取得など）、原稿本文の最後に利益相反について記載してください。利益相反は研究の公平性、信頼性を確保するために開示することが必要です。

4. 著者について

投稿論文の著者は、以下のものとします。

- ①大阪市社会事業施設協議会に加盟する各施設の職員
- ②大阪市社会福祉協議会及び各区社会福祉協議会の職員
- ③大阪市福祉局・こども青少年局及び各区保健福祉センター職員
- ④その他、大阪市内で社会福祉に関する活動を行っているグループ、個人などで『大阪市社会福祉研究』編集委員会が認める者

いずれも、個人による研究のほか、グループによる共同研究、共同執筆によるものも可とします。

5. 投稿区分と長さ

投稿区分は、研究論文、研究ノート、実践報告、その他とします。

参考文献・図表も含め、18,400字以内とします。

6. 著作権

本誌に掲載された論文の著作権は、大阪市社会福祉研修・情報センターに帰属します。ただし、著者自身が使用する場合はこの限りではありません。

7. 転載

他の著作物からの転載については、原出版社および原著者の許諾が必要です。予め投稿者本人が許諾を得てから投稿してください。

8. 投稿原稿

投稿原稿は本規定および執筆要領に従うものとします。

9. 掲載の可否

掲載の可否は査読を経て編集委員会で決定します。掲載順序についても編集委員会で決定します。

10. 著者校正

原則として1回とします。校正は赤で行い、所定の期限内に返送してください。

11. 別刷り

希望に応じますが、著者の実費負担とします。

12. 投稿原稿の送付について

原稿は原則として執筆依頼文「投稿先アドレス」へ電子投稿とします。情報伝達には原則としてE-mailを使うので、日常的に連絡のとれるアドレスを知らせてください。

なお、原稿を送付して1週間を経過しても「原稿受理」というメールが届かない場合は、投稿先メールアドレスまで再度連絡ください。

送信するファイルには、ファイル名に「タイトル」をいれてください。

(投稿先・問い合わせ先)

大阪市社会福祉研修・情報センター（運営主体：社会福祉法人 大阪市社会福祉協議会）

〒557-0024 大阪市西成区出城2-5-20

TEL (06) 4392-8201 FAX (06) 4392-8272

メールアドレス kensyu@shakyo-osaka.jp

令和5年6月13日 新規作成

「大阪市社会福祉研究」執筆要領

大阪市社会福祉研修・情報センター

- 1 テーマは「社会福祉」の範囲とし、研究論文・研究ノート・実践報告等、福祉の実践のうえで生起する諸問題について、その解決のための示唆や方向づけを与えるものとし、原稿は、未公開（未発表）のものに限ります。
- 2 投稿原稿は、図表・注・引用文献等も含め18,400字以内とします。図表は1点につき400字換算とし、図表込みで18,400字以内を厳守してください。ただし、1ページ全体を使用する図表は1,600字換算とします。
なお、タイトル、サマリー、キーワード、目次、執筆者名（巻頭・巻末）の文字数は含みません。
- 3 投稿原稿には、次の順序で記載ください
 - (1) タイトルとサブタイトル、英文のタイトルとサブタイトル
 - (2) 執筆者名（フルネーム）、英文執筆者（フルネーム）
 - (3) サマリー（要約・要旨）※200字～400字を目安にしてください
 - (4) キーワード ※本論文におけるキーワード（複数）を記載ください
 - (5) 目次
 - (6) 本文 ※研究・実践の目的、内容とともに、今後の課題等について考察してください
 - (7) 執筆者名のふりがな及び所属団体名
 - (8) 注、引用文献
 - (9) 参考文献
- 4 本文の段落番号について
本文を段落分けする時は、段落番号をつけてください
大項目は、1、2、…
中項目は、1-1、1-2、1-3、2-1、2-2…
小項目は、1-1-①、1-1-②、1-1-③…
- 5 「注及び引用文献」の表示について
 - (1) 注及び引用文献の補足説明等は、本文の右上に通し番号〔(1)、(2)、…〕をつけて、論文末尾に一括して記載してください。
例) ○○は、△△△について「 」と述べている⁽¹⁾。
 - (2) 引用文献等の記載方式について、引用文献や資料等は、次の要領で明示ください。
 - ア 単著の場合
著者名（出版年）『書名（タイトル—サブタイトル）』出版社名、所在頁。
 - イ 共著の場合
文献上の著者順『書名（タイトル—サブタイトル）』出版社名、所在頁。
 - ウ 編書の場合
編者（出版年）『書名（タイトル—サブタイトル）』出版社名、所在頁。

エ 編書論文の場合

論文著者名（出版年）「論文名」編者名『書名（タイトル—サブタイトル）』
出版社名、所在頁。

オ 雑誌論文の場合

論文著者名（出版年）「論文名」『掲載雑誌（もしくは紀要）名』出版社名、所在頁。

カ 電子メディア情報の場合

著者名（公表年または最新の更新年）「当該情報のタイトル」（URL、アクセス年月日）

- 6** 参考文献等の記載については、前述の引用文献等の記載方法と同様とします。ただし、所在頁は不要です。
- 7** 図形、図表は別紙にし、挿入希望箇所を本文中に「朱書き」で指示してください。
また、記憶媒体にも別途保存をお願いします。
- 8** 数字は、原則としてアラビア数字（0.1.2.3.……）を用いてください。
- 9** 人権や差別に抵触する記述や表現はしないよう留意してください。
- 10** 個人のプライバシーに関わることを記述する場合は、次の要領で執筆してください。
 (1) 個人名は特定できないようにすること。
 (2) 実在する部分で表現を変更できる部分はできる限り変更するとともに、本人・家族等から必ず文書による承諾を取ること。本文の文中もしくは後記で表現（ケース）を変更していること、および承認を得たことを明記してください。
 場合によっては承諾書をご提出いただくことがあります。また、職場の上司の確認を求めることもあります。
 (3) 写真を掲載する場合は個人を特定できないようにするとともに、本人の了解を取ること。

- 11** 共同執筆等の場合は共同執筆者等に承諾書を取ってください。

12 原稿の受付

原稿は原則として執筆依頼文「投稿先アドレス」へ電子投稿とします。情報伝達には原則としてE-mailを使うので、日常的に連絡のとれるアドレスを知らせてください。

なお、原稿を送付して1週間を経過しても「原稿受理」というメールが届かない場合は、投稿先メールアドレスまで再度連絡ください。

送信するファイルには、ファイル名に「タイトル」をいれてください。

施行：令和5年6月13日

改定：令和6年2月27日

(改定：令和7年2月20日)

改定：令和7年6月9日

同心会社会福祉研究奨励賞選考一覧

掲載号	研究奨励賞（第8号までは特別研究奨励賞）一覧		研究努力賞（第8号までは研究奨励賞）一覧	
	受賞者・団体	受賞対象論文	受賞者・団体	受賞対象論文
第6号 (昭和58年度)	松阪 功	ケース記録の方法 -現場からの提案-	芝野松次郎	ケースワークの調査法 :リサーチ・マインディッド・ワーカー
	平田 佳子・橘 英彌 残華千鶴子	重症心身障害児訪問指導について	山縣 文治	乳児の一時的養育ニーズの分析
			高月 波子	里親制度運用の状況 -大阪市の場合-
			両角 正子	肢体不自由児通園施設「あさしお園」の現状と課題
第7号 (昭和59年度)	関 宏之	障害者の雇用と就労 -職業リハビリテーションの課題と展望-	白澤 政和	老人に対するソーシャル・サービス
	辻 光文	教護院と小倉夫婦制 -阿武山学園に生きた一管見-	北浦 亨・青木 正博 山本 恒俊	わが国の社会保障制度における生活保護制度の役割と課題
			横石 金男	生活保護と社会福祉
			清水 隆則	集団スーパービジョン
			福井 桂子・平田 佳子	障害児家族への福祉援助について重度精神薄弱児訪問指導の報告
第8号 (昭和60年度)	真鍋 清則	障害者（児）のリハビリテーション -肢体不自由児の療育を中心に-	黒川 昭登	多様化するニーズと措置費制度
	深尾 開司	公的扶助制度における福祉の具現について -生活保護動向にみる日本の福祉の実践に向けて-	白澤 政和	老人に対するケース・マネジメント -その内容と必要性を中心として-
			西尾 裕吾	被保護母子世帯研究の一視点
			平野区福祉事務所母子・父子問題小委員会	生活保護受給世帯の実態 -調査結果の分析から-
			山本 茂	真摯なる専門性を問う -大阪市生活保護施設連盟の現場から-
			大阪市中央児童相談所野外活動委員会	児童相談所における在宅指導のあり方を求めて -野外活動の実践報告-
			金戸 述	夜間保育所の示唆する諸問題 -児童福祉施設の今後のあり方に対する -考察-
			大阪市児童収容施設連盟調査研究委員会	施設児童の生活意識と生活実態 -施設児童の理解のために-
			長谷 秀雄・竹村 安子 植村 利弘	大阪市における小地域社協の育成と課題
第9号 (昭和61年度)	地区福祉事務所中国帰国者ケース検討小委員会	中国帰国者自立援助の取り組みとケース事例	該当者なし	
	西尾 裕吾・杉本 敏夫 東浦 俊次・佃 宏	被保護高齢者世帯の実態について		
	越村真己子・白澤 政和	大阪市における老人福祉センターの現状と問題点 -全国老人福祉センター調査結果との比較をもとに-		
	市村 健二	アルコール関連問題と専門施設の役割		
第10号 (昭和62年度)	大阪市中央児童相談所里親委託追跡調査研究会	大阪市における里親委託の追跡調査研究（Ⅱ） -養子縁組ケースについて-	すみれ愛育館共同ホーム研究グループ	すみれ愛育館「共同ホーム」のとりくみ
	榎並 義弘	更生施設における処遇と展望に関する -考察 -大淀寮の事例を通して-	横石 金男	社会福祉的援助の原理（岡村方法論について）
第11号 (昭和63年度)	生野区福祉事務所母子世帯処遇改善委員会	自立母子世帯調査報告 -生野区に於ける被保護母子世帯について-	大阪市立社会福祉センター内老人電話相談センター担当者グループ	老人電話相談の現状と課題

掲載号	研究奨励賞一覧		研究努力賞一覧	
	受賞者・団体	受賞対象論文	受賞者・団体	受賞対象論文
第 12 号 (平成元年度)	林 健二	リハビリテーション工学に求められるもの —リハビリテーション工学の現状と課題—	畠中 義久	自立援助機能（自立援助システム）についての一考察 —養護施設・自立援助ホームの立場から—
	後藤 和美	イングランドにおける少年非行対策	人見 和子	均等法時代の女子労働者福祉施設の役割について —大阪市立労働婦人センター 13 年のあゆみの中を考える—
第 13 号 (平成 2 年度)	ボランティアセンター・ピューロー連絡会	大阪市ボランティアセンター、ボランティア・ピューローの需給調整事業をとおしてみるボランティアの育成と課題	坂東美和子 風の子そだち園生活発達療育研究部	施設給食の向上をめざして —現場からの報告— 精神薄弱者の社会的自立と通所更生施設の役割 —風の子そだち園の実践を通して—
第 14 号 (平成 3 年度)	原 順子	聴覚障害児をとりまく福祉的課題	武内 貴夫	大阪市における高齢者福祉対策の歩みと今後の課題（下）
			藤井 能文	高齢者のための地域ネットワークづくり —港区の友愛訪問活動を参考として—
			土田美世子・竹本 笑子	児童館・親子教室の今日的役割と機能 —地域ぐるみの子育て支援についての考察—
第 15 号 (平成 4 年度)	風の子そだち園生活発達療育研究部	障害者のレスバイトサービスを考える	大阪市児童福祉施設連盟 木戸脇富子・神垣 真澄	養護高齢児の実態と自立援助のあり方 要介護高齢者に対する在宅サービス量設定に関する一考察 —ニードを中心に—
第 16 号 (平成 5 年度)	山田伊佐子・坂本 歩 岡田 博子・新澤 伸子	通園施設における自閉的傾向をもつ子どもと家族への援助 —T E A C C H プログラムに基づく環境の構造化を中心に—	堀内 桂・濱村 浩一 亀岡 順哉・佐味 秀雄	愛隣地区における高齢生活困窮者に関する基礎的研究
第 17 号 (平成 6 年度)	該当者なし		濱村 浩一・堀内 桂 亀岡 順哉	愛隣地区における高齢生活困窮者に関する研究・その 2 (Baumtest を用いて)
			渕上 登子	城東区老人福祉センターにおける老人保健・健康増進事業の歩みとそのまとめ
第 18 号 (平成 7 年度)	該当者なし		該当者なし	
第 19 号 (平成 8 年度)	滝口 和夫	戦後の大阪市における失業対策事業の展開と収束（上）	該当者なし	
第 20 号 (平成 9 年度)	細川 雅人 大熊 章夫	福祉現場から見た成年後見制度の必要性 重度脳性麻痺者の生活介護の現状と課題	該当者なし	
第 21 号 (平成 10 年度)	松藤 栄治	知的障害者のライフコース —就労の問題を中心には—	長谷 純子・岩佐 敏子 小西千代美	子育てネットワークと教室運営 —平野児童館における共同子育て事業—
	水野 博達	2000 年をどう迎えるか —気になる『措置→保険制度のエア・ポケット』—	青木 正博	子どもの心と出会うとき —児童院における通所集団活動を通して—
			脇坂 博史・川田 誠	『サロン活動』から見えるボランティア活動と地域福祉
第 22 号 (平成 11 年度)	松村 昌子・岩崎 隆彦 加藤啓一郎	どんなに障害が重くても、地域で暮らしていくために必要な支援とは何か	寺見 陽子・西山 梢 白井 調子・堀江 直子 氏原 雅子・石井 博子	乳児と保育者のかかわりに関する一考察 —保育行為の読みとりと援助のあり方を探る—
第 23 号 (平成 12 年度)	該当者なし		在町 香月・岡井 淳治 斎藤 宏行・竹村 安子 中島 千晴・横山紀代美	区社会福祉協議会・校下社会福祉協議会の展開とコミュニティワーカー
			海瀬 一典・辻 薫 今村 健一・阪口 和代 日浦真木子・西埜明寿香 来間 寿史・山本 基恵	障害児の低年齢化、重度重複化に対応した通園施設の早期療養の工夫

掲載号	研究奨励賞一覧		研究努力賞一覧	
	受賞者・団体	受賞対象論文	受賞者・団体	受賞対象論文
第24号 (平成13年度)	該当者なし		河原田啓史 長尾 正男・岡本 文人 長田 宣子・朝比奈 裕 北川 温子・貴志 彩 清水 晶子・岩上 高志 横山 鄭史・市山 成治	医療行為を必要とする重度障害者の地域生活の現状と課題 -重症心身障害者 M君の在宅生活の事例を通して- 情緒障害児短期治療施設における処遇・治療技法の検討 -被虐待児童の入所増加に伴う処遇のあり方-
第25号 (平成14年度)	社会福祉法人今川学園：制度改訂に向けてのワーキングチーム 松尾 尚・北畠 正寛 千葉 邦明・篠瀬美千代 川口 博之・阿武 尚信	制度改革に対応するまでの施設現場の課題	安藤 努・井筒 恵子 植村 利弘・西 申子 森岡 朋子	マイケアプランをめぐる在宅介護支援センターの実践
第26号 (平成15年度)	豊川 知子・武 直樹 亀岡 直樹・植村 利弘 末長 秀教・井西 弘宣	生野区における区社協発展強化計画策定への取り組み -区レベルのアクションプランでの協働に向けて-	該当者なし	
第27号 (平成16年度)	坂東 弥生	通所介護における機能訓練について - ICF の観点からみた訓練の意義と課題-	中村さやか・木村 祥子 松浦 聰・児玉 貴志 油谷 佳典	知的障害者の支援費利用の現状と課題 地域生活移行・生活支援の実験的検証 -『もう施設には帰りたくない』この思いを実現するために-
第28号 (平成17年度)	石川 洋志・大西 尚子 武 直樹・豊川 知子 辻中 知加・中嶺 千晴 富田めぐみ・川原 義彦	校下（地域・地区）社会福祉協議会と地域（地区）ネットワーク委員会の現状と課題の整理 -校下における地域福祉推進のための関係構築へむけて社会福祉協議会職員からの提案- 社会福祉施設で働く者の人権意識と権利擁護の取り組み（実践報告）	該当者なし	
第29号 (平成18年度)	高落 敬子 青木 智香・武 直樹 竹越 直子・堤 和美 吉田 美幸	「リロケーションダメージ予防」の観点から望まれる利用者本位の高齢者泊まりサービスモデル事業の評価 社協職員から問う社会福祉協議会の使命とは -社協らしさへのこだわり-	該当者なし	
第30号 (平成19年度)	該当者なし		谷 太一 横内 正人 石村 陽一・坂東 弥生 村岡枝理子・鈴木 志乃 種継 敦	アメリカの公的扶助における一般扶助の変遷 -1996年の福祉改革前後における動向を中心にして- 野宿生活者巡回相談事業によるホームレスの自立支援について -大阪市内 A 地区における動向を中心にして- 介護保険の要援護者に対する「介護予防」サービスのアプローチ法についての考察 スーパーバイザー養成研修の効果に関する研究
第31号 (平成20年度)	松藤 栄治	野宿生活からの離脱の条件 -あいりん地域から脱野宿した人々の「その後」より-	岩崎 隆彦 【会長賞】 松浦 聰・児玉 貴志 油谷 佳典 末長 秀教・豊川 知子 真砂 等・溝潤 肇	自閉性障害のある子どものこころに焦点を当てる -その理解と支援- 地域生活移行・生活支援に関する一考察 指定都市における大阪市社協と区社協の関係性を考える
第32号 (平成21年度)	該当者なし		高落 敬子・山内 恵美 西口 昌代	大阪市認知症介護実践者研修の評価 -意識調査から見えた研修課題-

掲載号	研究奨励賞一覧		研究努力賞一覧	
	受賞者・団体	受賞対象論文	受賞者・団体	受賞対象論文
第33号 (平成22年度)	益子 千枝・田岡 秀朋 平川 隆啓	過渡期を迎える刑余者の課題と展望	該当者なし	
第34号 (平成23年度)	城東区地域自立支援協議会有志 松藤 栄治	ローカルガバナンスによる福祉コミュニティの創造 －城東区地域自立支援協議会の事例を通して－	在町 香月・石川 洋志 殿井 裕一・畠野 千夏	「地域ケアネットワーク連絡会」の実践から見えてくる地域における新たな考え方の展開と可能性に関する研究 －大阪市東成区における事例をもとに－
			山内 恵美・高落 敬子 北風 昌代	大阪市認知症介護実践リーダー研修の意義と効果
第35号 (平成24年度)	麻井 郁・阪井 誠一 真砂 等	個別支援部門と地域支援部門の職員連携によるコミュニティーソーシャルワーク実践について ～大橋理論による整理・検証～	藤原 一男・伊間 玉恵 東野香津美・横野 雅子 異 美希・西中川由香	大阪市成年後見支援センターにおける市民後見人活動支援の取り組みに関する検討 ～専門職とセンター相談員による活動支援の意義と役割をめぐって～
第36号 (平成25年度)	松尾 浩樹・小野 靖子 市居 利絵・河崎 友紀	地域課題の解決に向けた、創発性を育むプラットホーム形成の実践に関する報告	太田ひとみ・勝井 操 神野 正彦・金 隆明 末長 秀教・武 直樹 西村 洋三・吉本 年江	地域共生ケアの推進を目指した地域共生ケア生野推進委員会の取り組み ～新しい公共の場づくりのためのモデル事業を通じての実践報告～
			吉田 洋司	宅老所からの20年 ～障がい及び認知症高齢者との軌跡～
第37号 (平成26年度)	該当者なし		青木 智香・異 俊朗 田淵 章大・濱辺 隆之 松尾 浩樹	協働による地域課題解決を喚起する実践からの考察 ～社会福祉協議会による今後のコミュニティワーク展開の可能性～
			大川 敏子・篠崎ゆう子	地域とともに考える、災害時要援護者の見守りと支援について ～防災をキーワードに、地域福祉を考える～
			【会長賞】 奥田 佳代・清輔 裕子 武 直樹・豊川 知子	生野区における妊娠婦支援・産褥センター起ち上げに向けた妊娠婦支援の取組（実践報告）と取組からみえてくる区社協などの中間支援組織の役割
第38号 (平成27年度)	該当者なし		長野 美香・平田 舞衣 松浦 聰・油谷 佳典	良い支援を拓げる職『場』づくり ～人としての人権を守る権利擁護委員会の取組み～
			【会長賞】 森岡 朋子・野田美津子 江川 紀子	認知症の地域包括ケア体制の構築について 認知症対策連携強化事業における医療・介護・福祉・地域の連携に向けた取組み ～平成21年度からの実践と考察～
			藤野 正司・堀江 幸代 坂根 浩幸・塚本はづみ 田淵 章大	区社会福祉施設連絡会の取組み ～結成から協働活動そして新たな展開～
第39号 (平成28年度)	岩崎 隆彦・加藤啓一郎 黒田 千珠・後藤 美和 酒井 郁恵・松村 昌子 村井 千都	意思決定支援の「落とし穴」 ～知的障がいのある人の支援事例を通して考える～	植田 彦辰・岩井 智裕 加森 し恵・佐藤 穎真 西森 伸子・松本 卓郎	阿倍野区社会福祉施設連絡会障がい児者部会におけるこれまでの実践と今後の可能性 ～つながりと支えあいのまちづくり～
			中嶋 千晴・増田 光彦	住吉区山之内地域の見守り活動の実践
第40号 (平成29年度)	該当者なし		安達 香里・安藤久美子 宇都宮葉子・太田 康裕 寺村 肇	障がい当事者が望む災害時対応と福祉避難所 ～アンケート調査から現状と課題を考える～
第41号 (平成30年度)	向井 順子・村井 智子 川平 昌美・横野 雅子 石本 佳那	意思決定支援のプロセスにおける市民後見人の役割の検証	武市 佳代・小阪 勉 内村ひとみ・高田 郁子 酒井 礼子・田中希久央 坂上 里絵	大阪市北区役所における職員の福祉教育 ～全職員が認知症サポートになる試み～
			柏原 一樹	更生施設が担う役割と機能の変化 ～更生施設淀川寮の取り組みを中心に～

掲載号	研究奨励賞一覧		研究努力賞一覧	
	受賞者・団体	受賞対象論文	受賞者・団体	受賞対象論文
第 42 号 (令和元年度)	塙川 悠・北口 勝紀 小橋 智子・宍倉 忠夫	若者を支援することの意味 ～大阪市平野区における高校生の支援の取組みを例に～	該当者なし	
第 43 号 (令和 2 年度)	松原 宏樹	認知症介護による家族介護者の経験ブロセス ～複線径路・等至性モデル（T E M）による分析を通して～	【会長賞】 柳下 雄大 【会長賞】 坂東 弥生・渡辺 健太 本田 麻絵・坂井 薫 泡田 逸美	作業療法士が行うオンライン療育の実践 ～課題と展望～ 自立支援型ケアマネジメント検討会議から見る今後の自立支援のあり方についての一考察
第 44 号 (令和 3 年度)	高下 洋之	児童福祉施設内児童間性問題に対する職員への再発防止支援	佐々木さやか・忌部 周 山脇 功次・修田 翔 由浅 悠 【会長賞】 松藤 栄治	地域活動を支える専門職の役割 ～学び合い助け合うマンションコミュニティ～ 障害者スポーツを取り入れた小中学校向け障害理解教育の効果 ～質的データを用いた事業評価の試み～ 福祉サービス事業者による支援の質の向上に関する研究ノート ～福祉ビジネスから真の社会福祉事業～
第 45 号 (令和 4 年度)	向井 順子・舟橋 豊 野口 直樹・康 之利 江口 浩之 井上 佳奈・角田 達哉 尾方 俊祐・坂本 篤子 小幡 真紀・蓬萊 美賀 矢野 晴枝・末長 秀教	路上生活の次はどこに行ったらよいのか 地域における住民による有償助け合い活動 ～調査から地域の取り組みへ 戰略的な区社協の実践～	砂田 知美・今村 加奈 辻 としみ・三浦 晶子 【会長賞】 河合 伸朗・岸本 康子 杉村 和朗・田中 恵士 太郎良勇二・時枝 高志 中山久美子・樋原 裕二 森崎 美登 【会長賞】 柴田 大樹・村上 敏昭 樋口 京子・中岡 圭太 伊藤 誠章・細見 紗知	介護助手（アシスタントワーカー）の導入による介護現場の業務改善等に向けた取組み ～「介護の職場 担い手創出事業」にかかるモデル事業 実践報告～ 「大阪市西成区社会福祉協議会におけるニーズ収集方法の再検討について」 「住之江区における福祉の視点からみた防災の取り組み ～SAlive（さらいぶ）実行委員会の活動報告～」 「中央区地域福祉ビジョンにおける、やさしい日本語版と多言語版の作成について」
第 46 号 (令和 5 年度)	該当者なし		橋口 風伍・藤井 和希 中西 一美 【会長賞】 河合 伸朗・岸本 康子 杉村 和朗・田中 恵士 太郎良勇二・時枝 高志 中山久美子・樋原 裕二 森崎 美登 【会長賞】 柴田 大樹・村上 敏昭 樋口 京子・中岡 圭太 伊藤 誠章・細見 紗知	「大阪市西成区社会福祉協議会におけるニーズ収集方法の再検討について」 「住之江区における福祉の視点からみた防災の取り組み ～SAlive（さらいぶ）実行委員会の活動報告～」 「中央区地域福祉ビジョンにおける、やさしい日本語版と多言語版の作成について」
第 47 号 (令和 6 年度)	豊田 祥平	救護施設における心理アセスメントの取り組み	大里 祥・末長 秀教 北川 好美 【会長賞】 松藤 栄治 【会長賞】 亀井 章 【会長賞】 柳下 雄大	生活困窮者自立支援制度の支援会議の実態と参加者にとっての意義 一大阪市西淀川区における会議参加者アンケートの質的分析～ 支援と規律 ～生活保護ケースワーク試論～ 在宅認知症高齢者への通所介護利用から継続できる支援と安心できる施設入居に向けた取り組み 一環境支援指針 PEAP 日本版 3 を通した実践～ 個別療育という「価値」について ～作業療法、自律神経系、情緒への支援という視点からの考察～

同心会について

I 同心会設立の背景と契機

同心会は、大阪市社会福祉センターの開設（北区同心町）とともにある。大阪市は社会福祉専門職制度採用以降、社会福祉関係者の自己啓発・研究発表のために機関紙「大阪市社会福祉研究」（昭和55年4月、第一号発刊）の発刊や研究会活動を支援した。それらの趣旨・目的を継承し、それを、さらに充実・発展させるために発足したのが同心会である。その契機となったのは、府立大阪社会事業短期大学学長退任と同時に開設された、大阪市社会福祉研修センターへの岡村重夫所長の就任（昭和57年10月）である。この実現に、当時の桜木民生局長・西野調査課長の貢献に大なるものがあった。

昭和57年、大阪市社会福祉センター運営委員会、同58年、岡村重夫賞設置発起人会を契機として、同58年12月24日に「同心会」及び、「同心会社会福祉研究奨励基金」運営委員会（代表委員 柴田善守）が発足した。

II 「同心会」の名称

「同心会」の名称には、理由が3点ある。一つは、大阪市社会福祉研修センターの所在地名（北区同心町）、二つは大阪府立大学内の「岡村重夫賞」と峻別するためである。第三が基本であり、岡村重夫所長自らの命名で、『福祉同心』、即ち、社会福祉を探求し実践するもの全てが、心を同じくしてミッション（使命）をもって、課題に取り組んでいこうという信条を示しているのである。

III 同心会社会福祉研究奨励基金

「同心会社会福祉研究奨励基金」は、大阪府立大学社会福祉学部の「岡村重夫賞基金」の設置と双子の関係にある。岡村重夫大阪府立社会事業短期大学長の大蔵府立大学社会福祉学部実現への功績から、「岡村重夫賞」設置が学部決定となり、基金の募集活動が開始された。その寄金の内、学内外の研究者からの額を大阪府立社会福祉学部「岡村重夫賞」とし、社会福祉関係者から寄せられた額を「同心会社会福祉研究奨励基金」とした。その後、同心会基金（昭和59年1月26日）を信託化し、利息収入や多くの研究者・社会福祉関係者等からの新たな寄付を受けて運営されている。さらに、「地域福祉論」（光生館）の復刻版印税が毎年、寄付されている。

IV 活動内容

同心会発足と同時に、「大阪市社会福祉研究 第6号」（昭和58年刊）以降、同心会社会福祉研究奨励賞選考委員会が毎年・各号ごとに開催し、「大阪市社会福祉研究」誌上に掲載された研究論文・実践報告等の中から、「研究奨励賞」、「研究努力賞」及び「会長賞」を授与している。多項目の審査基準を設け、極めて慎重な審査が行われ、受賞論文は極めて水準が高いと評されている。その詳細は「募集要領」に示されているが、審査対象となる論文・実践報告は、あくまでも社会福祉実践者によるものであり、大学教員等の研究者との共同によるものは選考対象外としている点を特徴としている。

選考委員会は、学識経験者、大阪市、大阪市社会福祉協議会等の関係者で構成されており、授賞式での賞状授与や講評をはじめ、忌憚のない質疑応答・意見交換を行っている。

同心会役員

会長 白澤 政和（国際医療福祉大学大学院医療福祉学研究科教授）
副会長 岡田 進一（大阪公立大学大学院生活科学研究科教授）
副会長 大阪市福祉局生活福祉部長
会計 大阪市社会福祉協議会常務理事
監事 牧里 每治（関西学院大学名誉教授）
委員 西嶋 善親（元福祉局長／元大阪市社会福祉協議会 常務理事）
顧問 右田紀久恵（大阪府立大学 名誉教授）

奨励賞選考委員

座長 白澤 政和（国際医療福祉大学大学院医療福祉学研究科教授）
委員 牧里 每治（関西学院大学名誉教授）
委員 西嶋 善親（元福祉局長／元大阪市社会福祉協議会 常務理事）
委員 岡田 進一（大阪公立大学大学院生活科学研究科教授）
委員 大阪市福祉局生活福祉部長
委員 大阪市社会福祉協議会常務理事

事務局 大阪市社会福祉研修・情報センター内
〒557-0024 大阪市西成区出城2-5-20
TEL 06-4392-8201

大阪市社会福祉研究 第48号 2025年12月

発行所 大阪市社会福祉研修・情報センター

〔運営主体：社会福祉法人大阪市社会福祉協議会〕

〒557-0024 大阪市西成区出城 2-5-20

T E L (06) 4392 - 8201

<https://www.wel-osaka.com>

印刷所 あさひ高速印刷株式会社